

「第3次町田市環境マスタープラン」の策定について

1 趣旨・背景

このたび、計画期間を 2022 年度から 2031 年度までの 10 年間とした「第3次町田市環境マスタープラン」を策定しました。

「第3次町田市環境マスタープラン」は、「パリ協定」や「SDGs」の採択、近年の脱炭素社会へ加速した潮流も受け、地球温暖化対策（気候変動の影響への対応を含む）を強化するとともに、生物多様性の保全、ごみの減量、生活環境の維持などの従来の方針や取組も包含した計画となっています。

※内容は別紙「第3次町田市環境マスタープラン」をご覧ください。

2 策定の経過

2021年1月19日	環境審議会へ諮問
2月9日	第78回環境審議会を開催
3月12日～3月26日	「望ましい環境像」への市民投票を実施
4月27日	第79回環境審議会を開催
5月23日	市民意見交換会（AM1回、PM1回）の実施
7月13日	第80回環境審議会を開催
8月3日	第81回環境審議会を開催
8月10日	素案策定
9月15日～10月14日	パブリックコメントの実施
11月30日	第82回環境審議会を開催
12月15日～1月14日	パブリックコメントの実施結果の公表
2022年1月11日	第83回環境審議会を開催
1月19日	環境審議会から答申
3月	策定・公表

第3次町田市 環境マスタープラン



みんなで将来に受け継ぐ
水とみどり豊かな まちだ



町田市



はじめに

町田市では、良好な環境を保全、回復及び創造するとともに、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の実現を目指して、2000年に「町田市環境基本条例」を制定しました。この条例に基づき、環境マスタープランを策定（2002年に第一次計画、2012年に第二次計画）し、環境施策を推進してまいりました。



一方、環境を取り巻く状況は日々変化しており、近年の地球温暖化による気候変動は、干ばつや洪水などの甚大な災害を引き起こし、動植物等の生態系にも影響を及ぼしています。さらに、ウィズコロナ、アフターコロナとしての価値観の多様化もあり、時代に即した施策が常に求められています。

世界では「持続可能な開発目標（SDGs）」や「パリ協定」が採択されました。国内においても、東京都が2019年に、政府も2020年に、温室効果ガスの排出を2050年までに実質ゼロにすることを宣言しました。

こうした状況を踏まえ町田市でも、2022年1月に温室効果ガスの排出を2050年までに実質ゼロにする「町田市ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。脱炭素化に向け、再生可能エネルギーの利用拡大や次世代自動車の積極的な導入などの取組を進めてまいります。

この度、新たに策定した第3次町田市環境マスタープランでは、市民の皆様の投票を経て、望ましい環境像を「みんなで将来に受け継ぐ水とみどり豊かな まちだ」としました。町田市には、鶴見川、境川、恩田川などの源流域や里山など、恵まれた自然環境を有する特徴があり、この町田市の財産を将来へ受け継いでいくという想いが込められております。

また、SDGsの理念を踏まえ、経済面、社会面も意識しながら、地球温暖化対策、生物多様性の保全、ごみの減量等の取組の強化を図り、今ある良好な生活環境の維持に努めることで、持続可能な環境を作ってまいります。

望ましい環境像の実現に向けて、市民・事業者の皆様と連携・協働し、着実に環境施策を推進してまいります。今後とも、新しい町田市の環境行政へのご理解とご支援をお願い申し上げます。

最後に、本マスタープランの策定にあたり、町田市環境審議会委員の皆様をはじめ、市民意見交換会やパブリックコメントなどで、貴重なご意見やご提言をいただきました多くの皆様に心から感謝申し上げます。

2022年3月

町田市長 石阪 丈一

目次

第1章 計画の基本的事項 6

- 1.1 「第3次町田市環境マスタープラン」策定の趣旨 6
- 1.2 計画の位置づけ 10
- 1.3 「まちだ未来づくりビジョン2040」との関連性 11
- 1.4 計画期間 12
- 1.5 計画の対象とする範囲 12

第2章 町田市の環境の現状と課題 13

- 2.1 町田市の概況 13
- 2.2 町田市の環境の現状と課題 17

第3章 計画の基本構成 27

- 3.1 環境の保全、回復及び創造に向けた基本理念 27
- 3.2 望ましい環境像 27
- 3.3 基本目標 29
- 3.4 施策 30
- 3.5 重点プロジェクト 30
- 3.6 市の取組 30
- 3.7 市民・事業者の取組 30
- 3.8 計画の施策と成果指標 32

第4章 望ましい環境像実現のための取組 34

- 基本目標1 エネルギーを賢く利用し、気候変動の影響にも対応するまち 36
- 基本目標2 源流から里山、都市が織りなすいのち輝くまち 50
- 基本目標3 徹底したごみ減量、資源化を進めるまち 60
- 基本目標4 安全で快適な暮らしを実現するまち 68
- 基本目標5 環境について、みんなで学び、協働を進めるまち 75

第 5 章 取組をリードする重点プロジェクト…………… 81

5.1 重点プロジェクトの考え方…………… 81

5.2 重点プロジェクト…………… 82

第 6 章 推進体制・進捗管理…………… 92

6.1 推進体制…………… 92

6.2 進捗管理…………… 93

第 7 章 付属資料…………… 94



コラム

- 省エネ家電に買い替えて、二酸化炭素と光熱費の削減で一石二鳥に！…………… 39
- 住宅断熱の省エネ・健康への影響…………… 40
- 『みんなでいっしょに自然の電気』キャンペーン…………… 41
- 地球温暖化の影響と対策…………… 49
- 町田市の流域…………… 56
- 生物多様性の大切さ…………… 57
- スマホアプリを使った町田市の生きもの調査…………… 59
- さんあーるチャンネル…………… 60
- マイボトル OK 店…………… 63
- 生ごみからエネルギーをつくるバイオガス化施設…………… 65
- 市内の大气や水質の保全のための取組…………… 68
- 電気自動車用充電設備の設置…………… 69
- 市民通報アプリ・まちピカ町田くん…………… 72
- 町田市シェアサイクル…………… 74
- 市の環境情報発信 SNS（Twitter、Instagram）を紹介します！…………… 75
- みどりのカーテン事業…………… 80

表紙の「カワセミ」の写真は生きもの発見レポート（市民協働の生きもの調査）で投稿された画像です（2021 年 7 月投稿。野津田町付近）。

第1章 計画の基本的事項

1.1 「第3次町田市環境マスタープラン」策定の趣旨

1.1.1 はじめに

町田市は、良好な環境を保全、回復及び創造するとともに、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の実現を目指して 2000 年に環境基本条例を制定しています。

この環境基本条例に基づき、2002 年に「町田市環境マスタープラン」、2012 年に「第二次町田市環境マスタープラン」（以下、「前計画」という。）を策定し、環境の保全、回復及び創造に向けた展開を図ってきました。さらに前計画では、前後期それぞれ 5 年ごとに具体的な取組をアクションプランとして策定することで、実効性を考慮しながら計画を推進してきました。

表 1 町田市環境マスタープランが定める事項（町田市環境基本条例より）

- ・市の責務として、環境施策を総合的かつ計画的に推進するための環境基本計画を策定すること(第 9 条)
- ・事業者及び市民等が環境への負荷の低減に寄与する行動を取るための規範となる環境行動指針を策定すること(第 11 条)

1.1.2 国内外の環境政策を取り巻く動向

2012 年に策定した前計画以降、国内外における環境政策を取り巻く状況は大きく変化しています。

2015 年には、国連サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、経済、社会、環境における課題を統合的に解決する考え方が示されるとともに、2016 年から 2030 年までの国際目標として、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs）」が掲げられました。SDGs は、17 のゴール（図 1.1 参照）とそれらに付随する 169 のターゲットから構成されており、国際社会全体が将来にわたって持続可能な発展ができるよう、それぞれの課題に取り組んでいくことが必要とされています。また、2015 年にフランス・パリで行われた第 21 回締約国会議（COP21）では、2020 年以降の地球温暖化対策の新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。世界全体の目標として、産業革命前からの世界の気温上昇を 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃未満に抑えるための努力を追求することが示され、日本を含むすべての条約加盟国が温室効果ガス排出削減のための取組を強化することが必要とされています。欧州では、新型コロナウイルス感染症からの経済復興に当たり、環境や社会にも配慮した復興として「グリーンリカバリー」が実践されており、日本でも同様の考え方を取り入れる動きが広まろうとしています。

このような世界的な動向を踏まえ、国では、2018年4月に「第五次環境基本計画」が策定され、目指すべき社会の姿として「地域循環共生圏」、持続可能な循環共生型の社会（環境・生命文明社会）の実現が掲げられました。また、2016年5月に地球温暖化対策推進法（以下、「温対法」という。）に基づく「地球温暖化対策計画」が策定され、温室効果ガス排出量の削減目標を設定するとともに、地方公共団体には「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」^{※1}の策定が義務付け（町田市を含む中核市未満は努力義務）られています。さらに、2020年には、国として2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることが菅内閣総理大臣により宣言され、2021年4月には、2030年度46%削減（2013年度比）の目標が掲げられています。こうした流れを受け、温対法の改正や地域脱炭素ロードマップの策定が進められており、地球温暖化対策における地方公共団体に求められる役割が大きくなっています。このほかにも、気候変動適応法の制定や「生物多様性国家戦略」の見直しが行われています。

東京都においては、2016年3月に「東京都環境基本計画」を策定し、「世界一の環境先進都市・東京」の実現を掲げています。さらに、2019年5月には、2050年にCO₂排出実質ゼロを目標とする「ゼロエミッション東京」を宣言しており、2021年3月に「ゼロエミッション東京戦略2020 Update & Report」を策定しています。この戦略では、2050年に目指すべき姿とともに2030年までに温室効果ガス排出量を半減（2000年度比）する「カーボンハーフ」のための取組が示されています。このほかにも、「東京都気候変動適応計画」の策定や「東京都生物多様性地域戦略」の見直しが行われています。

このように、環境政策を取り巻く社会動向は日々変化しており、これらの変化を取り込んだ新たな対応が求められています。



出典：国際連合広報センターホームページ

図 1.1 持続可能な開発目標（SDGs）17のゴール

※¹ 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）：温対法に基づき、地方公共団体は「地方公共団体実行計画」を策定するものとされています。本計画においては、前述の計画の名称を「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」としています。

1.1.3 前計画における振り返り

前計画では、5つの基本目標ごとに3つの達成目標を掲げ、前期後期それぞれ5年間のアクションプランで推進を図ってきました。15の達成目標に対し、2020年度時点での達成度は1/3程度となります。なお、前計画における振り返りは、計画策定時の最新データである2020年度時点のデータに基づいて実施しています。

基本目標1 地域で取り組む地球温暖化の防止～低炭素社会を目指すまちづくり～

主要な取組

みどりのカーテンや「わたしのエコ宣言」による家庭での温室効果ガス削減の取組支援、再生可能エネルギー導入に関する各種補助金の紹介や出前講座、公共交通機関の利用促進などの市民の意識を高める取組等を予定通りに進めることができました。

達成目標の評価

普及啓発等を積極的に行いましたが、東日本大震災以降の原子力発電停止に伴う火力発電の稼働率上昇の影響等により「二酸化炭素排出量の削減」の目標達成が厳しい状況です。

一方で、まだ市民全体への意識の浸透が途上段階ということなどもあり、「再生可能エネルギー導入割合の増加」、「市民の公共交通利用者割合の増加」の目標達成が厳しい状況です。

基本目標2 自然環境と歴史的文化的環境の保全～水とみどりと生き物を守り育むまちづくり～

主要な取組

水辺の魅力の発信について、継続的な水辺でのイベント開催と環境広報紙やアプリ等での情報発信を行いました。また、北部丘陵及び公園の整備事業の着実な実施や市民協働による生きもの調査やビオトープイベントの開催等の各種事業を推進することができました。

達成目標の評価

目標の1つである「水辺とのふれあいの満足度」は目標を達成する見込みです。生産緑地の減少などの影響があり、目標の1つである「緑地の割合」はほぼ横ばいで推移しており、目標達成は厳しい状況です。また、「生きものに関心のある市民の割合」については、市民協働による各種取組を推進してきましたが、目標達成は厳しい状況です。

【町田生きもの共生プラン 2015-2021 の振り返り】

※町田市の生物多様性地域戦略である「町田生きもの共生プラン」では、基本方針や目標等を横断的に推進するために5つの重点プロジェクトを設定しました。重点プロジェクトでは、定量的な視点として5つの指標を設定しており、達成度は4/5になる見込みです。「町田生きもの共生プラン」は、2021年度までの計画期間を終了することに伴い、「第3次町田市環境マスタープラン」に引き継ぎ、生物多様性地域戦略として「第3次町田市環境マスタープラン」内に位置づけます。

基本目標 3 持続可能な循環型社会の構築～ごみを減らし資源を有効活用するまちづくり～**主要な取組**

ごみ減量サポーター制度をはじめ、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の出前講座や食品ロス削減の啓発、事業者向けの訪問指導など、ごみ排出に関連した市民・事業者向けの普及啓発を行い、ごみの減量・資源化を進めてきました。

達成目標の評価

「1人1日当たりの総ごみ量」は減少し、目標を達成しています。総ごみ量についても、2009年度から人口が増加しているにもかかわらず、概ね減少傾向にあります。一方で、資源ごみ処理施設の整備が予定より遅れているため、「資源化率」は基準年度から横ばいに推移しており、目標を達成できませんでした。同様の理由から、資源物を除いた「ごみとして処理する量」も目標を達成できませんでした。

基本目標 4 良好な生活環境の創造～安全で快適な暮らしを実現するまちづくり～**主要な取組**

大気質に関連する事業として、大気汚染物質を排出しない自転車の利用環境の整備を推進し、良好な水質確保のために市民・事業者への啓発等を行いました。また、悪臭の発生防止対策、自動車や事業活動による騒音・振動問題への対策を行ってきました。

達成目標の評価

「大気質の環境基準」は光化学オキシダントを除くすべての項目で目標を達成しており、「周辺環境への市民の満足度」の目標も達成しています。「河川の水質」は、概ね環境基準を達成していますが、水素イオン濃度（pH）は基準値を超え、アルカリ側に超過することが多くなっています。原因は藻類の光合成の影響とみられます。

基本目標 5 環境に配慮した生活スタイルの定着～学び・協働で進めるまちづくり～**主要な取組**

市内小中学校での環境教育等を毎年実施し、環境配慮に対する意識の浸透を図りました。また、学校、事業者との協働や環境月間イベントやエコフェスタなど市独自の環境イベントを実施して、環境のことを考える機会を設けています。

達成目標の評価

「市内小中学校での環境教育等の実施率」は毎年目標を達成しています。「イベント等に参加する市民の割合」は基準年度から増加していますが、目標達成は厳しい状況です。また、出前講座などによる環境配慮行動の啓発の取組を行っていますが、「環境に配慮した行動を行っている市民の割合」は基準年度から若干の減少が見込まれ、目標達成は厳しい状況です。

1.1.4 計画の目的

「第3次町田市環境マスタープラン」(以下、「本計画」という。)は、環境基本条例に基づき、環境施策の基本となる望ましい環境像を定め、その実現に向けて分野ごとに目標を立て、施策を策定して総合的に推進するための計画です。

1.2 計画の位置づけ

本計画は、町田市環境基本条例第9条(環境基本計画)及び第11条(環境行動指針)に基づき策定します。さらに国や都の計画に対応するとともに、「まちだ未来づくりビジョン2040」をはじめとした、町田市の関連計画とも連携を図りながら取組を推進していきます。また本計画は、町田市の環境施策を取り巻く社会動向の変化や、地域における環境課題に対応するため、温対法の第21条に基づく「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」、気候変動適応法の第12条に基づく「地域気候変動適応計画」を新たに策定するとともに、生物多様性基本法の第13条に基づく「生物多様性地域戦略」(旧 町田生きもの共生プラン)の3つの計画を包含した実効性も併せ持った計画とします。なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第6条に基づく「第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画」とも整合を図ります。

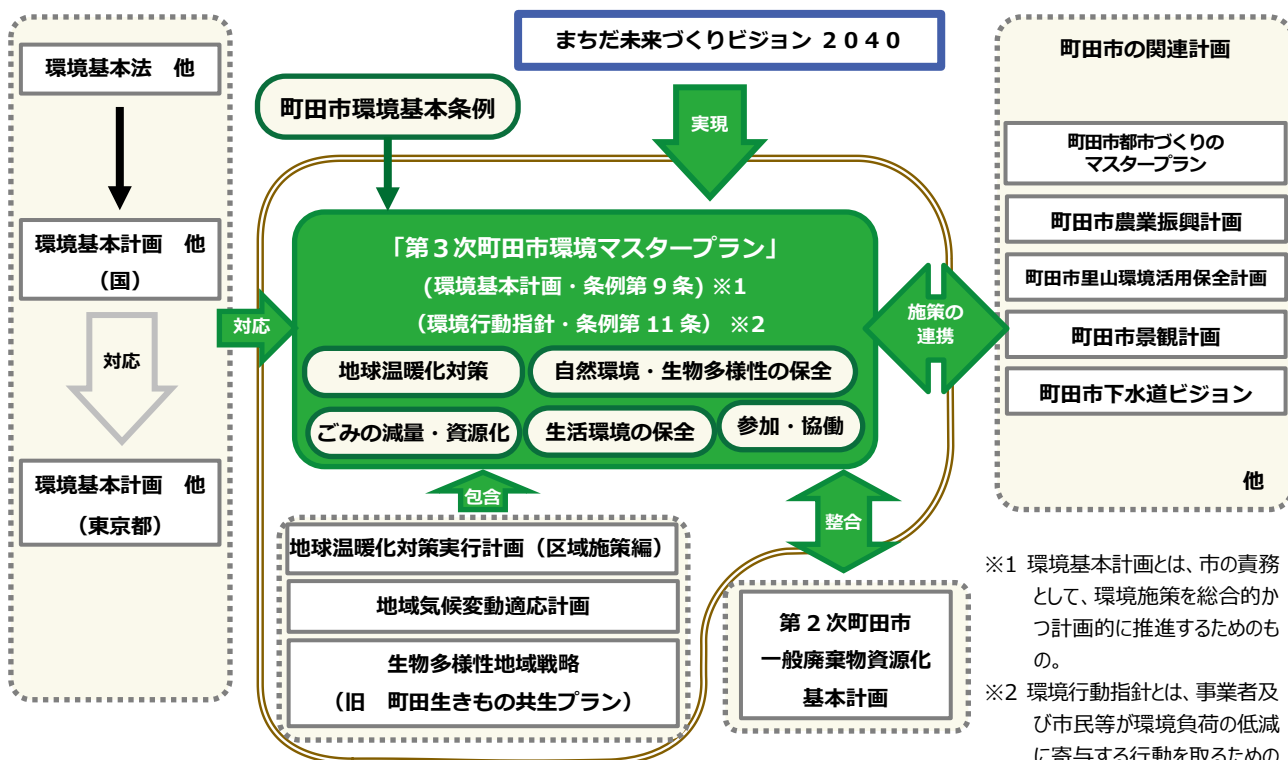


図 1.2 本計画の位置づけ

1.3 「まちだ未来づくりビジョン2040」との関連性

町田市では、誰もが夢を描くことができ、幸せを感じられる未来をつくるために、市の基本構想・基本計画である「まちだ未来づくりビジョン2040」を策定しました。本計画では、「まちだ未来づくりビジョン2040」の実現に向けて、具体的な事業と取組を示す実行計画（5カ年計画）と連動を図りながら、環境施策の推進を図ります。

まちだ未来づくりビジョン2040（キャッチコピー：なんだ かんた まちだ）

2040なりたい未来（基本構想部分）

なりたいまちの姿①

ここでの成長がカタチになるまち

まちづくりの方向性①

子どもとともに成長し、幸せを感じることができる

なりたいまちの姿②

わたしの“ココチよさ”がかなうまち

まちづくりの方向性②

ちょっといい環境の中で、ちょっといい暮らしができる

なりたいまちの姿③

誰もがホッとできるまち

まちづくりの方向性③

人と人がつながりながら、多様な価値を尊重し合うことができる

まちづくり基本目標（基本計画部分）

政策

- 1 赤ちゃんに選ばれるまちになる
- 2 未来を生きる力を育み合うまちになる
- 3 自分らしい場所・時間を持てるまちになる
- 4 いくつになっても自分の楽しみが見つかるまちになる
- 5 人生の豊かさを実感できるまちになる
- 6 つながり方を力にするまちになる
- 7 ありのまま自分を表現できるまちになる
- 8 思わず出歩きたくなるまちになる
- 9 みんなが安心できる強いまちになる

本計画と関連の深い施策

施策 3-2 町田ならではの地域資源をいかす

- 身近に農のあるまちづくり
- 里山環境の活用と保全

施策 6-2 みんなで将来に受け継ぐ持続可能な環境をつくる

- 地球温暖化対策の推進
- ごみの発生抑制・資源化の推進
- 生物多様性の保全

施策 8-1 気軽に外へ出てつながれる環境をつくる

- 移動しやすい交通体系の構築

施策 8-3 健やかで心地よい時間を過ごせる環境をつくる

- みどりを活用した心地よい環境づくり
- みどりとの関わりによる健康的な暮らしの支援

施策 9-1 ひと・まちを災害に強くする

- 防災を担う人づくり

第3次町田市環境マスタープラン

5つの基本目標の内容

地球温暖化対策

自然環境・
生物多様性の保全

ごみの減量・
資源化

生活環境の保全

参加・協働

まちだ未来づくりビジョン2040の実行計画（5カ年計画）

図 1.3 本計画と「まちだ未来づくりビジョン2040」との関係図

1.4 計画期間

本計画の期間は、2022年度から2031年度末までの10年間とします。

なお、環境や社会状況の変化に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

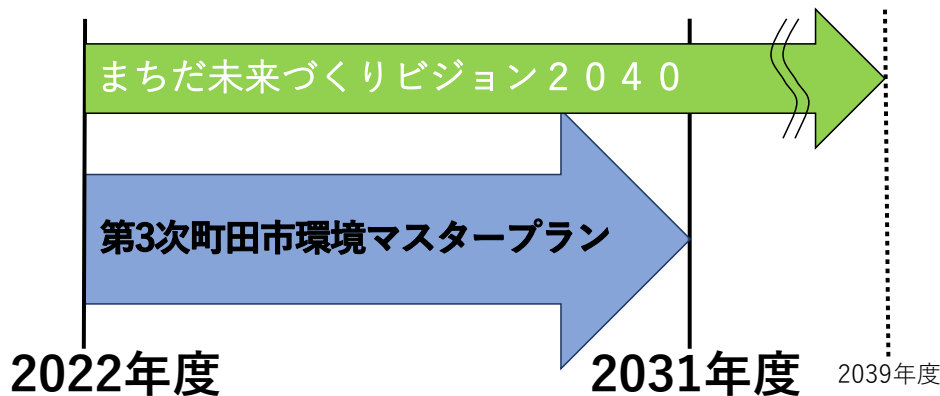


図 1.4 本計画の計画期間

1.5 計画の対象とする範囲

本計画では、町田市環境基本条例第3条に定める基本理念に基づき、表2に示す6つの分野を計画の対象範囲とします。

新たに「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、「地域気候変動適応計画」、「生物多様性地域戦略」を包含したことや国内外の環境政策動向を踏まえて、「気候変動の影響への適応」、「生物多様性の保全」も環境の対象範囲として明確に定義づけることで、関連する取組の強化を図ります。

表 2 本計画の対象となる分野と主な要素

分野	主な要素
気候変動	省エネルギー、再生可能エネルギー、気候変動の影響への適応等
自然	谷戸・樹林地・水辺等のみどりや水の保全・活用、生物多様性の保全、農地保全等
都市・歴史・文化	景観、歴史的・文化的環境の保全等
廃棄物	ごみの減量、資源循環利用等
生活環境	大気質、水質、騒音・振動、悪臭等
参加と協働	市民・事業者向けの環境教育・環境学習、多様な主体の協働での環境保全活動等

第2章 町田市の環境の現状と課題

2.1 町田市の概況

■位置・地勢

町田市は東京都の西南に位置する半島状の外形の丘陵都市で、都心から西南30～40km、横浜市中心部から西北20～30km圏に位置しています。周囲を東京都八王子市、多摩市、神奈川県川崎市、横浜市、大和市、相模原市に接しており、神奈川県に突き出るように位置しています。



図 2.1 町田市の位置図

■沿革

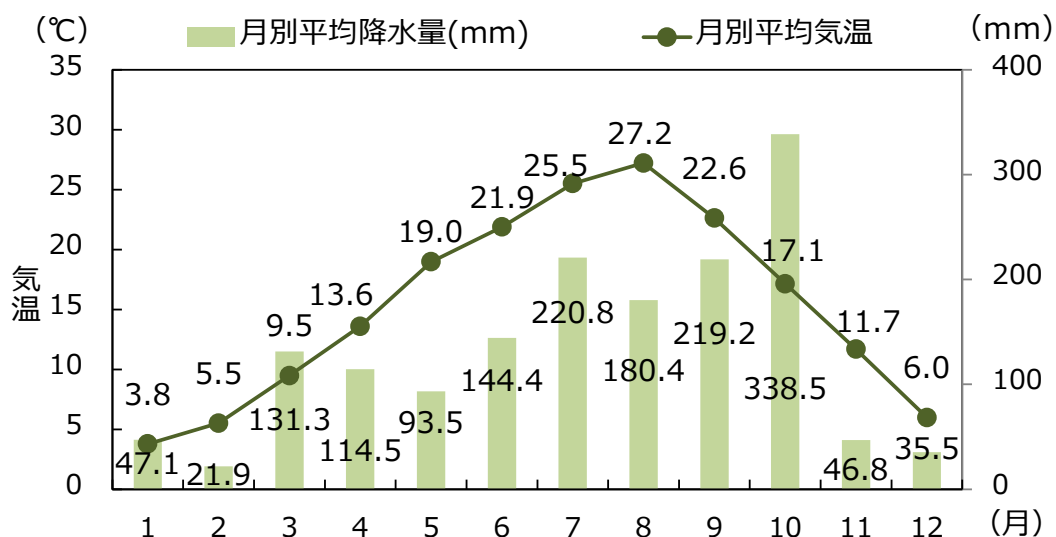
町田市域には、旧石器時代から人々が暮らしていました。中世から近世までは、鎌倉街道や神奈川道（現町田街道）に沿って集落が形成され、宿場町として栄えていました。江戸時代には、養蚕や炭焼などが盛んに行われ、繭、生糸、黒川炭などが売買されていました。

明治期以降には、八王子から原町田を経由して横浜に向かう街道（絹の道）が、重要な物流ルートとなり、町田（原町田）もその中継地の商都として発展しました。また、明治期の初期には、野津田村、小川村等を中心に自由民権運動が活発に行われていました。

1958年、町田町、鶴川村、忠生村、堺村が合併し、現在の町田市となりました。1960年代から1970年代にかけて住宅地の開発が急速に進み、新たな首都圏近郊の住宅都市としての発展を遂げています。1970年代から、多摩ニュータウン事業としての相原・小山土地区画整理事業、民間組合方式による土地区画整理事業や、中心市街地の再整備事業が進みましたが、現在ではこうした大規模な面的整備事業は収束傾向にあります。

■ 気象

町田市（八王子地域気象観測所データ）の直近5年間（2017年～2021年）の月別の平均気温は、8月が27.2℃と最も高く、1月が3.8℃と最も低くなっています。降水量は10月が338.5mmと最も多く、2月が21.9mmと最も少なくなっており、年間の平均降水量は1,593.9mmです。



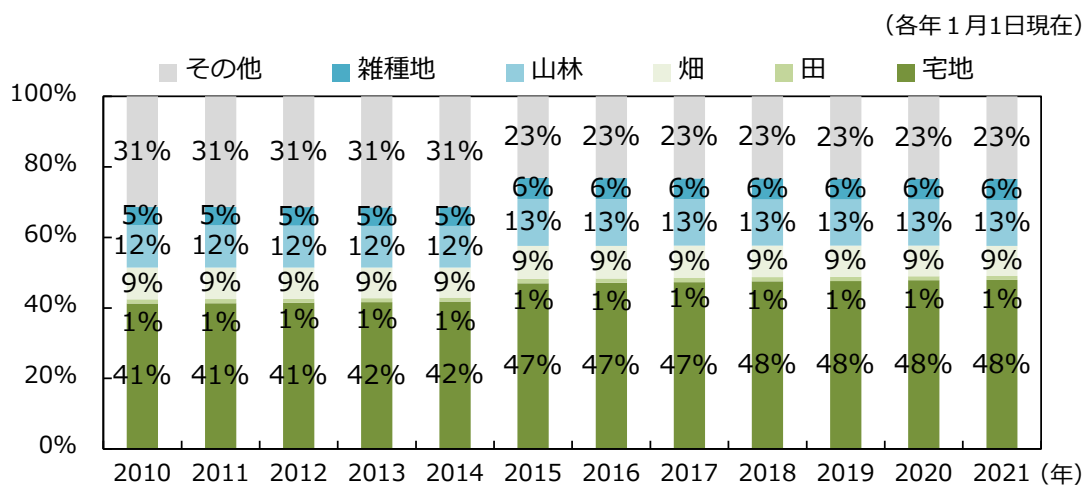
出典：気象庁データ（八王子地域気象観測所）

図 2.2 2017 年～2021 年までの月別平均降水量及び月別平均気温

■ 地形・土地利用

町田市は東京都の西南にあり、ほぼ全域が三浦丘陵へと続く多摩丘陵に位置しています。また、鶴見川・境川の源流部に当たるため、多くの谷戸地形からなっています。

町田市の土地利用を見ると、宅地が全体の48%と多く、次いで山林が13%となっています。



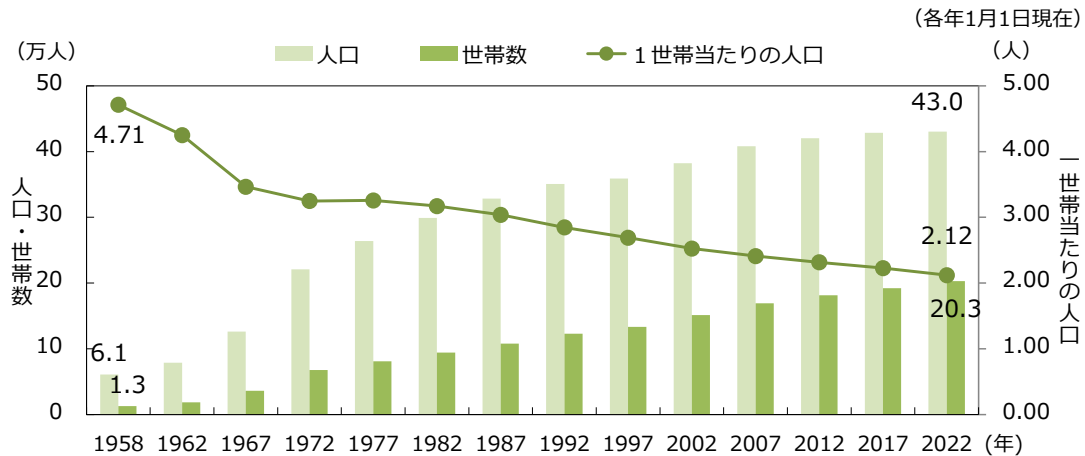
※小数点の関係で、合計しても100%にならない場合があります。

出典：町田市統計書

図 2.3 土地利用割合（地目別の面積割合）

■人口

町田市の人口は、2022年1月1日時点では、総人口が43万385人、世帯数が20万2,985世帯となっています。人口及び世帯数は増加傾向にありますが、1世帯当たりの人口は、減少傾向となっています。



出典：町田市統計書、住民基本台帳 世帯と人口 2022

図 2.4 人口・世帯数と1世帯当たりの人口の推移

■産業

産業別就業者数では、第3次産業が最も多く、続いて第2次産業が多くなっています。

第3次産業は1995年から2010年までは増加していましたが、2010年から2015年の間に減少しています。

産業分類別事業所数の割合を見ると、「卸売・小売業」が24.7%と最も高く、「商都町田」と称されるように、商業の存在感が大きいことが特徴となっています。そのほかに、「宿泊業、飲食サービス業」(12.8%)、「医療、福祉」(11.0%)の割合が高くなっています。

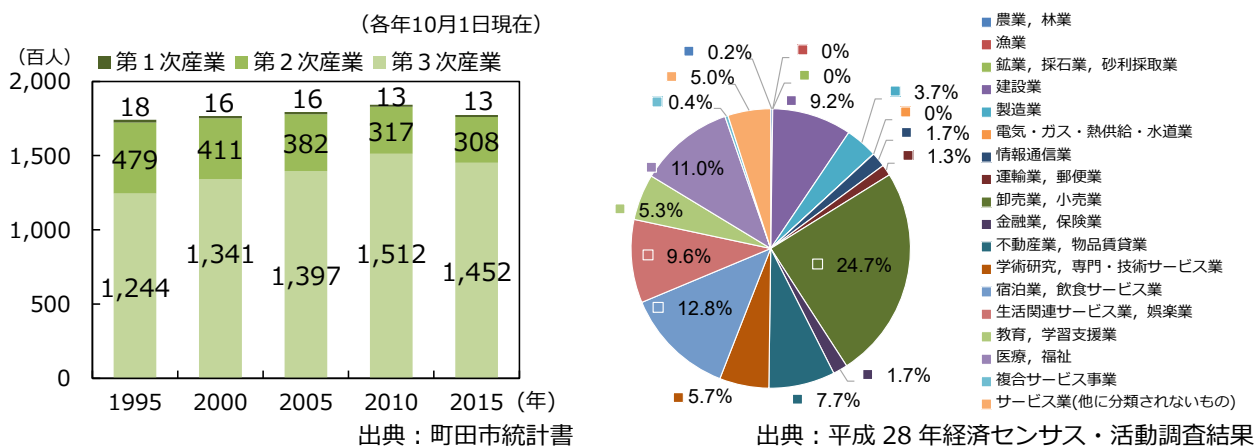


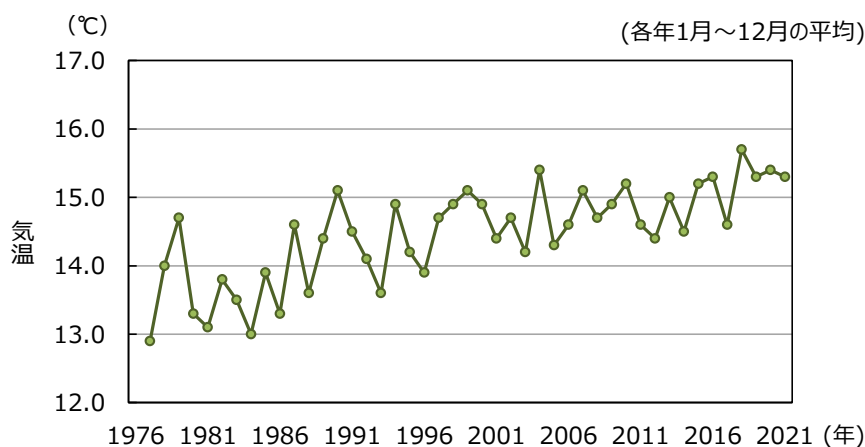
図 2.5 産業別就業者数の推移（左図）と産業分類別事業所数内訳（右図）

2.2 町田市の環境の現状と課題

気候変動

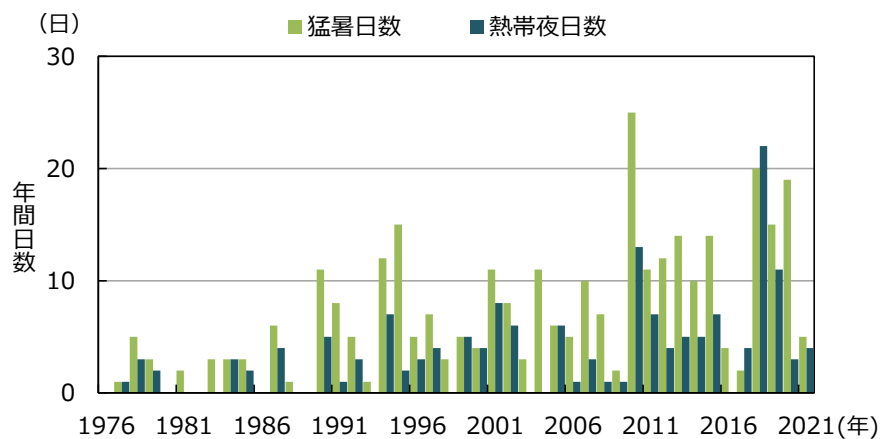
■現状

町田市から最も近い八王子地域気象観測所における年平均気温は、長期的に見ると上昇傾向にあり、猛暑日数・熱帯夜日数についても増加傾向が表れています。



出典：気象庁データ（八王子地域気象観測所）より作成

図 2.7 八王子地域気象観測所における年平均気温の長期変動グラフ



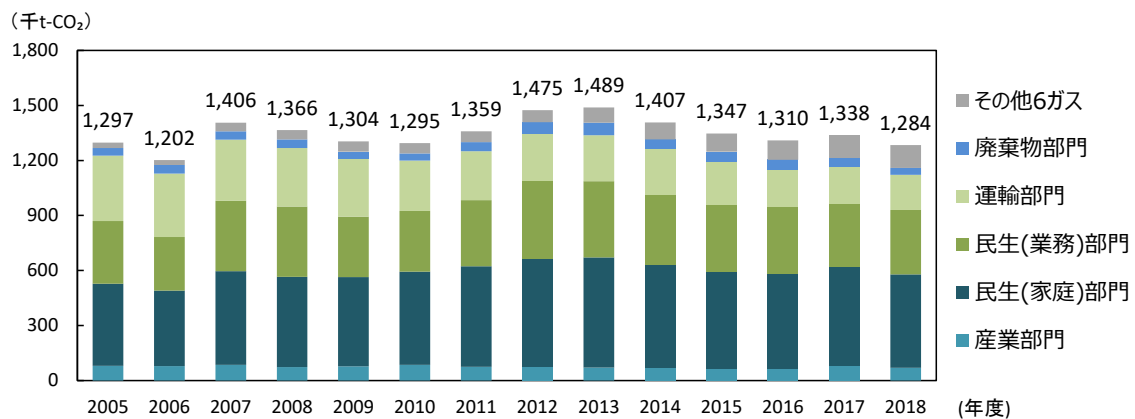
出典：気象庁データ（八王子地域気象観測所）より作成

図 2.8 八王子地域気象観測所における猛暑日数及び熱帯夜日数の長期変動グラフ

町田市における温室効果ガス排出量は、2013年度の1,489千t-CO₂をピークにして、減少傾向にあり、2018年度は1,284千t-CO₂となっています。

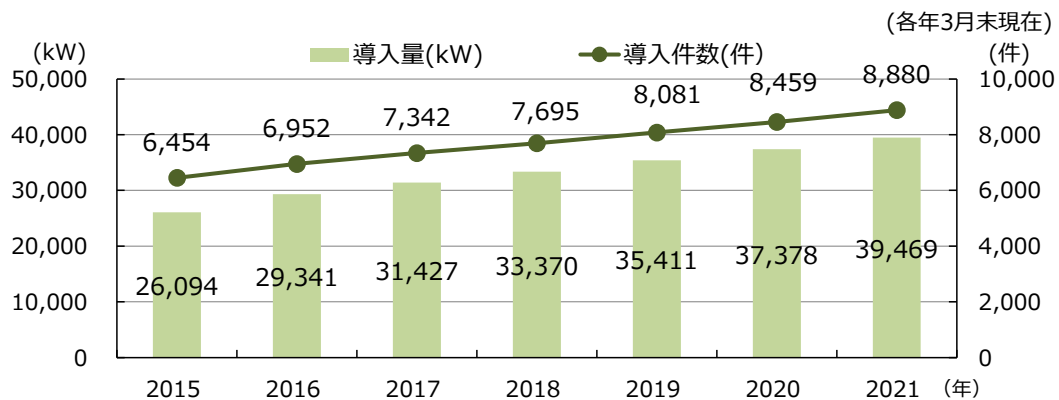
温室効果ガス排出量の内訳は、民生（家庭）部門が39.6%、民生（業務）部門が27.3%と、民生部門が7割程度の割合を占めています。

固定価格買取制度認定による市内の再生可能エネルギー導入量は、現状すべてが太陽光発電であり、2014年度の約26,000kW（導入件数6,454件）から2019年度の約37,000kW（導入件数8,459件）まで増加しています。



出典：「オール東京62市区町村共同事業『みどり東京・温暖化防止プロジェクト』」提供資料より作成

図 2.9 市内の温室効果ガス排出量



※市内の再生可能エネルギー導入量は固定価格買取制度に認定されている設備の導入量を示しています
出典：固定価格買取制度 情報公表用ウェブサイト

図 2.10 市内の再生可能エネルギー導入量

■課題

国や東京都において長期的な脱炭素（ゼロカーボン・ゼロエミッション）社会の実現に向けた方針が示されていることを踏まえると、町田市も社会を構成する一員として、温室効果ガス排出削減に向けた積極的な姿勢を示す必要があります。

温室効果ガス排出量の更なる削減のためには、市内で使用するエネルギーを減らすとともに、再生可能エネルギーの導入や水素エネルギーの利活用等の取組の強化を図る必要があります。さらに、市民や事業者が自分ごととして捉え、主体的に行動できるような仕組みを検討する必要があります。

日本国内の市町村別の再生可能エネルギーの供給実態などを研究している「永続地帯2019 年度版報告書」（千葉大学他）によると、町田市の電力自給率は2018年度時点で3.7%と全国平均の13.6%と比べて低く、市内での再生可能エネルギーの普及拡大に向けて取組を強化する必要があります。

市民・事業者への意識調査結果では、市民・事業者ともに洪水、豪雨や熱中症等の気候変動の影響に不安を感じています。また、起伏に富んだ地形が多い町田市は、土砂災害警戒区域が市内に多く分布しており、大雨による浸水予想区域も鶴見川や境川沿い等に広がっています。一方で、緑地や農地の保水力を活かした減災等の自然が有する多様な機能や仕組みを活用した新たな考え方があります。町田市として、地球規模で顕在化しつつある気候変動の影響への適応のあり方を含め、要望の多い地球温暖化対策を総合的に検討する必要があります。

■目指すべきまちの姿

本計画では、温対法に基づく「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び、気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」を包含し、具体的な温室効果ガスの削減目標を掲げ、目標達成のための取組を実践していきます。

具体的には、市民や事業者との連携を図りながら、省エネルギーを進めつつ、新たな再生可能エネルギー導入の仕組みを検討することで、再生可能エネルギーの利用拡大に貢献します。また、市民や事業者が主体的に行動できるような仕組みの構築や将来的なゼロカーボンに向けたまちづくりを進めます。

気候変動の影響への対応として、市民生活や健康への影響に関する対策や風水害、土砂災害への対策を推進することで、町田市に住む人の安心・安全な生活を守ります。

こうした取組を推進することで、「エネルギーを賢く利用し、気候変動の影響にも対応するまち」を目指します。

自然

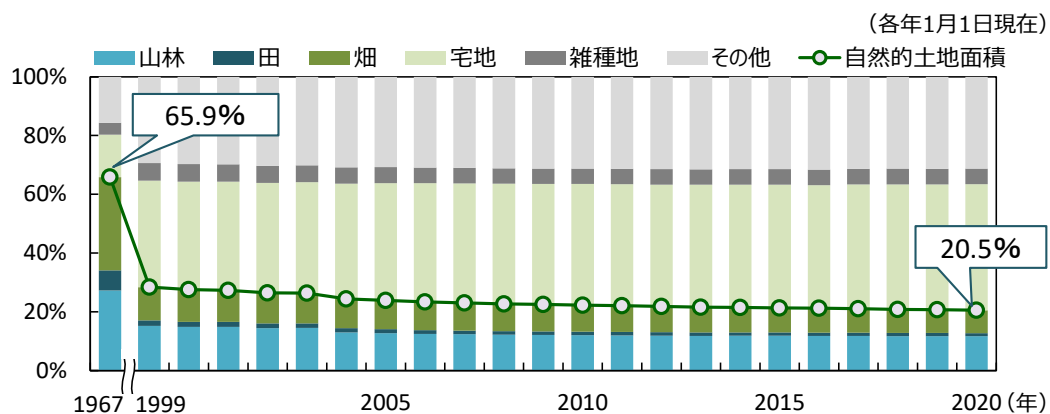
■現状

市域北部の丘陵域は鶴見川、境川の源流域となっており、また、鶴見川の支流である恩田川、真光寺川、麻生川の計5つの河川が流れるなど豊かな自然環境を有していますが、自然的土地面積の割合は1967年度の65.9%から2020年度には20.5%まで減少しています。

町田市には市内全域に湧水が分布しています。また、国の「生物多様性保全上重要な里地里山」として、市内の「図師小野路歴史環境保全地域及び奈良ばい谷戸」、「三輪町の森」が選定されているなど豊かな里山環境があります。

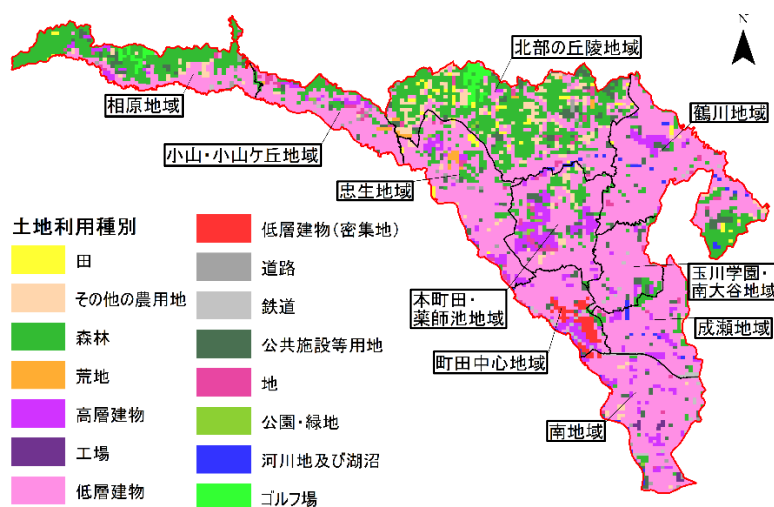
2013年度に実施した町田市生物調査では、オオタカをはじめとする貴重な生きものや里山環境に生息する動植物が確認されました。一方で、外来生物法で指定されている特定外来生物が確認されています。

町田市では、2015年度に生物多様性地域戦略として「町田生きもの共生プラン 2015-2021」を策定し、生物多様性の保全や持続可能な利用を進めてきました。



出典：町田市環境白書より作成

図 2.11 地目別土地面積の割合の推移



出典：国土数値情報 都市地域土地利用細分メッシュデータより作成

図 2.12 土地利用図

■課題

市街地の中でまとまったみどりを確保することは、生きものやその生育・生息環境を守ることにもつながるため、公園等の整備及び維持保全は継続して行う必要があります。また、道路の街路樹や調整池の水辺等にも環境に適応した生きものが生育・生息しており、小さなみどりと周辺緑地等とのみどりの連続性への配慮も必要です。さらに、これらの飛び石のように点在している多様なみどりがつながることで、生態系ネットワークとして機能するように配慮していく必要があります。

市内の里山や河川などの自然環境や、生物多様性を保全し、持続可能なものにしていくためには、知識を持って維持保全活動を行えるような人材育成や市民や活動団体などが交流できる場を整えていく必要があります。

前計画の自然環境分野と「町田生きもの共生プラン」の対象範囲や施策の重なりが多いため、市民や事業者へよりわかりやすく、より伝わりやすい施策を展開するためには、計画や施策の統合・整理が必要です。

■目指すべきまちの姿

公園の整備等による市街地でのみどりを確保しつつ、町田市の自然環境における大きな特徴の1つである里山環境のみどりを生かした防災・減災機能を含んだ多面的効果のある、グリーンインフラの保全・整備を進めることで、水とみどりを守りつつ有効利用を進めます。さらに、専門的な知識・知見を持って維持保全活動を行える人材の育成や市民や活動団体などが交流できる場の整備、市内に生息する希少種リスト等の作成・公表や外来生物対策を行い、生きものの多様性を守り、「源流から里山、都市が織りなすいのち輝くまち」を目指します。

また、本計画は、「町田生きもの共生プラン」を包含することで、市の取組をわかりやすく、伝わりやすいものにします。

都市・歴史・文化

■現状

町田市内には、縄文時代の遺跡から江戸時代の古民家まで、幅広い年代の文化財が存在しています。町田市の文化や歴史を物語る貴重な資産であるとともに、地域の個性的な景観をつくり出す重要な景観資源にもなっています。

町田市内には、約 1,000 ケ所（都内約 6,500 ケ所）の遺跡があり、全国でも有数の遺跡の宝庫となっています。

また、景観については、「町田市景観計画」を策定し、自然景観、町並み景観、文化的・歴史的景観、生活・活動の景観のそれぞれについて、景観づくりを進めています。



図 2.13 町田市の文化財
（左：都指定史跡田端環状積石遺構、右：国指定重要文化財旧永井家住宅）

■課題

史跡や古道等の歴史的・文化的環境を将来に引き継ぐため、谷戸地形の自然環境と一体的に維持・保全するとともに、市民がふれあうことのできる機会を増やす必要があります。

■目指すべきまちの姿

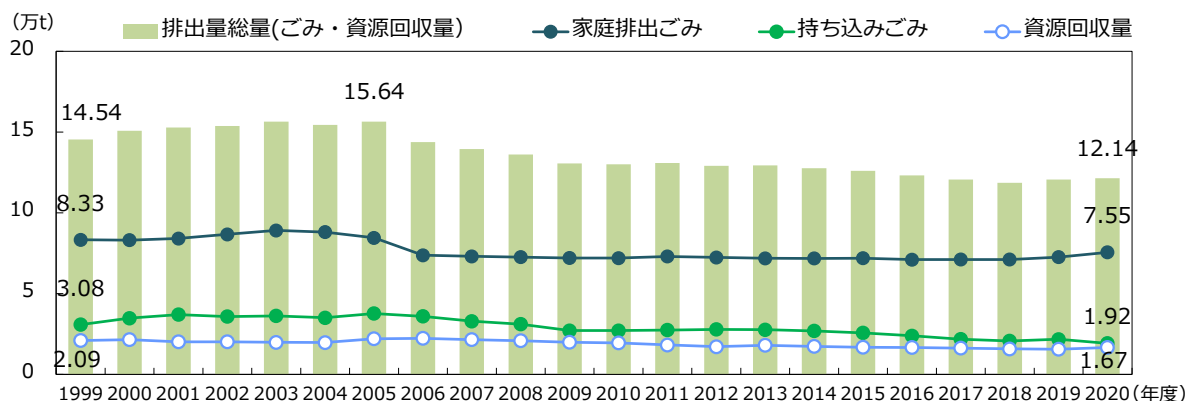
歴史的・文化的環境を保全しつつ、歴史・文化とのふれあいの機会を増やすことで、「源流から里山、都市が織りなすいのち輝くまち」を目指します。

また、「町田市景観計画」との整合を図りながら、美しく快適なまちを維持することで、「安全で快適な暮らしを実現するまち」を目指します。

廃棄物

■現状

ごみの総排出量は、2003年度から2005年度にかけて最も多くなっています。その後、2005年10月から家庭ごみの有料化を開始したこともあり、2006年度以降は概ね減少傾向にありましたが、2019年度から増加へ転じています。一方で、資源回収量は年によって増減はあるものの、概ね減少傾向で推移しています。



出典：町田市環境白書より作成

図 2.14 ごみ排出量の経年変化

■課題

ごみ減量サポーターや事業者・大学等と連携した事業など、既存制度の更なる活用、拡大を含め、今後も、市民や事業者との協働により、ごみの減量に向けた取組を推進する必要があります。

2022年1月からは、町田市バイオエネルギーセンターが稼働していますが、燃やせるごみの中に含まれる生ごみの量は、バイオガス化施設の処理量を超えている状況です。今後も市民や事業者と連携し、生ごみの削減・資源化の取組を進める必要があります。また、ビン、カン、ペットボトル、容器包装プラスチック等の資源化施設の整備に向けた調整を進める必要があります。

■目指すべきまちの姿

市民・事業者・行政で協働し、家庭系ごみ・事業系ごみの減量を進めます。また、町田市バイオエネルギーセンターでの生ごみの資源化の推進や、容器包装プラスチック等の資源化施設の整備を進めることで、「徹底したごみ減量、資源化を進めるまち」を目指します。さらに、災害時のごみ処理に関する対応や、超高齢社会の到来に伴うごみに関する問題への検討を行い、社会的課題への対応を強化します。

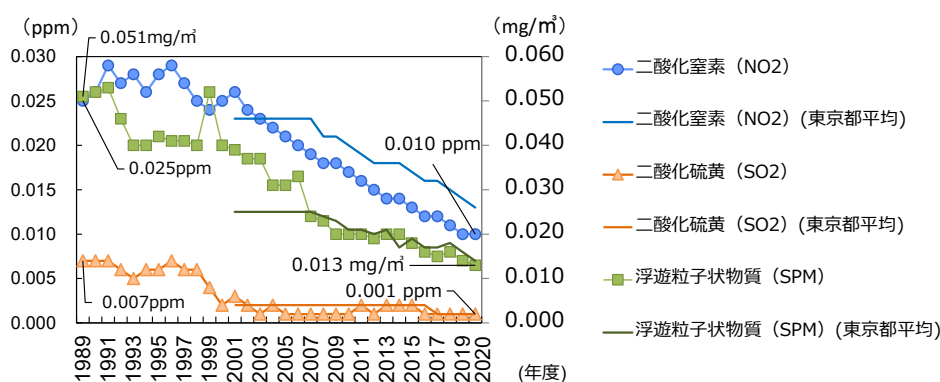
生活環境

■現状

大気質は、大気汚染に係る環境基準の対象となっている項目のうち、光化学オキシダントを除く項目において、環境基準を達成しています。

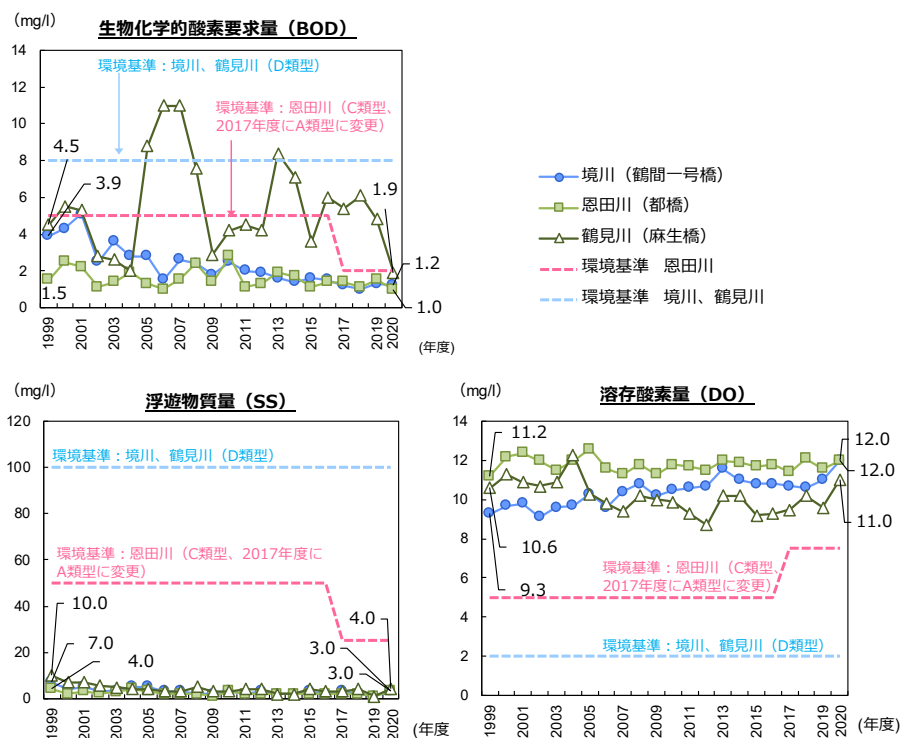
水質は、近年では生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質（SS）、溶存酸素量（DO）のすべてにおいて、環境基準を達成しています。2020年度の水素イオン濃度（pH）は、調査を実施した3河川ともアルカリ側に超過していますが、これは藻類の光合成の影響と考えられます。

騒音については、調査地域全体の戸数の9割以上で、環境基準を達成しています。



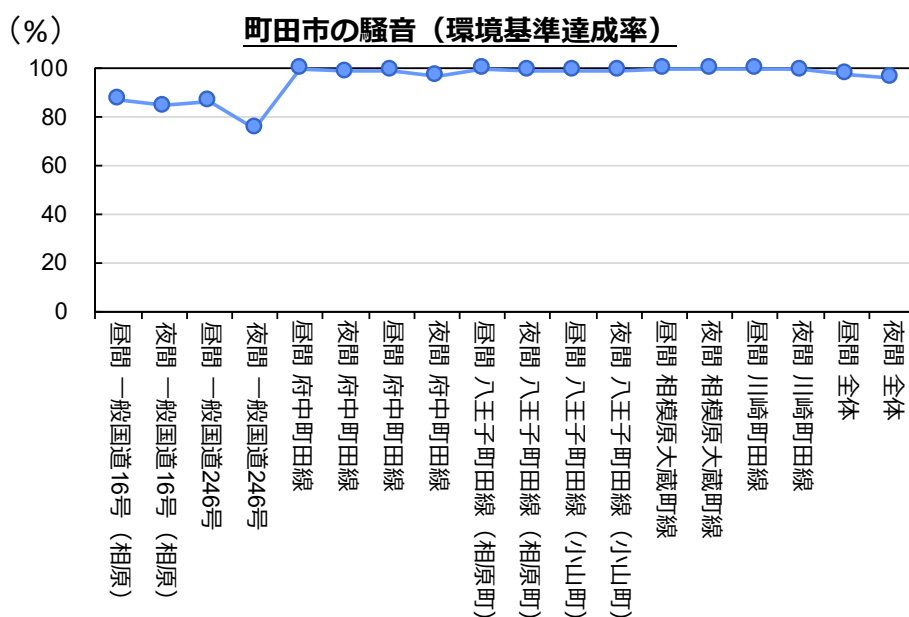
出典：町田市環境白書より作成

図 2.15 大気質の経年変化



出典：町田市環境白書より作成

図 2.16 水質の経年変化



出典：町田市環境白書より作成

図 2.17 2020 年度の騒音状況（環境基準達成率）

■課題

大気質、水質については、適正な水準を保っていくため、市民と事業者への適正な指導及び啓発のための施策を継続していく必要があります。

市民への意識調査結果では、生活環境に満足している市民の割合が約 7 割という結果が得られていますが、良好な生活環境を創造していくためには、今後も市民ニーズを把握しながらこれまでの取組を継続して推進することが必要です。

■目指すべきまちの姿

環境基準を達成している大気質、水質に関する取組を引き続き実施しつつ、騒音等の対策を着実に実施していくことで、「安全で快適な暮らしを実現するまち」を目指します。

参加と協働

■現状

町田市では、幼児、小中高生、大学生・専門学校生、社会人、事業者向けのさまざまな環境学習プログラムを実施しています。

また、市民によるみどりのカーテンづくりが毎年実施されており、市では、ゴーヤなどつる性植物の苗を配布しています。



図 2.18 環境学習等（左：夏の学校「水素エネルギーを学ぼう！」、右：ビオトープ出前授業）

■課題

より多くの市民の方に環境に配慮した取組を実施してもらうには、効果がすぐに出なくても、学校教育や生涯学習での環境学習、イベントなどを通じた普及啓発等の取組を継続していく必要があります。

市民への意識調査結果では、効果が実感できないので環境配慮行動をしないと回答する市民の割合が多いため、自発的に環境に配慮した行動の選択を促す手法として、ナッジ※2のような今までと違ったアプローチや指標の設定を工夫し、見える化を図る必要があります。

町田市には大学や市民団体等が多いため、市民の環境配慮行動や環境学習・イベント参加を促すには、大学や市民団体との連携・協働を一層推進していくとともに、市民が自分ごととして環境学習・イベントに参加するための周知・広報を行う必要があります。

■目指すべきまちの姿

現在実施している普及啓発等の取組を継続するだけでなく、環境保全活動の担い手育成制度等を活用することで、市民、事業者、学生、市民団体等のあらゆる主体が環境配慮行動に関心を持ち、学んだことを活かせる仕組みづくりを検討します。また、SNSやアプリを活用した積極的な情報発信やナッジを活用した普及啓発方法を検討することで、誰にとってもわかりやすい環境情報を発信し、環境に配慮した行動を促します。さらに、異なる主体同士のネットワークの構築を支援することで、「環境について、みんなで学び、協働を進めるまち」を目指します。

※2 ナッジ：ナッジ（nudge:そつと後押しする）とは、選択を禁止したり、経済的な動機づけを大きく変えることなく、意思決定する際の環境をデザインすることにより人々の行動を変える手法のことで、近年、政策に活用することが期待されています。

第3章 計画の基本構成

3.1 環境の保全、回復及び創造に向けた基本理念

町田市では、環境の保全、回復及び創造に向け、環境基本条例において、下記のように基本理念を定めています。本計画においても、この基本理念に基づいて、施策を策定・推進していきます。

表 3 環境基本条例の基本理念の抜粋

- | 【環境基本条例の基本理念の抜粋】 |
|--|
| ① 環境の保全、回復及び創造は、良好な環境及び環境権の確保を図るとともに、このことが将来にわたって継続されるよう適切に行われなければならない。 |
| ② 環境の保全、回復及び創造は、すべての者が公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に環境への負荷を低減するよう行動することにより、循環型社会を基調とした環境への負荷の少ない持続的発展が可能なまちを構築することを目的として推進されなければならない。 |
| ③ 自然環境及び歴史的文化的環境の保全及び回復は、生物多様性（生物種、遺伝子及び生物生息環境の多様性を含む。以下同じ。）が適切に保全及び回復されるよう行われなければならない。 |
| ④ 地球環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境と密接に関わっていることから、すべての者がこれを自らの問題として認識し、そのすべての活動において国際的な認識及び協力の下に積極的に推進されなければならない。 |

3.2 望ましい環境像

基本理念を踏まえ、本計画における望ましい環境像を掲げます。前計画においては、望ましい環境像として「水とみどりのにぎわいの調和した環境都市 まちだ」を掲げて取組を推進してきました。この望ましい環境像に込められた考え方は、本計画においても目指すべき普遍的なものです。

一方で、前計画から環境施策を取り巻く状況は大きく変化しているため、本計画では、こうした変化を踏まえ、より時代に即した望ましい環境像を掲げることとします。

町田市においては、地球温暖化、生物多様性の保全、資源循環等の環境施策の大きな動向と向き合いつつ、今ある良好な生活環境の維持に努めることで、持続可能な環境をつくりまします。さらに、環境と社会・経済との統合的な向上を図り、一人ひとりが経済活動・社会活動と環境保全活動を両立させていくことで、市の特徴である水とみどりの豊かさを将来に受け継いでいくことを目指します。

望ましい環境像の実現のためには、市の取組に加え、市民・事業者等の各主体が環境問題を自分ごととして捉え、行動していくことが重要です。そのため、前計画の考え方を引き継ぎながらも、市民・事業者との連携・協働及び必要に応じた他自治体との協力による行動を拡大していくことを目指す必要があります。

以上のことを踏まえ、本計画における望ましい環境像を次のとおり掲げます。

＜望ましい環境像＞

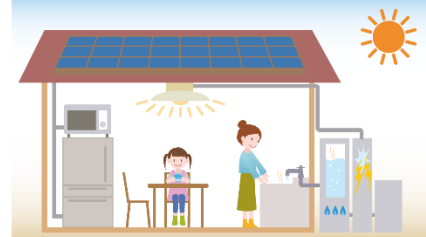
みんなで将来に受け継ぐ水とみどり豊かな まちだ

望ましい環境像「みんなで将来に受け継ぐ水とみどり豊かな まちだ」を達成した町田市のイメージを示しています。

市内では、太陽光発電や次世代自動車が導入され、さまざまな場面でエネルギーを賢く利用するとともに気候変動への影響に備えています。また、みどりを活用・保全し、生物多様性が守られることにより、さまざまないのちが輝いています。さらに、町田市バイオエネルギーセンターにおける生ごみのバイオガス化・エネルギー利用の推進等が進み、ごみの減量・資源化が徹底されています。

市内は、きれいな大気質や水質を維持し、安全で快適な暮らしを実現しています。こうした取組について、さまざまな主体による協働が進んでいます。

重点プロジェクト1 再生可能エネルギー等の利用拡大



住宅や事業所の屋根に太陽光発電を設置し、発電した電気を利用しています。また、燃料電池を普及させることで、省エネ化や停電時のエネルギー利用が可能となっています。

重点プロジェクト2 次世代自動車等の積極的な導入と多面的な活用



電気自動車や燃料電池自動車といった環境にやさしい自動車が普及しています。また、公共施設等には充電設備を設置することで、様々な場所での充電が可能となっています。

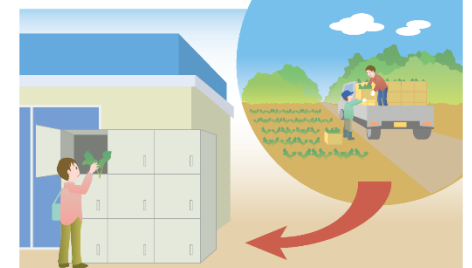


重点プロジェクト3 里山環境の活用と保全



里山環境を活用して、市民農園やフットパスなどの体験ができます。また、里山の保全にも取り組むことで、今ある里山環境を守っています。

重点プロジェクト4 地産地消の推進



市内で採れた農作物を市内の様々な場所に設置された受け取りボックスを通して手軽に受け取れることで、農作物の地産地消が進んでいます。

重点プロジェクト5 フードドライブによる食品ロスの削減



余っている食品を必要な人に受け渡すフードドライブや飲食店での食べ切りといった取組を実施することで、食品ロスが削減されています。

3.3 基本目標

本計画では、望ましい環境像「みんなで将来に受け継ぐ水とみどり豊かな まちだ」を実現するための5つの基本目標を設定します。

5つの基本目標は、町田市の環境を取り巻く現状を分析・評価するとともに、課題の整理・抽出を行い、この課題解決を図ることで、各分野の目指すべきまちの姿を体現するものとして導き出しています。

望ましい環境像の実現を支えるための5つの柱として、「基本目標1 エネルギーを賢く利用し、気候変動の影響にも対応するまち」、「基本目標2 源流から里山、都市が織りなすいのち輝くまち」、「基本目標3 徹底したごみ減量、資源化を進めるまち」、「基本目標4 安全で快適な暮らしを実現するまち」、「基本目標5 環境について、みんなで学び、協働を進めるまち」を設定します。

なお、「1.5 計画の対象とする範囲」で示した6つの分野と各基本目標の関連は図3.1のとおりです。

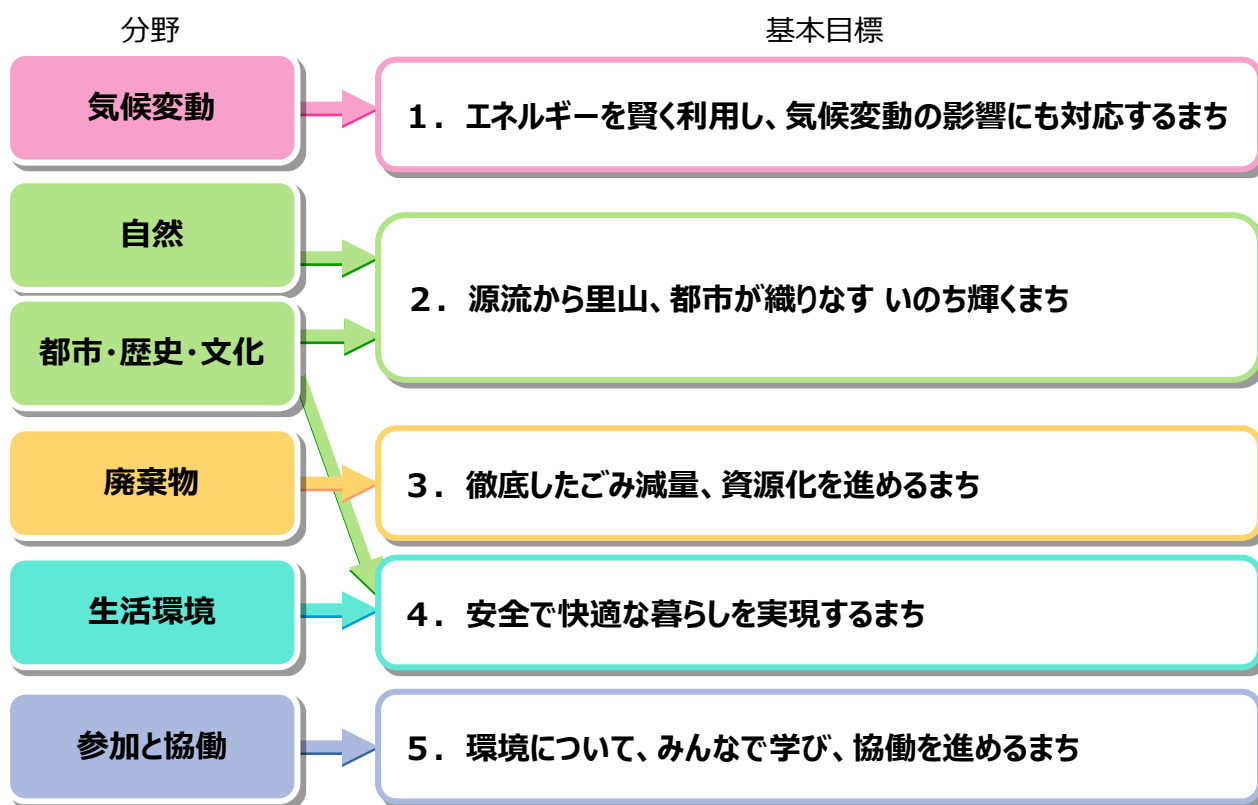


図 3.1 分野と基本目標の関係

3.4 施策

本計画では、基本目標を計画の実現に向けた大綱として位置づけ、その下に紐づく施策を設定しています。

3.5 重点プロジェクト

本計画では、基本目標の実現に向け、計画のリード役となる主要な事業を洗い出し、SDGs の観点から環境課題の解決だけでなく、経済面、社会面においても相乗的・副次的な効果が期待されるものをプロジェクトとして束ね、本計画における「重点プロジェクト」として掲げています。

重点プロジェクトは、将来への展望として「まちだ未来づくりビジョン2040」とも内容の整合を取りつつ、進捗を図っていきます。

3.6 市の取組

施策に基づく市の取組を示しています。

3.7 市民・事業者の取組

施策ごとに持続可能な社会構築につながる市民・事業者の取組を示しています。

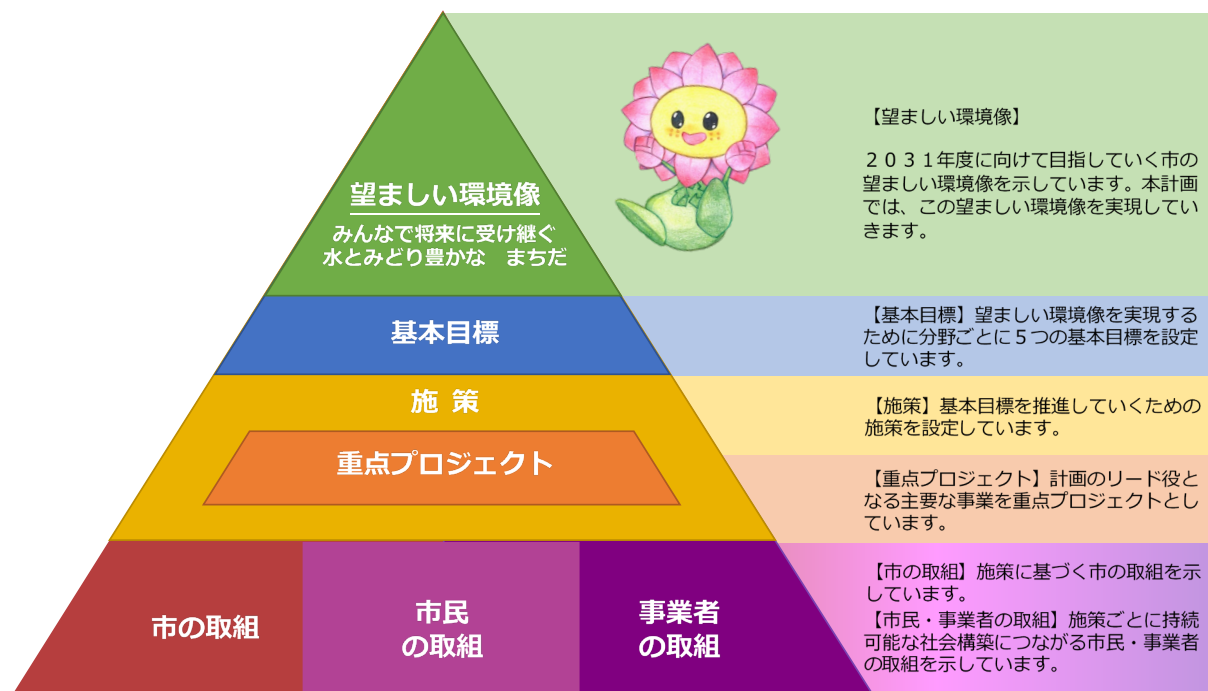


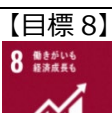
図 3.2 計画の基本構成図

持続可能な開発目標（SDGs）と第3次町田市環境マスタープランの関係

町田市がこれまでに進めてきた環境に関する取組は、多くの点で SDGs の理念や目標と合致することから、引き続き本計画の施策の推進を通して SDGs の実現に貢献していきます。

本計画と SDGs の関係をわかりやすく示すため、望ましい環境像「みんなで将来に受け継ぐ水とみどり豊かな まちだ」を実現するための5つの基本目標と SDGs との結びつきを記載しています。

SDGs のゴール

【目標 1】 	【貧困】 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる。	【目標 10】 	【不平等】 国内及び各国間間の不平等を是正する。
【目標 2】 	【飢餓】 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する。	【目標 11】 	【持続可能な都市】 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間住居を実現する。
【目標 3】 	【保健】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。	【目標 12】 	【持続可能な生産と消費】 持続可能な生産消費形態を確保する。
【目標 4】 	【教育】 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。	【目標 13】 	【気候変動】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
【目標 5】 	【ジェンダー】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う。	【目標 14】 	【海洋資源】 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
【目標 6】 	【水・衛生】 すべての人の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。	【目標 15】 	【陸上資源】 陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
【目標 7】 	【エネルギー】 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。	【目標 16】 	【平和】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
【目標 8】 	【経済成長と雇用】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。	【目標 17】 	【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。
【目標 9】 	【インフラ、産業化、イノベーション】 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。		

3.8 計画の施策と成果指標

本計画では、望ましい環境像を実現するため、5つの基本目標を環境の大綱として位置づけ、その下に施策を設定しています。各施策には関連する成果指標を設定し進捗を確認します。

また、計画全体をリードしていく「重点プロジェクト」を5つ設定しています。

望ましい環境像	基本目標	施策	重点プロジェクト	成果指標			包含する分野別個別計画
				指標名	基準値	目標値	
みんなで将来に受け継ぐ水とみどり豊かなまちだ	1 エネルギーを賢く利用し、気候変動の影響にも対応するまち 関連するSDGsのゴール 	[1] 省エネルギーの普及・導入を進めます P38 [2] 再生可能エネルギーの普及・導入を進めます P41 [3] 将来的なゼロカーボンに向けたまちづくりを進めます P43 [4] 身近な気候変動の影響への適応を進めます P47	重点プロジェクト1 「再生可能エネルギー等の利用拡大」 P82 重点プロジェクト2 「次世代自動車等の積極的な導入と多面的な活用」 P84 重点プロジェクト4 「地産地消の推進」 P88	●市内のエネルギー消費量 ●家庭のエネルギー消費量（世帯数当たり） ●事業者のエネルギー消費量（延床面積当たり） ●市内の再生可能エネルギー導入量（累計） ●市内の温室効果ガス排出量 ●市内乗用車の登録台数に占めるEV※3、FCV※4の割合 ●気候変動の影響に備えている市民の割合	13,953TJ※1（2013年度） 32.8GJ※2/世帯（2013年度） 0.84GJ/㎡（2013年度） 37,378kW（2019年度） 1,489千t-CO ₂ （2013年度） 0.99%（2019年度） —（2022年度）	9,365TJ（2030年度）約33%削減 22.8GJ/世帯（2030年度）約31%削減 0.57GJ/㎡（2030年度）約32%削減 48,313kW（2030年度）約29%増加 998千t-CO ₂ （2030年度）約33%削減 4.57%（2030年度） 基準値から10ポイント増加（2030年度）	地球温暖化対策実行計画（区域施策編）[1]～[3] 地域気候変動適応計画[4]
	2 源流から里山、都市が織りなすいのち輝くまち 関連するSDGsのゴール 	[1] 生きものの多様性を守ります P51 [2] 水とみどりを守り活用します P53 [3] 歴史的・文化的環境を守ります P58	重点プロジェクト3 「里山環境の活用と保全」 P86	●市民協働による生きもの調査への参加者数（延べ人数） ●生きものに関心のある市民の割合 ●みどりとのふれあいに満足している市民の割合 ●水辺とのふれあいに満足している市民の割合 ●みどり率 ●歴史・文化とのふれあいに満足している市民の割合	4,340人（2020年度） 70%（2020年度） 52%（2020年度） 48%（2020年度） 45.8%（2018年度） 29%（2020年度）	10,000人（2031年度） 80%（2031年度） 62%（2031年度） 58%（2031年度） 現状維持（2031年度） 39%（2031年度）	生物多様性地域戦略[1]～[3]
	3 徹底したごみ減量、資源化を進めるまち 関連するSDGsのゴール 	[1] ごみの減量を進めます P61 [2] 環境に配慮した資源化施設を整備し、適正かつ安全な処理に努めます P64 [3] 社会的課題への対応を強化します P66	重点プロジェクト5 「フードドライブによる食品ロスの削減」 P90	●1人1日当たりのごみ排出量 ●総資源化率 ●ごみの焼却による温室効果ガス排出量	768g/人日（2019年度） 31%（2019年度） 約34,000t-CO ₂ （2019年度）	714g/人日（2030年度） 40%（2030年度） 約24,000t-CO ₂ （2030年度）	整合を図る分野別個別計画 第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画[1]～[3]
	4 安全で快適な暮らしを実現するまち 関連するSDGsのゴール 	[1] 誰もが快適に安心して暮らせる環境を守ります P69 [2] 美しく快適なまちを維持します P73		●大気環境、水環境、騒音に関する環境基準の達成割合 ●居住地の周辺環境（大気、水質、騒音など）に満足している市民の割合 ●まち並みや景観に満足している市民の割合	78%（2019年度） 67%（2020年度） 43%（2020年度）	現状維持（2031年度） 77%（2031年度） 53%（2031年度）	
	5 環境について、みんなで学び、協働を進めるまち 関連するSDGsのゴール 	[1] さまざまなエコ市民の育成と協働のネットワーク構築を進めます P76 [2] 誰にとってもわかりやすい環境情報を発信します P79		●環境に配慮した行動を行っている市民の割合 ●エコ宣言事業者数 ●SNS等のフォロワー数	—（2022年度） 93店・事業所（2020年度） 1,138（2020年度）	基準値から10ポイント増加（2031年度） 120店・事業所（2031年度） 10,000（2031年度）	

※1 TJ：テラ（Tera）・ジュール（Joule）の略号です。テラは10の12乗を意味し、ジュールはエネルギー量の単位を表します。

※2 GJ：ギガ（Giga）・ジュール（Joule）の略号です。ギガは10の9乗を意味します。

※3 EV：電気自動車（EV）は電池に電気を充電し、その電気を使い、モーターを回して走る自動車のことです。

※4 FCV：燃料電池自動車（FCV）は、燃料電池で水素と酸素の化学反応によって発電した電気エネルギーを使って、モーターを回して走る自動車のことです。

町田市エコキャラクター「ハスのん」

「第3次町田市環境マスタープラン」の推進役、町田市エコキャラクター「ハスのん」を紹介します。

「ハスのん」のプロフィール

- 名前：ハスのん（ハスの花の妖精）
- 性別：不明
- 誕生日：11月9日（妖精なので歳はとらない）
- 身長：ちっちゃくなったり、おっきくなったり
- 体重：かるくなったり、おもくなったり
- 出身地：薬師池
- 性格：おっとり
- 特徴：しゃべると語尾が『のん』になる、光合成をし、空気を浄化させる
- 趣味：旅行、自然巡り、お散歩
- 特技：周りの人や動植物を明るく、楽しい気分にする事ができる
- 将来の夢：“町田をみどりと笑い声でいっぱいにする事♪”



「ハスのん」の活動内容

市の環境に関する取組をPRするため、様々な場面で活動しています。

- インスタグラムやツイッターで環境情報を発信
- 環境月間イベントや各種イベントに登場し、環境情報を発信

【活動報告】

2020年7月7日、FC町田ゼルビアのマスコット「ゼルビー」と一緒に、マイボトルキャンペーンPRのための写真撮影を行いました。

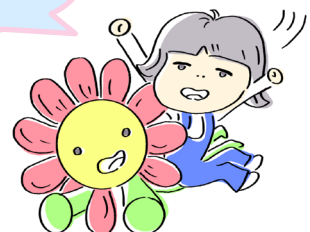


2020年6月9日から9月13日まで町田市立国際版画美術館にて「インプリントまちだ展2020」が開催され、環境にも配慮して制作するインドネシアのアーティスト、アグン・プラボウォ氏の作品の見学に行ってきました。現地インドネシアへもアグン・プラボウォ氏の作品を見学にいきました。

ハスのんと一緒に「第3次町田市環境マスタープラン」を普及啓発する「マチコちゃん」を紹介します。

- 名前：マチコちゃん
- 出身地：町田市
- 誕生日：2月1日（10歳）
- 特徴：町田市のこと大好き！な元気いっぱい女の子。ハスのんとは大の仲良し
- 将来の夢：町田市をもっとクリーンで緑いっぱいな町にすること！

時々ハスのんと一緒に登場するかも!?



第4章 望ましい環境像実現のための取組

本章では、望ましい環境像の実現に向けて設定した基本目標ごとに、市の取組、市民の取組、事業者の取組を示します。

本章の構成を以下に示します。

●基本目標

基本目標2 源流から里山、都市が織りなすいのち輝くまち



【生物多様性地域戦略としての位置づけ】

本計画では、生物多様性基本法の第13条に基づく、「生物多様性地域戦略」を基本目標2に位置づけします。

施策体系

基本目標	施策	成果指標		
		指標	基準値 (年度)	目標値 (目標年度)
いのち輝くまち 源流から里山、 都市が織りなす	[1] 生きものの多様性を守ります	市民協働による生きもの調査への参加者数 (延べ人数) (人)	4,340 人 (2020 年度)	10,000 人 (2031 年度)
		生きものに関心のある市民の割合 (%)	70% (2020 年度)	80% (2031 年度)
	[2] 水とみどりを守り活用します 重点プロジェクト3	みどりとのふれあいに満足している市民の割合 (%)	52% (2020 年度)	62% (2031 年度)
		水辺とのふれあいに満足している市民の割合 (%)	48% (2020 年度)	58% (2031 年度)
		みどり率 (%)	45.8% (2018 年度)	現状維持 (2031 年度)
	[3] 歴史的・文化的環境を守ります	歴史・文化とのふれあいに満足している市民の割合 (%)	29% (2020 年度)	39% (2031 年度)

●計画の位置づけ（基本目標1、2のみに記載）

●施策体系

基本目標、施策、成果指標の体系図を示しています。

●関連するSDGsのゴール

各目標に関連するSDGsのゴールを示しています。

●施策

各施策の内容を示しています。

施策【1】生きものの多様性を守ります

市内の多様な環境の中で生育・生息する生きものは、市民生活に安らぎや潤いを与えるため、今後もより良い状態で次世代に引き継いでいくことが大切です。
生物多様性への市民の理解や興味・関心を高めるために、生物多様性に関する情報発信や市内の生きものの生育・生息状況を把握・公表するとともに、外来生物への対策や生物多様性の保全の取組を進めることで、市内の生きものの多様性を守ります。

■成果指標

指標	基準値 (年度)	目標値 (目標年度)	達成に寄与する取組
市民協働による生きもの調査への参加者数（延べ人数）（人）	4,340人 (2020年度)	10,000人 (2031年度)	【市】①②④ 【市民】①②⑥⑦ 【事業者】①②
生きものに関心のある市民の割合（％）	70% (2020年度)	80% (2031年度)	【市】①～④ 【市民】①～⑦ 【事業者】①～④

市の取組

① 生物多様性保全の取組を推進します

環境保全団体・NPO 団体との協働による生物多様性保全の取組を進めるとともに、住宅の解体や学校等の空間を活用したビオトープを創出し、多様な生きものが生息できる場所を増やします。

主な取組内容

- 学校におけるビオトープの創出、活用【市協働】
- 環境保全団体との協働による、生物の保全推進【環境・自然共生課、公園緑地課】
- ビオトープ創出のための普及啓発【環境・自然共生課】

② 市内の生きものの生育・生息状況を把握・公表します

市内の動植物の生育・生息状況は生物多様性を保全するうえで基本的な情報となるため、市民協働での生きもの調査、まちだの生きものリスト等の作成・公表を進めます。

主な取組内容

- 市民協働による生きもの調査の実施【環境・自然共生課】
- まちだの生きものリスト等の作成・公表【環境・自然共生課】

●成果指標

施策ごとの成果を表す成果指標と指標の達成に寄与する取組番号を示しています。

●市の取組と主な取組内容

市の取組の方向性と市が取り組んでいる事業のうち、代表的なものを示しています。

●市民の取組

市民がそれぞれの立場でできる、環境を保全し改善していくための取組を示しています。

第4章 望ましい環境像実現のための取組

第4章 望ましい環境像実現のための取組

③ 外来生物対応を進めます

外来生物の対策として、市内の生態系や農業生産に影響を及ぼす外来生物の防除、家庭での適正な飼育・管理の啓発を進めます。

主な取組内容

- 生態系に被害を及ぼす外来生物の防除・情報収集【環境・自然共生課】
- 農業生産に被害を及ぼす外来生物の防除・情報収集【農業振興課】
- 外来生物の適正な飼育・管理の普及啓発【環境・自然共生課】

④ 生物多様性に関する情報を発信します

市民が生物多様性について理解を深め、行動につなげるため、生物多様性の情報発信、自然観察会等での啓発を行い、多様な主体の交流の場づくりを進めます。

主な取組内容

- 生物多様性の確保や外来生物対策に関する市の方針、取組状況の発信、啓発活動の実施【環境・自然共生課】
- 自然観察会、学習会等の開催【公園緑地課】、【農業振興課】
- 生物多様性に関わる多様な主体の交流の場づくり【環境・自然共生課】



市民の取組

- ① 自然観察会や学習会等のイベントへの参加を検討します。
- ② 市民協働による生きもの調査への参加を検討します。
- ③ 野生動物への餌付けをしないように努めます。
- ④ 外来生物に関する情報を収集し、理解を深めるよう努めます。
- ⑤ 外来生物被害予防3原則の「入れない」「捨てない」「放さない」を守るよう努めます。
- ⑥ 花の咲く樹木や草花を轉えるなど、鳥や昆虫の生態にも配慮した緑化に努めます。
- ⑦ 自宅等でビオトープづくりを検討します。



事業者の取組

- ① 自然観察会や学習会等のイベントへの参加を検討します。
- ② 事業所内の緑化に当たり、可能な限り郷土産の利用や水辺の整備など、生物多様性の保全への配慮に努めます。
- ③ 外来生物に関する情報を収集し、理解を深めるよう努めます。
- ④ 事業内容と生物多様性の関係性を理解し、製品の原材料の調達等は、生態系への影響が少ないものを検討します。

●事業者の取組

事業者がそれぞれの立場でできる、環境を保全し改善していくための取組を示しています。

施策【2】水とみどりを守り活用します

多様な動植物の生息・生育環境であり、市民に豊かな自然とのふれあいの場を提供している、旧田市の水とみどりを活用・保全し、次世代に引き継いでいくことを目指します。

そのために、市民・団体・事業者等と連携して緑地、里山、水辺環境等の保全を行うとともに、ふれあいの機会の創出を図ります。また、グリーンインフラの考え方を取り入れながら整備を進めます。

■成果指標

指標	基準値 (年度)	目標値 (目標年度)	達成に寄与する取組
みどりとふれあいに満足している市民の割合(%)	52% (2020年度)	62% (2031年度)	【市】①～④ 【市民】①④～⑥ 【事業者】①②⑤⑥
水辺とのふれあいに満足している市民の割合(%)	48% (2020年度)	58% (2031年度)	【市】①⑤ 【市民】②③⑤ 【事業者】③～⑤
みどり率(%)	45.8% (2018年度)	現状維持 (2031年度)	【市】①②④⑤ 【市民】①～③⑤⑥ 【事業者】①～⑥



市の取組

① 里山の環境を活用・保全します

里山の環境を活用・保全するため、緑地里山保全地域の指定の要請等を行うとともに、市民・団体・事業者・行政の協働で環境保全活動を進めます。

主な取組内容

- 東京都への保全地域指定の要請の検討【公園緑地課】
- 自然環境学習会や市民協働による里山環境の活用・保全【農業振興課】
- 森林インストラクター養成の支援【環境・自然共生課】

基本目標 1 エネルギーを賢く利用し、気候変動の影響にも対応するまち



【地球温暖化対策実行計画（区域施策編）及び地域気候変動適応計画としての位置づけ】

本計画では、基本目標1の施策〔1〕～施策〔3〕を温対法の第21条に基づく「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」として位置づけます。

また、基本目標1の施策〔4〕を気候変動適応法の第12条に基づく「地域気候変動適応計画」として位置づけます。

施策体系

基本目標	施策	成果指標		
		指標	基準値 (年度)	目標値 (目標年度)
エネルギーを賢く利用し、 気候変動の影響にも対応するまち	〔1〕 省エネルギーの普及・導入を進めます	市内のエネルギー消費量 (TJ)	13,953 TJ (2013 年度)	9,365 TJ (2030 年度) 約 33%削減
		家庭のエネルギー消費量 (世帯数当たり) (GJ/世帯)	32.8 GJ/世帯 (2013 年度)	22.8 GJ/世帯 (2030 年度) 約 31%削減
		事業者のエネルギー消費量 (延床面積当たり) (GJ/m ²)	0.84 GJ/m ² (2013 年度)	0.57 GJ/m ² (2030 年度) 約 32%削減
	〔2〕 再生可能エネルギーの普及・導入を進めます 重点プロジェクト1	市内の再生可能エネルギー導入量 (累計) (kW)	37,378 kW (2019 年度)	48,313 kW (2030 年度) 約 29%増加
	〔3〕 将来的なゼロカーボンに向けたまちづくりを進めます 重点プロジェクト2 重点プロジェクト4	市内の温室効果ガス排出量 (千 t-CO ₂)	1,489 千 t-CO ₂ (2013 年度)	998 千 t-CO ₂ (2030 年度) 約 33%削減
		市内乗用車の登録台数に占める EV、FCV の割合 (%)	0.99% (2019 年度)	4.57% (2030 年度)
	〔4〕 身近な気候変動の影響への適応を進めます	気候変動の影響に備えている市民の割合 (%)	— (2022 年度)	基準値から 10 ポイント増加※ (2030 年度)

※最終的な目標値は基準値が確定してから決定します。

【2050年の脱炭素に向けて】

国は、2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを2020年に宣言し、東京都においては、2050年までに世界のCO₂排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を2019年に宣言しています。

こうした国や都の動向を踏まえ、町田市も社会を構成する一員として将来的な脱炭素の達成に貢献する必要があると考え、2022年1月にゼロカーボンシティを宣言しました。新たに策定した地球温暖化対策実行計画（区域施策編）において、2030年度までの取組を着実に推進することと、2050年の脱炭素社会実現への土台づくりを行います。

町田市の「ゼロカーボンシティ宣言」全文を以下に示します。

町田市ゼロカーボンシティ宣言

2021年に開催されたCOP26では、世界平均気温の上昇を産業革命以前から1.5℃以内に抑えるという目標について、世界的な喫緊課題として取り組んでいくことが再確認されました。我が国においても2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとするカーボンニュートラルを目指し、2030年度における温室効果ガスの削減目標を、2013年度比で46%減としています。

町田市としても、脱炭素社会の実現に向け、町田市バイオエネルギーセンターにおける廃棄物バイオマス発電や、市有施設での太陽光発電等による再生可能エネルギーの利用拡大とその地産地消、また、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）の積極的な導入と非常用電源等による多面的な活用等を推進し、温室効果ガスの削減を進めていきます。



また、脱炭素を様々な環境課題解決のための柱として捉え、市民・事業者・市それぞれが共に手を取り合い、市内の温室効果ガス排出量を2030年までに99万8千t-CO₂に削減し（2013年度／148万9千t-CO₂）、2050年までには温室効果ガスの排出実質ゼロを目指す、環境先進都市「ゼロカーボンシティまちだ」に向けて取り組むことを宣言いたします。

2022年 1月24日 町田市長 石阪丈一



施策〔1〕 省エネルギーの普及・導入を進めます

地球温暖化の対策には、使用するエネルギーを減らす取組が必要です。

市民・事業者・行政が、エネルギーについて考え、日常生活や事業活動で省エネ行動を促す情報を発信するとともに、取組を促進するための仕組みづくり、省エネ機器等の導入を進めます。

■成果指標

指標	基準値 (年度)	目標値 (目標年度)	達成に寄与する取組
市内のエネルギー消費量 (TJ)	13,953 TJ (2013 年度)	9,365 TJ (2030 年度) 約 33%削減	【市】 ①～④
			【市民】 ①～⑤
			【事業者】 ①～④
家庭のエネルギー消費量 (世帯数当たり) (GJ/世帯)	32.8 GJ/世帯 (2013 年度)	22.8 GJ/世帯 (2030 年度) 約 31%削減	【市】 ①～④
			【市民】 ①～⑤
			【事業者】 —
事業者のエネルギー消費 量(延床面積当たり) (GJ/m ²)	0.84 GJ/m ² (2013 年度)	0.57 GJ/m ² (2030 年度) 約 32%削減	【市】 ①～④
			【市民】 —
			【事業者】 ①～④



市の取組

① 温室効果ガス排出量やエネルギー使用量の「見える化」を進めます

市の施設からの温室効果ガス排出量の公表やエネルギー使用量を測定するためのツールやアプリに関する情報収集・提供を行います。また、地球温暖化対策の具体的な取組によるエネルギーの削減効果を定量的に示し、その効果を競い合う仕組み等の検討を進めます。

主な取組内容

- 市の施設からの温室効果ガス排出量、エネルギー使用量の公表【環境政策課】
- エネルギー使用測定のためのツールやアプリに関する情報の収集・提供【環境政策課】
- 家庭でのエネルギーの見える化やエネルギー削減報告等による省エネ効果を競い合う仕組みの検討【環境政策課】

② 家庭・事業所での省エネ機器等の導入を支援します

家庭・事業所での省エネを促進するため、省エネ機器等の情報提供、導入支援を進めます。

主な取組内容

- 家庭・事業所への省エネ機器等の導入支援の検討、情報提供【環境政策課】
- 事業活動における省エネ促進のための融資に係る利子の一部補助【産業政策課】
- 家庭用燃料電池の設置の支援【環境政策課】

③ 公共施設の率先的な省エネ機器の導入を推進します

市における省エネの率先行動を徹底し、公共施設の新設・改修時において、省エネ機器等の導入を推進します。

主な取組内容

- 公共施設への省エネ機器の導入推進【営繕課】【施設課】

④ 地球温暖化対策の取組の情報を分かりやすく発信します

国や都の地球温暖化対策の取組や助成制度等の情報を、市民・事業者へ分かりやすく提供します。また、市のエネルギー利用状況の発信や地球温暖化対策に関する学習機会を提供します。

主な取組内容

- パンフレットの配布、ホームページ等による地球温暖化対策の取組や国・都・市の助成制度等の情報提供【環境政策課】
- 地球温暖化対策の具体的な取組の周知【環境政策課】
- 町田市のエネルギー利用の現状や、地球温暖化に関する学習機会の提供【環境政策課】



省エネ家電に買い替えて、二酸化炭素と光熱費の削減で一石二鳥に！

ご自宅で使っている冷蔵庫やエアコン、何年前に購入したか覚えていますか？古い家電を使い続けることでコストが大きくなってしまう。最新の省エネ家電へ買い替えた方が、年間の電気代がお得になるのです。例えば、約20年前の冷蔵庫は、最新式の冷蔵庫と比べて、年間約15,900円も電気代が高くなります。



買い替えの際には省エネ性能が5つ星★の製品を選ぶと、さらにお得です。また、家の中で消費電力量が1位の冷蔵庫を省エネ家電にすると効果絶大です。

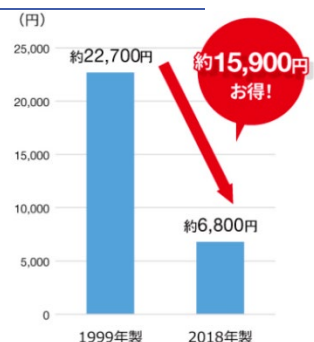


図 1999年製と2018年製の冷蔵庫の年間電気代の比較

出典：環境省



市民の取組

- ① 家電を買い替えるときは省エネ性能の高い機器を選ぶよう努めます。
- ② エネルギー使用測定のためのツールやアプリを活用して、家庭でのエネルギー消費状況の把握に努めます。
- ③ 空調の温度調整等の日常生活でできることから省エネ行動に努めます。
- ④ 家庭用燃料電池を導入して、エネルギーの高効率な利用に努めます。
- ⑤ 長期優良住宅建築物や東京ゼロエミ住宅の認証基準を満たした住宅の改修・購入に努めます。



事業者の取組

- ① LED 照明や高効率空調設備等を導入して、事業所の省エネに努めます。
- ② クールビズやウォームビズなど日常業務における省エネ行動に努めます。
- ③ ビルエネルギーマネジメントシステム（BEMS）の導入や省エネルギー診断により、業務用施設（ビル・商業施設など）のエネルギー消費状況を把握し、効率的なエネルギー利用に努めます。
- ④ 建築物の新築・改修時は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律を遵守し、環境認証制度の取得に努めます。



住宅断熱の省エネ・健康への影響

省エネ住宅と ZEH とは

省エネ住宅とは、住宅の屋根・壁を断熱材や高断熱窓でくるみ、日射や風向き、緑など自然の力を上手に活かして住まいの温熱環境を快適にコントロールし、高効率のエアコンや給湯器、LED 照明にして、住まいのエネルギーを賢く使う住宅のことです。

最新の機器や設備を導入することで、エネルギーの使用量を減らすことができ、環境や家計にやさしく、断熱性が高いため部屋の中が均一温度に保たれ1年中快適な空間で過ごすことができます。また、太陽光発電システム等があれば、災害時にも頼りになります。

大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅が ZEH です。

省エネ住宅と健康の関係

断熱性能が高い「省エネ住宅」は、冬は暖かく、夏は涼しく、部屋の中が年中均一温度に保たれることで、より健康で快適な暮らしにつなげることができます。

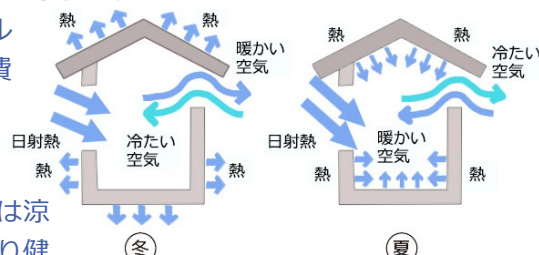


図 省エネ住宅（住宅の内外での熱の移動）

出典：経済産業省

表 省エネ住宅と健康の関係

ヒートショックの防止	家全体を暖かくすることで、血圧の急激な変化を防止
高血圧症の防止	家全体を暖かくすることで、寒さによる血圧上昇を防止
循環器疾患の予防	足元を冷やさない住環境により、循環器疾患の予防
熱中症の予防	部屋の中が夏は涼しさが保たれるため、熱中症の予防
身体活動の活発化	冬期に室温が快適なことで、住宅内での活動が活発化

施策〔2〕 再生可能エネルギーの普及・導入を進めます

太陽光や廃棄物等から作られた電気、熱等の再生可能エネルギーを利用することで、温室効果ガス排出量の大幅な削減につながります。

家庭・事業所・公共施設での再生可能エネルギーの普及・導入を推進するとともに、新たな再生可能エネルギー導入の仕組みの検討を進めます。

■成果指標

指標	基準値 (年度)	目標値 (目標年度)	達成に寄与する取組
市内の再生可能エネルギー導入量（累計） (kW)	37,378 kW (2019 年度)	48,313 kW (2030 年度) 約 29%増加	【市】 ①～③
			【市民】 ①②
			【事業者】 ①②



市の取組

① 新たな再生可能エネルギー導入の仕組みづくりを進めます

市内の再生可能エネルギーの更なる普及・導入のため、PPA^{※3}等の新たな再生可能エネルギー導入の仕組みの検討を進めます。

主な取組内容

- 公共施設等での PPA 等による太陽光発電機器の導入検討【営繕課】【施設課】【施設所管課】
- 新電力等を活用した再生可能エネルギー利用方法の検討【環境政策課】



『みんなでいっしょに自然の電気』キャンペーン

東京都、神奈川県、埼玉県など 10 都県市が連携し、太陽光や風力などの「自然の電気」を利用したいと考える家庭や個人事業主の方等の消費者に対し、電力の共同購入キャンペーンを実施しています。参加する人数が多くなればなるほど、お得になる可能性が高くなります。

例) 2020 年夏のキャンペーンでの電気代削減額は、自然の電気 30%メニューで、電気代が平均 7%削減、自然の電気 100%メニューでも、電気代が平均 4%削減



図 『みんなでいっしょに自然の電気』
出典：東京都

※3 PPA：PPA（Power Purchase Agreement）とは、事業者や住宅の屋根上に太陽光発電を無償で設置し、屋根の保有者が発電した電力を購入するビジネスモデルです。

② 家庭・事業所での再生可能エネルギーの導入を支援します

家庭・事業所での再生可能エネルギーの導入を促進するため、再生可能エネルギー機器等の設置支援を進めます。

主な取組内容

- 事業活動における再生可能エネルギーの導入のための融資に係る利子の一部補助【産業政策課】
- 家庭・事業者向けの PPA 事業の情報提供【環境政策課】

③ 公共施設における再生可能エネルギーの導入を推進します

市民・事業者の取組をリードする立場として、公共施設への再生可能エネルギーの導入を進めます。

主な取組内容

- 公共施設への再生可能エネルギーの導入推進【営繕課】【施設課】【施設所管課】
- 公共施設の電力調達の改善【環境政策課】
- ごみの資源化施設への再生可能エネルギーの導入推進【循環型施設整備課】
- 未利用エネルギーの活用【水再生センター】

**市民の取組**

- ① 再生可能エネルギーの利用方式（発電、熱利用等）や種類（太陽光、水力、風力、バイオマス等）について理解を深めるよう努めます。
- ② 太陽光発電機器や蓄電池の住宅等への導入を検討します。
- ③ 電力小売自由化について正しく理解し、再生可能エネルギーを利用した環境にやさしい電力の選択に努めます。

**事業者の取組**

- ① 太陽光発電機器や蓄電池の事業所等への導入を検討します。
- ② 周囲の自然や景観、住環境等に配慮したうえで、再生可能エネルギー発電設備の設置の推進に努めます。
- ③ 電力小売自由化について正しく理解し、再生可能エネルギーを利用した環境にやさしい電力の選択に努めます。

施策〔3〕 将来的なゼロカーボンに向けたまちづくりを進めます

地球温暖化対策は、交通インフラの整備やエネルギーの面的利用等、まち全体で進めていく必要があります。

次世代自動車の普及、新たな交通サービスの検討等を進めるとともに、エネルギーの地産地消、再開発等におけるエネルギー効率化の検討を進めます。また、樹木等有している二酸化炭素を吸収、固定（貯蔵）する機能を維持・増大するため、市内の緑地の保全と身近なみどりの増加を図ることで、ゼロカーボンに向けたまちづくりを進めます。

■成果指標

指標	基準値 (年度)	目標値 (目標年度)	達成に寄与する取組
市内の温室効果ガス 排出量（千 t-CO ₂ ）	1,489 千 t-CO ₂ (2013 年度)	998 千 t-CO ₂ (2030 年度) 約 33%削減	【市】 ①～⑧
			【市民】 ①～⑩
			【事業者】 ①～⑨
市内乗用車の登録台数 に占める EV、FCV の割合（%）	0.99% (2019 年度)	4.57% (2030 年度)	【市】 ①
			【市民】 ②
			【事業者】 ②



市の取組

① 次世代自動車の普及促進等を図ります

市民・事業者の次世代自動車の普及を促進するとともに、公用車への次世代自動車の導入を進めます。

主な取組内容

- 水素ステーションの誘致【環境政策課】
- 次世代自動車（電気自動車、燃料電池自動車等）の普及促進【環境政策課】
- 次世代自動車（電気自動車、燃料電池自動車等）の公用車としての導入検討・実施【市有財産活用課】【環境政策課】

② 新たな交通サービスを形成します

多摩都市モノレール、小田急多摩線の延伸、自動運転や MaaS^{※4}等の新技術活用など、新たな交通サービスの検討を進めます。

主な取組内容

- 自動運転に対応した道路空間整備の検討【道路維持課】
- 多摩都市モノレール、小田急多摩線延伸の実現に向けた検討【都市政策課】【交通事業推進課】
- 自動運転や MaaS など、新技術の活用方法の検討【交通事業推進課】

③ 自転車の活用を、総合的かつ計画的に進めます

自転車利用促進に向け、自転車通行空間や自転車駐車場の確保などハード面の整備とともに、交通安全の啓発や環境・健康・観光面での活用推進などソフト面の取組を進めます。

主な取組内容

- 自転車の活用の推進【交通事業推進課】
- 自転車通行空間の検討・整備【道路政策課】【道路整備課】
- 自転車駐車場の整備【道路管理課】
- 市職員の近隣移動時の自転車利用の推進【市有財産活用課】【環境政策課】

④ 自家用自動車の利用を控え、公共交通利用を進めます

自動車から排出される温室効果ガスを削減するため、自動車利用を減らし、公共交通の利用を促進します。

主な取組内容

- 地域コミュニティバス等の運行【交通事業推進課】
- 市が主催するイベント開催時における公共交通利用の促進【環境政策課】

^{※4} MaaS : MaaS (マース : Mobility as a Service) とは、地域住民や旅行者一人ひとりの移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスです。また、観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決等の重要な手段となるものです。

⑤ 再開発等におけるエネルギーの効率化を図ります

エネルギーを効率的に利用するために、情報収集を行い、再開発等におけるエネルギーの面的利用としてコージェネレーションシステム等の導入を検討します。

主な取組内容

- エネルギーの面的利用方法（コージェネレーションシステム、再生可能エネルギー等）の情報収集【環境政策課】
- エネルギーの面的利用（コージェネレーションシステム、再生可能エネルギー等）の導入検討【都市政策課】

⑥ 地域の事業者等との連携による脱炭素型ライフスタイルを推進します

地域の事業者等と連携して、テレワークやシェアオフィス等の脱炭素型ライフスタイルを推進します。

主な取組内容

- パンフレットの配布、ホームページ等による地球温暖化対策の取組や国・都・市の助成制度等の情報提供【環境政策課】
- シェアオフィスやコワーキングスペースの立地促進【産業政策課】
- テレワークや在宅ワークの推進【産業政策課】

⑦ 町田の農産物の地産地消を推進します

農産物の輸送中に発生する温室効果ガスの排出を削減するため、地場産農産物の地産地消を進めます。

主な取組内容

- 学校給食での地場産農産物の利用推進【農業振興課】【保健給食課】
- まち☆ベジBOOK（町田の農に関する情報誌）の配布による地産地消のPR【農業振興課】
- 農産物直売所の開設支援【農業振興課】

⑧ みどりを活用・保全します

自然観察会等でのふれあいの機会を創出することで、緑地を活用するとともに、市内の樹林地の保全を進め、地域に適した樹木を増やします。

主な取組内容

- 自然観察会の開催、里山整備活動を体験できる場の提供【農業振興課】【公園緑地課】
- 特別緑地保全地区等の指定の検討【公園緑地課】
- 街路樹の適正な維持管理【道路維持課】
- みどりのカーテン等の普及啓発【環境政策課】



市民の取組

- ① 自転車や徒歩での移動や公共交通機関の利用に努めます。
- ② 自家用車購入の際には、電気自動車などの環境にやさしい次世代自動車の選択を検討します。
- ③ エコドライブに努めます。
- ④ テレワークや在宅ワークに努めます。
- ⑤ ノンフロン製品等の積極的な購入に努めます。
- ⑥ 食材を選ぶ際は、旬の食材や地元で採れた食材を選ぶことを検討します。
- ⑦ 地域の緑化活動への積極的な参加に努めます。
- ⑧ みどりのカーテンの導入等の家庭でできる緑化に努めます。
- ⑨ 花の咲く樹木や草花を植えるなど、鳥や昆虫の生息にも配慮した緑化に努めます。
- ⑩ 長期優良住宅建築物や東京ゼロエミ住宅の認証基準を満たした住宅の改修・購入を検討します。



事業者の取組

- ① 自転車や徒歩での移動や公共交通機関の利用に努めます。
- ② 事業用車に電気自動車などの環境にやさしい次世代自動車の選択を検討します。
- ③ エコドライブに努めます。
- ④ シェアオフィス、テレワーク、在宅ワークの推進に努めます。
- ⑤ フロン類使用機器（空調設備等）の適正な点検及び廃棄に努めます。
- ⑥ 市民や行政と連携したみどりの保全に努めます。
- ⑦ 土地の開発行為の際には、可能な限りのみどりの保全に努めます。
- ⑧ みどりのカーテンの導入等の事業所や工場でできる緑化に努めます。
- ⑨ 省エネルギー化と再生可能エネルギーの活用により、建築物の新築・改修時にZEB※⁵化を検討します。

※⁵ ZEB : Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。

施策〔4〕 身近な気候変動の影響への適応を進めます

気候変動の影響は、猛暑日や集中豪雨等の極端な気象現象等、農業、生態系、市民生活等のさまざまなところにすでに現れています。

今後は、気候変動に適応した暑さ対策、農業への影響の対策、自然災害対策等、適切な対応を進めていきます。また、具体的な適応策の検討や実施に取り組むとともに、市民や事業者等に対しては、気候変動による影響への理解促進、熱中症予防等の身の回りのできる対策等の情報を発信します。

■成果指標

指標	基準値 (年度)	目標値 (目標年度)	達成に寄与する取組
気候変動の影響に備えている市民の割合 (%)	— (2022 年度)	基準値から 10 ポイント増加※ (2030 年度)	【市】 ①～③
			【市民】 ①～⑦
			【事業者】 ①～⑦

※最終的な目標値は基準値が確定してから決定します。



市の取組

① 市民生活や健康への影響に関する対策を推進します

みどりのカーテン等の導入により夏の暑さを緩和するとともに、熱中症予防対策について、市民への普及啓発を行います。また、気候変動の影響によって想定される新たな感染症のリスクについても、市民への周知を行います。

主な取組内容

- みどりのカーテン等の普及啓発【環境政策課】
- 熱中症予防のためのチラシ・ポスターの配布【健康推進課】
- 歩道の透水性舗装の整備【道路整備課】
- 気候変動の影響によって発生する可能性がある感染症への対策【保健予防課】

② 風水害、土砂災害への対策を推進します

台風・豪雨による被害の防止・軽減のため、無電柱化や雨水管の浸水対策を進めます。また、洪水・土砂災害ハザードマップの作成・配布等のソフト対策を進めます。

主な取組内容

- 都市計画道路、市街地道路での無電柱化工事の実施【道路整備課】
- 雨水管の浸水対策の推進【下水道整備課】
- 洪水・土砂災害ハザードマップの作成・配布【防災課】
- 自主防災リーダー育成事業【防災課】

③ 農業及び自然環境への影響に関する対策を推進します

農業における気候変動対策に関する情報収集や、生態系や農業に被害を及ぼす外来生物への対策を進めます。

主な取組内容

- 農業生産に被害を及ぼす外来生物の防除・情報収集【農業振興課】
- 生態系に被害を及ぼす外来生物の防除・情報収集【環境共生課】



市民の取組

- ① 気温や暑さ指数に関する情報を入手し、気温が高い日は熱中症予防に努めます。
- ② 気候変動の影響によって想定される新たな感染症に関する情報の入手に努めます。
- ③ みどりのカーテンや打ち水など、まちが涼しくなる取組に努めます。
- ④ 外来生物に関する正しい知識を身につけるように努めます。
- ⑤ 日頃から防災訓練に参加したり、洪水・土砂災害ハザードマップを確認したりして災害への備えに努めます。
- ⑥ 日頃から3日分程度の食料品の備蓄をしたり、非常時に持ち出すものを整理したりして災害への備えに努めます。
- ⑦ 災害時にも自立したエネルギーを確保できるよう再生可能エネルギーや蓄電池、家庭用燃料電池等の導入を検討します。



事業者の取組

- ① 気温や暑さ指数に関する情報を入手し、気温が高い日は従業員へ周知し、熱中症予防に努めます。
- ② 気候変動の影響によって想定される新たな感染症に関する情報を入手し、従業員やその家族への周知・徹底の呼びかけに努めます。
- ③ みどりのカーテンや屋上緑化、打ち水など、まちが涼しくなる取組に努めます。
- ④ 生物多様性に配慮した事業活動に努めます。
- ⑤ 農業の従事者は、新たな栽培技術や病虫害対策に関する情報を入手し、導入を検討します。
- ⑥ 事業所の災害リスクについて、洪水、土砂災害ハザードマップなどによる把握に努めます。
- ⑦ 災害時にも自立したエネルギーを確保できるよう再生可能エネルギーや蓄電池、業務用燃料電池等の導入を検討します。



地球温暖化の影響と対策

地球温暖化のメカニズム

地球は太陽からのエネルギーにより温められています。地球温暖化は、地上から放射される熱を温室効果ガスが吸収・再放射して大気が温まることが原因と言われています。

将来への影響は？

地球温暖化による影響として、気温上昇や降水量の増加が挙げられます。環境省では、複数のシナリオに基づいて東京都の将来の影響を予測しており、予測によると、東京都の2100年の気温は1℃～6℃程度の上昇が見込まれており、降水量は1.0倍～1.1倍程度の増加が見込まれています。

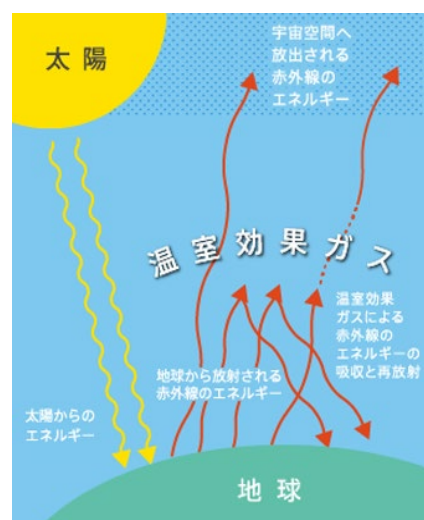


図 地球温暖化のメカニズム

出典：環境省

「緩和策」と「適応策」

地球温暖化への対策として、「緩和策」と「適応策」の2つの対策を実施していく必要があります。

「緩和策」とは、地球温暖化そのものを抑えることを目的に、温室効果ガスの排出を減少させる対策のことです。(基本目標1 施策[1]～施策[3]が主に関連)

「適応策」とは、気温上昇に伴う熱中症のリスク増加や降水量増加による土砂災害のリスク増加に備えるために実施する対策のことです。(基本目標1 施策[4]が主に関連)

地球温暖化への対策を考えるうえでは、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出抑制を図る「緩和策」を着実に進めるとともに、すでに現れている影響や将来避けることのできない影響への「適応策」を実施していくことが重要です。

基本目標2 源流から里山、都市が織りなすいのち輝くまち



【生物多様性地域戦略としての位置づけ】

本計画では、基本目標2を生物多様性基本法の第13条に基づく、「生物多様性地域戦略」として位置づけます。

施策体系

基本目標	施策	成果指標		
		指標	基準値 (年度)	目標値 (目標年度)
いのち輝くまち 源流から里山、都市が織りなす	[1] 生きものの多様性を守ります	市民協働による生きもの調査への参加者数(延べ人数)(人)	4,340人 (2020年度)	10,000人 (2031年度)
		生きものに関心のある市民の割合(%)	70% (2020年度)	80% (2031年度)
	[2] 水とみどりを守り活用します 重点プロジェクト3	みどりとのふれあいに満足している市民の割合(%)	52% (2020年度)	62% (2031年度)
		水辺とのふれあいに満足している市民の割合(%)	48% (2020年度)	58% (2031年度)
		みどり率(%)	45.8% (2018年度)	現状維持 (2031年度)
	[3] 歴史的・文化的環境を守ります	歴史・文化とのふれあいに満足している市民の割合(%)	29% (2020年度)	39% (2031年度)

施策〔1〕 生きものの多様性を守ります

市内の多様な環境の中で生育・生息する生きものは、市民生活に安らぎや潤いを与えるため、今後もより良い状態で次世代に引き継いでいくことが大切です。

生物多様性への市民の理解や興味・関心を高めるために、生物多様性に関する情報発信や市内の生きものの生育・生息状況を把握・公表するとともに、外来生物への対策や生物多様性の保全の取組を進めることで、市内の生きものの多様性を守ります。

■成果指標

指標	基準値 (年度)	目標値 (目標年度)	達成に寄与する取組
市民協働による生きもの 調査への参加者数 (延べ人数)(人)	4,340 人 (2020 年度)	10,000 人 (2031 年度)	【市】 ①②④
			【市民】 ①②⑥⑦
			【事業者】 ①②
生きものに関心のある 市民の割合 (%)	70% (2020 年度)	80% (2031 年度)	【市】 ①～④
			【市民】 ①～⑦
			【事業者】 ①～④



市の取組

① 生物多様性保全の取組を推進します

環境保全団体・NPO 団体との協働による生物多様性保全の取組を進めるとともに、住宅の庭先や学校等の空間を活用したビオトープを創出し、多様な生きものが生息できる場所を増やします。

主な取組内容

- 学校におけるビオトープの創出、活用【指導課】
- 環境保全団体との協働による、生物の保全推進【環境共生課】【公園緑地課】
- ビオトープ創出のための普及啓発【環境共生課】

② 市内の生きものの生育・生息状況を把握・公表します

市内の動植物の生育・生息状況は生物多様性を保全するうえで基本的な情報となるため、市民協働での生きもの調査、まちだの生きものリスト等の作成・公表を進めます。

主な取組内容

- 市民協働による生きもの調査の実施【環境共生課】
- まちだの生きものリスト等の作成・公表【環境共生課】

③ 外来生物対策を進めます

外来生物の対策として、市内の生態系や農業生産に影響を及ぼす外来生物の防除、家庭での適正な飼育・管理の啓発を進めます。

主な取組内容

- 生態系に被害を及ぼす外来生物の防除・情報収集【環境共生課】
- 農業生産に被害を及ぼす外来生物の防除・情報収集【農業振興課】
- 外来生物の適正な飼育・管理の普及啓発【環境共生課】

④ 生物多様性に関する情報を発信します

市民が生物多様性について理解を深め、行動につなげるため、生物多様性の情報発信、自然観察会等での啓発を行い、多様な主体の交流の場づくりを進めます。

主な取組内容

- 生物多様性の確保や外来生物対策に関する市の方針、取組状況の発信、啓発活動の実施【環境共生課】
- 自然観察会、学習会等の開催【農業振興課】【公園緑地課】
- 生物多様性に関わる多様な主体の交流の場づくり【環境共生課】



市民の取組

- ① 自然観察会や学習会等のイベントへの参加を検討します。
- ② 市民協働による生きもの調査への参加を検討します。
- ③ 野生動物への餌付けをしないように努めます。
- ④ 外来生物に関する情報を収集し、理解を深めるよう努めます。
- ⑤ 外来生物被害予防三原則の『入れない』『捨てない』『拡げない』を守るよう努めます。
- ⑥ 花の咲く樹木や草花を植えるなど、鳥や昆虫の生息にも配慮した緑化に努めます。
- ⑦ 自宅等でビオトープづくりを検討します。



事業者の取組

- ① 自然観察会や学習会等のイベントへの参加を検討します。
- ② 事業所内の緑化に当たり、可能な限り郷土種の利用や水辺の整備など、生物多様性の保全への配慮に努めます。
- ③ 外来生物に関する情報を収集し、理解を深めるよう努めます。
- ④ 事業内容と生物多様性の関係性を理解し、製品の原材料の調達等は、生態系への影響が少ないものを検討します。

施策〔2〕 水とみどりを守り活用します

多様な動植物の生息・生育環境であり、市民に豊かな自然とのふれあいの場を提供している町田市の水とみどりを活用・保全し、次世代に引き継いでいくことを目指します。

そのために、市民・団体・事業者等と連携して緑地、里山、水辺環境等の保全を行うとともに、ふれあいの機会の創出を図ります。また、グリーンインフラの考え方を取り入れながら整備を進めます。

■成果指標

指標	基準値 (年度)	目標値 (目標年度)	達成に寄与する取組
みどりとのふれあいに満足している市民の割合 (%)	52% (2020 年度)	62% (2031 年度)	【市】 ①～④
			【市民】 ①④～⑥
			【事業者】 ①②⑤⑥
水辺とのふれあいに満足している市民の割合 (%)	48% (2020 年度)	58% (2031 年度)	【市】 ①⑤
			【市民】 ②③⑤
			【事業者】 ③～⑤
みどり率 (%)	45.8% (2018 年度)	現状維持 (2031 年度)	【市】 ①②④⑤
			【市民】 ①～③⑤⑥
			【事業者】 ①～⑥



市の取組

① 里山の環境を活用・保全します

里山の環境を活用・保全するため、緑地里山保全地域の指定の要請等を行うとともに、市民・団体・事業者・行政の協働で環境保全活動を進めます。

主な取組内容

- 東京都への保全地域指定の要請の検討【公園緑地課】
- 自然環境学習会や市民協働による里山環境の活用・保全【農業振興課】
- 森林インストラクター養成の支援【環境共生課】

② みどりを活用・保全します【再掲】

自然観察会等でのふれあいの機会を創出することで、緑地を活用するとともに、市内の樹林地の保全を進め、地域に適した樹木を増やします。

主な取組内容

- 自然観察会の開催、里山整備活動を体験できる場の提供【農業振興課】【公園緑地課】
- 特別緑地保全地区等の指定の検討【公園緑地課】
- 街路樹の適正な維持管理【道路維持課】
- みどりのカーテン等の普及啓発【環境政策課】

③ 市民が農とふれあえる機会の充実を図ります

自然環境や農業への市民の関心を高めるため、米作り等の農業体験を推進します。

主な取組内容

- 農業体験機会の提供【農業振興課】【指導課】
- 米作り農業体験の実施【農業委員会】

④ 多面的効果を発揮するグリーンインフラの保全・整備を促進します

自然環境が有する多面的な機能を賢く利用するグリーンインフラの考え方を踏まえ、緑地や農地等の保全・整備を進めます。

主な取組内容

- 遊休農地のあっせん【農業振興課】
- 特別緑地保全地区等の指定の検討【公園緑地課】
- 都市計画公園の用地取得・整備【公園緑地課】

⑤ 水辺環境を保全します

水辺環境を保全するため、周辺環境及び生物多様性への配慮、市民等との協働による維持管理を行います。

主な取組内容

- 鶴見川・境川・恩田川等の水源涵養域にある樹林地等の保全【公園緑地課】
- 東京都環境確保条例に基づく地下水の揚水量の把握、必要に応じた地下水利用者への指導【環境共生課】
- 市街化調整区域における特定土地利用行為に関する水循環の健全化【土地利用調整課】



市民の取組

- ① みどりの保全に関する情報を収集し、理解を深めるよう努めます。
- ② 水辺を活用した自然体験活動への参加を検討します。
- ③ 雨水浸透設備の設置を検討します。
- ④ 米作り体験等の農業体験への参加を検討します。
- ⑤ 里山整備活動等への参加を検討します。
- ⑥ 地元の農産物の地産地消により、地元の農業の応援に努めます。



事業者の取組

- ① みどりの保全に関する情報を収集し、理解を深めるよう努めます。
- ② 土地の開発行為の際には、可能な限りのみどりの保全に努めます。
- ③ 河川に汚水を流さないよう努めます。
- ④ 宅地の開発行為、中高層建築物の建築の際には、雨水貯留・浸透施設の設置に努めます。
- ⑤ 市民や団体と協働して、里山の整備事業を検討します。
- ⑥ 農地の適切な維持管理に努めます。



万松寺谷戸



奈良ばい谷戸

図 4.1 市内の谷戸



町田市の流域

流域とは？

「流域」（りゅういき）とは、降った雨が地表を移動し 1 つの川に集まる、大地の範囲・領域のことです。降った雨は高いところから低いところへと流れるため、山の最も高い部分である尾根線が各流域の境界線（流域界）になります。

「流域」は自然の地形に沿った区分けであるため、町田市内の堺地区、忠生地区、鶴川地区、南地区といった地区分けとは異なります。

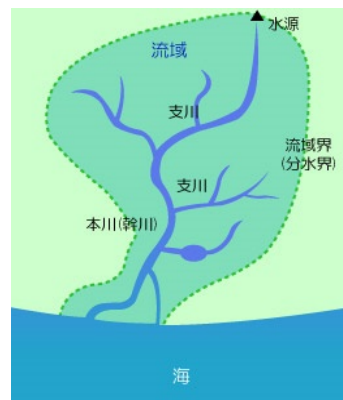


図 流域イメージ

出典：「国土技術政策総合研究所」（国土交通省）

流域という単位で考える

「流域」は、支流ごとに区分された「小流域」の集まりとしても捉えることができます。

1つの小流域内で水や物質が移動し、地形、気象、土壌、土地利用、生息生育する動植物の構成などが小流域ごとに似通うようになり、生物多様性を考えるうえで、大切な1つの単位となります。

また、大規模豪雨・ゲリラ豪雨などによる洪水・土砂災害・渇水など自然災害は、流域全体ではなく、それぞれの小流域で発生する場合があります。

そのため、生物多様性の保全や災害対策は、人が任意の区画で分割し設置した「行政区」単位ではなく、「流域」さらには「小流域」の単位で考えることが大切です。

町田市と流域の関係

町田市は、鶴見川流域、境川流域、多摩川流域の3つの流域に分けられ、鶴見川と境川の流域が大部分を占めます。町田市では「まちだエコプラン（2000年3月）」において、さらに142の小流域に分割して町田市の生態系の現状を把握し、生物多様性の豊かさの評価に活用しました。

一方で鶴見川と境川は、水害が発生した際に大きなダメージをもたらす河川・流域として「特定都市河川」に指定（2005年、2014年）されており、市域のほとんどが特定都市河川流域に含まれていることになります。そこで町田市は、流域一体となった水害に強いまちづくりを目指し、2007年に流域の河川管理者等と共同で「鶴見川流域水害対策計画」を策定しました。

国は、2020年に「流域治水プロジェクト」を策定するなど、流域での治水に舵を切っていますが、町田市ではかなり早い段階から、流域単位での治水に取り組んでいたのです。

市内の生きものや、災害への対策について考える際に、流域といった視点を加えると、新たな発見があるでしょう。



図 町田市の流域

出典：「まちだ水辺ガイドマップ」（町田市）

監修：和光大学 堂前雅史 教授



生物多様性の大切さ

生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのことです。地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種とも言われる多様な生きものが生まれました。これらの数え切れない生命は、1つひとつに個性があり、それぞれが網の目のようにさまざまな関係でつながっており、それが生物多様性の姿といえます。

生物多様性のめぐみ

私たちの暮らしは、食料や水、気候の安定など、多様な生物が関わり合う生態系からの恵み（生態系サービス）によって支えられています。

- | | |
|-----------------|---------------------------|
| ◆生きものがうみだす大気と水 | 酸素の供給、気温、湿度の調節、水や栄養塩の循環 等 |
| ◆暮らしの基礎 | 食べ物、木材、医薬品、品種改良 等 |
| ◆文化の多様性を支える | 地域性豊かな文化、自然と共生してきた知恵と伝統 等 |
| ◆自然に守られる私たちの暮らし | 山地災害、土壌流出の軽減 等 |



ブナ林
(秋田・青森 白神山地)



サンマ漁
(宮城 気仙沼)



枯露柿
(山梨 甲州)



サンゴ礁
(沖縄 石垣島)

出典：環境省

生物多様性に迫る危機

生物多様性国家戦略 2012-2020 によると、現代は「第6の大量絶滅時代」とも言われ、過去の大絶滅と比べて種の絶滅速度が速く、人間活動による影響が主な原因であると考えられている、とされています。

私たちは、「いのち」と「暮らし」を支える生物多様性を自らの手で危機的な状況に陥らせてしまっています。

すべてのかけがえのないいのちを守り、その恵みを受け続けていけるように、今、私たち一人ひとりが行動することが求められています。

日本の生物多様性の危機

- | | |
|--------|---------------------------|
| ◆第1の危機 | 開発や乱獲による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少 |
| ◆第2の危機 | 里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下 |
| ◆第3の危機 | 外来種などの持ち込みによる生態系のかく乱 |
| ◆第4の危機 | 地球環境の変化による危機 |

施策〔3〕 歴史的・文化的環境を守ります

貴重な自然環境と一体的に維持・保全を考えていくべき史跡や古道などの歴史的遺産や、農業とともに育まれた地域文化、原風景などの歴史的・文化的環境の保全を図り、市民がふれあえる機会を提供し、将来に引き継いでいきます。

■成果指標

指標	基準値 (年度)	目標値 (目標年度)	達成に寄与する取組
歴史・文化とのふれあいに満足している市民の割合 (%)	29% (2020 年度)	39% (2031 年度)	【市】 ①②
			【市民】 ①②
			【事業者】 ①



市の取組

① 歴史・文化とのふれあいを進めます

自然環境の中に存在し、自然環境と一体として維持・保全を考えていくべき史跡や古道などにふれあえる機会として、観光交流拠点を活用したイベントの実施やフットパスの普及を進めます。

主な取組内容

- 観光交流拠点を活用したイベントの実施【観光まちづくり課】
- フットパスの普及促進【観光まちづくり課】

② 歴史的・文化的環境を保全します

国・都・市指定史跡・有形文化財の整備、広報活動を行い、歴史的・文化的環境を保全します。

主な取組内容

- 国・都・市指定史跡・有形文化財の整備事業の実施【生涯学習総務課】
- 文化財保護の一環として国・都・市指定史跡・有形文化財の広報活動の実施【生涯学習総務課】



市民の取組

- ① フットパスコースを歩き、市の歴史についての理解を深めるよう努めます。
- ② 小野路宿里山交流館やふるさと農具館等で、市の文化・歴史を学ぶよう努めます。



事業者の取組

- ① 土地の開発行為の際には、自然環境と一体的に維持・保全を考えていくべき史跡や古道等の歴史的遺産等に配慮するよう努めます。



コラム

スマホアプリを使った町田市の生きもの調査

2019年4月から、市民協働による生きもの調査「生きもの発見レポート」を始めました。これは、スマートフォンの市民通報アプリ「まちピカ町田くん」を使って、野生の生きものの写真と位置をスマホで送っていただく調査です。

また、72ページのコラムでは「まちピカ町田くん」について紹介しています。

目的

市民のみなさんからの投稿により、市内のさまざまな場所で暮らす生きものとその生息地の情報を収集して、町田市のどこに、どんな生きものがいるかを調べます。

また、調査に参加することや、「まちだ生きものアルバム」「生きもの発見レポート分布マップ」の閲覧を通して、生きものを身近に感じていただくことを目的としています。

写真の撮り方

- ① 特徴がわかる写真（近）
- ② 全体がわかる写真（遠）



アプリダウンロード用 QR コード

App Store



Google Play



調査への参加方法

「まちピカ町田くん」をダウンロード



町田市で野生の生きものの写真を撮る



位置情報と写真をアプリから送信

生きもの発見レポートの写真の一部を紹介します！



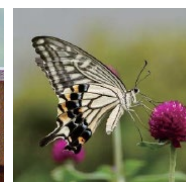
キツネノカミソリ
(高ヶ坂、8月)



アオサギ
(野津田、3月)



インビヨドリ
(小山ヶ丘、8月)



アゲハ
(広袴、8月)

基本目標3 徹底したごみ減量、資源化を進めるまち



施策体系

基本目標	施策	成果指標		
		指標	基準値 (年度)	目標値 (目標年度)
徹底したごみ減量、 資源化を進めるまち	[1] ごみの減量を進めます 重点プロジェクト5	1人1日当たりの ごみ排出量 (g/人日)	768 g/人日 (2019年度)	714g/人日 (2030年度)
	[2] 環境に配慮した 資源化施設を整備し、適正かつ 安全な処理に努めます	総資源化率 (%)	31% (2019年度)	40% (2030年度)
	[3] 社会的課題への 対応を強化します	ごみの焼却による温 室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	約 34,000 t-CO ₂ (2019年度)	約 24,000 t-CO ₂ (2030年度)



さんあーるチャンネル

町田市では、3Rのお話やごみ減量のヒント等、環境にやさしい情報を、YouTube「町田市公式動画チャンネル」の中で「さんあーるチャンネル」として動画配信しています。ごみ減量の取組の紹介、間違いやすいごみ分別「ごみあるある」のほか、スケルトンごみ収集車「みえるくん」や幼稚園・保育園の出前講座でお馴染みの歌や踊り、紙芝居を活用した子ども向けの内容も発信しています。ぜひご覧ください。



図 さんあーるチャンネル

施策〔1〕 ごみの減量を進めます

家庭系ごみ減量のために、町田市内の燃やせるごみに占める割合が最も多い生ごみの減量を進めるとともに、海洋プラスチック問題等への対策として、プラスチックごみの減量を推進します。また、リデュース・リユース・リサイクルの取組を推進することで、ごみの減量だけでなく、環境負荷の低減を図ります。

事業系ごみ減量のために、プラスチック類などの不適正物の混入を減らし、事業系一般廃棄物と産業廃棄物の適正な処理を進めます。また、事業系ごみの中には飲食店等から排出される食べ残しなどの生ごみが多く含まれているため、食品ロス削減に向けて飲食店等との協力を進めます。

■成果指標

指標	基準値 (年度)	目標値 (目標年度)	達成に寄与する取組
1人1日当たりの ごみ排出量 (g/人日)	768 g/人日 (2019年度)	714g/人日 (2030年度)	【市】 ①～④
			【市民】 ①～⑪
			【事業者】 ①～⑪
総資源化率 (%)	31% (2019年度)	40% (2030年度)	【市】 ①～④
			【市民】 ⑦⑧⑪
			【事業者】 ③⑤⑧⑩⑪
ごみの焼却による 温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	約 34,000 t-CO ₂ (2019年度)	約 24,000 t-CO ₂ (2030年度)	【市】 ①～④
			【市民】 ①～⑪
			【事業者】 ①～⑪



市の取組

① 生ごみの減量を推進します

生ごみの減量に向けて、「作ったものを食べきる」、「食材を使い切る」等の食品ロスの削減の取組や水切りの啓発を進めます。

主な取組内容

- 食品ロス削減、水切り等の啓発【環境政策課】
- 生ごみ処理機等の利用促進、一次生成物の活用方法の検討・広報【環境政策課】

② プラスチックごみの減量を推進します

事業者等と連携しながら店舗等でのレジ袋の使用削減や簡易包装の選択等を推進していきます。また、容器包装プラスチックの分別排出の徹底を促すとともに、製品プラスチックの町田市バイオエネルギーセンター内での資源化を実施します。

主な取組内容

- 容器包装プラスチック資源化施設の整備・運営【循環型施設管理課】【循環型施設整備課】
- 製品プラスチック選別施設の運営【循環型施設管理課】
- マイバッグ、マイボトル、プラスチック代替品等の利用促進の広報【環境政策課】
- 海洋プラスチック等、環境への影響についての情報提供【環境政策課】

③ その他の家庭系ごみの減量を推進します

家庭系ごみの更なる減量を推進するため、さまざまな方法による啓発やリデュース・リユース・リサイクルの推進に向けた取組を実施します。

主な取組内容

- リデュース・リユース・リサイクルの取組、啓発の強化【環境政策課】
- 適正排出の推進【環境政策課】
- ごみ減量アイデアの募集・紹介【環境政策課】
- 粗大ごみのリユース販売の強化【環境政策課】

④ 事業系ごみの適正排出・減量を推進します

事業者がこれまで以上に、適正排出に向けて積極的かつ主体的に取り組めるように事業所の規模に応じた支援・指導を行います。また、食品ロス削減に向けた事業者との連携、事業系紙類の削減、資源化を促進するとともに、今後資源化の可能性が考えられる品目について情報を収集・提供し、事業者等へ働きかけを行います。

主な取組内容

- 公共施設から出るごみの減量【環境政策課】
- 食品廃棄物の減量・資源化に向けた情報提供や働きかけ【環境政策課】
- 適正排出のための情報提供、訪問指導の実施【環境政策課】
- 優良事業者の表彰・公表【環境政策課】



市民の取組

- ① 食品の食べきり、使い切りに努めます。
- ② 飲食店での食べきりによる食品ロス削減に努めます。
- ③ 小売店での見切り品の積極購入に努めます。
- ④ 生ごみの水切りに努めます。
- ⑤ 生ごみの自家処理に努めます。
- ⑥ レジ袋やプラスチック製品の利用削減に努めます。
- ⑦ 容器包装プラスチックの分別に努めます。
- ⑧ 紙類等の減量・資源化に努めます。
- ⑨ マイボトル・マイバッグなどの使用やリユース品・レンタル品の活用 に努めます。
- ⑩ 不要になった洋服や家具はリユースショップの活用等を検討します。
- ⑪ リサイクルできるものの適正排出に努めます。



事業者の取組

- ① 量り売り、小分け販売、小盛メニュー等食品ロス削減の取組を検討します。
- ② 食品の食べきり、使い切りの市民への啓発に努めます。
- ③ 食品廃棄物の減量・資源化に努めます。
- ④ 簡易包装に努めます。
- ⑤ プラスチック容器等の店頭回収の推進に努めます。
- ⑥ 過剰包装の削減に努めます。
- ⑦ マイボトル・マイバッグなどの利用促進に努めます。
- ⑧ 事業系紙類の減量・資源化に努めます。
- ⑨ 事業系一般廃棄物と産業廃棄物を分別した適正排出の実践に努めます。
- ⑩ 優良事業者表彰制度への応募を検討します。
- ⑪ 新たな品目の資源化の実施を検討します。



マイボトル OK 店

町田市では、マイボトル（水筒）・マイカップ（マグカップやタンブラー等）などの活用を通じて、使い捨て容器の使用を減らすライフスタイルの提案を行うことで、循環型社会の実現を目指しています。お客様が持参するマイボトルやマイカップに飲みものを提供することができ、マイボトルなどの利用促進に協力していただいている店舗を「マイボトル OK 店」（町田市マイボトル等推進協力店）として認定しています。



図 「マイボトル OK 店」目印

施策〔2〕 環境に配慮した資源化施設を整備し、適正かつ安全な処理に努めます

循環型社会を実現するため、エネルギー回収率が高く環境にも配慮した新しいごみ焼却施設等を整備し、効果的・効率的に処理できる体制の構築を検討します。また、人口や生活様式の変化によるごみ・資源の量及び、費用対効果や収集運搬時に車両から発生する温室効果ガスの削減を意識したごみ収集体制を整備します。おむつや草木などの増加傾向にあるごみへの対応として、資源化可能な品目の拡大に向けた調査等を行うことで、資源の有効活用を推進します。

■成果指標

指標	基準値 (年度)	目標値 (目標年度)	達成に寄与する取組
1人1日当たりの ごみ排出量 (g/人日)	768 g/人日 (2019年度)	714g/人日 (2030年度)	【市】 ③
			【市民】 ①
			【事業者】 ①
総資源化率 (%)	31% (2019年度)	40% (2030年度)	【市】 ①③
			【市民】 ①
			【事業者】 ①
ごみの焼却による 温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	約 34,000 t-CO ₂ (2019年度)	約 24,000 t-CO ₂ (2030年度)	【市】 ①③
			【市民】 ①
			【事業者】 ①



市の取組

① 一般廃棄物処理施設を整備・運営します

新たなごみ処理施設の整備や生ごみのバイオガス化施設等の安定した運用と効率的なエネルギー回収を図ります。

主な取組内容

- 町田市バイオエネルギーセンターにおける、効率的なエネルギー回収の推進【循環型施設管理課】
- 不燃・粗大ごみ処理施設における、施設内資源化の推進【循環型施設管理課】
- 生ごみのバイオガス化施設における、効率的なエネルギー回収の推進【循環型施設管理課】
- 資源化施設の整備（ビン、カン、ペットボトル、容器包装プラスチック等）【循環型施設整備課】

② 収集体制を整備します

町田市の情勢を踏まえたごみ・資源の収集運搬体制の検討を行い、効率的な収集運搬体制を構築します。

主な取組内容

- 効率的なごみ・資源の収集運搬体制の検討・構築【ごみ収集課】

③ 資源の有効活用を推進します

新たな資源化品目拡大に向けた調査研究を行うとともに、小売店等が独自に行う拠点回収についての情報共有、市民への情報提供を行い、回収品目の拡大を推進します。

主な取組内容

- 新たな資源化品目拡大に向けた調査研究【環境政策課】【循環型施設管理課】
- 回収拠点や回収品目の増加等の推進【環境政策課】【ごみ収集課】【循環型施設管理課】



市民の取組

- ① 小売店独自の拠点回収の情報収集、活用にあ努めます。



事業者の取組

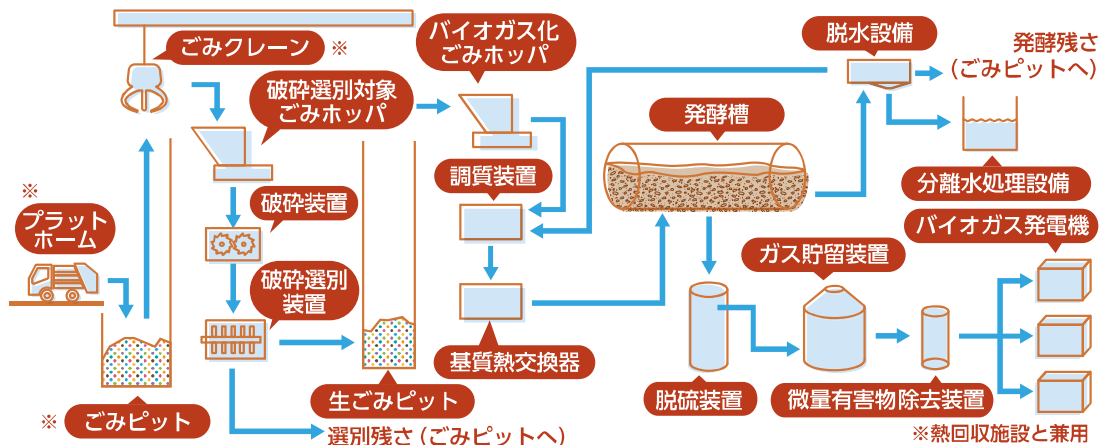
- ① 小売店独自の拠点回収の実践にあ努めます。



生ごみからエネルギーをつくるバイオガス化施設

町田市バイオエネルギーセンターでは、バイオガス化施設を導入しています。これまで焼却処理していた燃やせるごみのうち、生ごみ等を分解しバイオガス化することで、燃やすごみの減量が期待されます。また、発生するメタンガスを、燃料として使用することで発電を行っています。

＜バイオガス化施設の概要＞



施策〔3〕 社会的課題への対応を強化します

ごみに関する社会的な課題として、自然災害に伴い発生する災害廃棄物の迅速な処理、超高齢社会の到来に伴うごみや資源の分別、排出における負担の増加の可能性が考えられます。また、ごみのポイ捨て、不法投棄、持ち去り行為や違法回収は、景観の悪化や環境汚染だけでなく、不法投棄された廃棄物の収集や処理等の経済的な損失が生じます。災害時等のごみの処理や、超高齢社会の到来に伴うごみの問題、不適正処理の問題等への検討を進めることで、これらの社会的な課題への対応を強化します。

■成果指標

指標	基準値 (年度)	目標値 (目標年度)	達成に寄与する取組
1人1日当たりのごみ排出量 (g/人日)	768 g/人日 (2019 年度)	714g/人日 (2030 年度)	【市】 ③
			【市民】 ②
			【事業者】 -
総資源化率 (%)	31% (2019 年度)	40% (2030 年度)	【市】 ②③
			【市民】 ②
			【事業者】 -
ごみの焼却による 温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	約 34,000 t-CO ₂ (2019 年度)	約 24,000 t-CO ₂ (2030 年度)	【市】 ②③
			【市民】 ②
			【事業者】 -



市の取組

① 災害時等のごみ処理に関する対応力を強化します

災害廃棄物処理計画や行動マニュアル等の見直し、庁内外の連携体制の整備、教育訓練を実施します。また、新型コロナウイルスなどの感染症の発生時においても、感染症に配慮した廃棄物の収集・処理を着実に継続して行います。

主な取組内容

- 迅速な初動対応のための教育・訓練の実施【環境政策課】【ごみ収集課】【循環型施設管理課】
- 他自治体や民間事業者等との連携体制の整備【環境政策課】【ごみ収集課】【循環型施設管理課】
- 災害時等におけるごみの収集・処理体制の確保【環境政策課】【ごみ収集課】【循環型施設管理課】
- 新型コロナウイルス感染症による社会変化への対応【環境政策課】【ごみ収集課】【循環型施設管理課】

② 超高齢社会の到来に伴うごみに関する問題へ対応します

現在実施しているふれあい収集の継続とともに、資源の戸別収集の可能性を検討します。また、今後排出の増加が予想される紙おむつの資源化について、情報収集等の研究を進めます。

主な取組内容

- 資源の戸別収集の検討【ごみ収集課】
- ふれあい収集の実施【ごみ収集課】
- 紙おむつなどの資源化事業の研究【環境政策課】【ごみ収集課】【循環型施設管理課】

③ 不適正処理の防止対策を進めます

ごみのポイ捨て、不法投棄、持ち去り行為や違法回収等の違法行為を防止するための啓発・取り締まり等の対策を推進します。

主な取組内容

- 環境美化活動の推進【環境共生課】
- 違法行為防止のためのパトロール強化【ごみ収集課】
- ごみの適正な排出方法の広報【環境政策課】
- 東京都（産業廃棄物対策所管部署）との連携【環境政策課】



市民の取組

- ① 災害時は、市からの情報を収集して、ごみの適正排出に努めます。
- ② ふれあい収集の活用を検討します。
- ③ ごみ拾い等による環境美化活動への参加を検討します。



事業者の取組

- ① 災害時は、市からの情報を収集して、ごみの適正排出に努めます。
- ② 災害時の協力・連携に関する協定の締結を検討します。
- ③ ごみ拾い等による環境美化活動の実施に努めます。
- ④ 不動産管理における不法投棄対策の強化に努めます。

基本目標4 安全で快適な暮らしを実現するまち



施策体系

基本目標	施策	成果指標		
		指標	基準値 (年度)	目標値 (目標年度)
安全で快適な暮らしを実現するまち	[1] 誰もが快適に安心して暮らせる環境を守ります	大気環境、水環境、騒音に関する環境基準の達成割合 (%)	78% (2019 年度)	現状維持 (2031 年度)
		居住地の周辺環境（大気、水質、騒音など）に満足している市民の割合 (%)	67% (2020 年度)	77% (2031 年度)
	[2] 美しく快適なまちを維持します	まち並みや景観に満足している市民の割合 (%)	43% (2020 年度)	53% (2031 年度)



市内の大気や水質の保全のための取組

町田市では、市民の健康を保護し、良好な環境を維持するため、継続的な大気質、水質、騒音・振動等の調査や、次世代自動車の導入等に取り組んでいます。



走行時に大気汚染物質を排出しない次世代自動車



継続的に保全していく町田市の河川

施策〔1〕 誰もが快適に安心して暮らせる環境を守ります

安全で快適なまちを支える重要な要素である、良好な大気質や水質を保全していくとともに、快適に暮らせる生活環境を維持するため、騒音・振動、悪臭等の公害についての対策を進めます。

■成果指標

指標	基準値 (年度)	目標値 (目標年度)	達成に寄与する取組
大気環境、水環境、騒音に関する環境基準の達成割合(%)	78% (2019年度)	現状維持 (2031年度)	【市】 ①～⑦ 【市民】 ①②④～⑧ 【事業者】 ①②④～⑦
居住地の周辺環境(大気、水質、騒音など)に満足している市民の割合(%)	67% (2020年度)	77% (2031年度)	【市】 ①～⑦ 【市民】 ①～⑧ 【事業者】 ①～⑧



市の取組

① 大気汚染、水質汚濁、騒音・振動を抑制するため、市民・事業者への働きかけを推進します

事業活動が原因となる大気汚染、水質汚濁、騒音・振動を抑制するため、事業者への啓発や指導を行います。また、市民に対して、正しい下水道の使い方や野焼き防止の啓発等を進めます。

主な取組内容

- 大気汚染について、工場等を設置する事業者に対する事前指導及び違反事業者への指導【環境共生課】
- 水質汚濁について、河川等へ直接排水を行う事業者に対する事前指導及び違反事業者への指導【環境共生課】
- 下水処理場への市民等の施設見学受け入れ【水再生センター】
- 騒音・振動について、工場等を設置する事業者や工事を行う事業者に対する事前指導及び違反事業者への指導【環境共生課】



電気自動車用充電設備の設置

町田市では、地球温暖化対策として、電気自動車等の次世代自動車の普及促進を図っています。電気自動車の普及拡大は、脱炭素（低炭素化）及び災害時の蓄電池の役割も果たします。町田市バイオエネルギーセンター（急速充電器）、市庁舎（普通充電器）に充電器が設置されています。



図 市庁舎設置普通充電器

② 大気質、水質、騒音を定期的に調査し、市民へ公表します

大気質、水質、騒音を定期的に調査し、調査結果を公表します。また、光化学スモッグ注意報等が発令された際は速やかに周知を行います。

主な取組内容

- 市内の大気環境の把握【環境共生課】
- 光化学スモッグ注意報等発令時の周知【環境共生課】
- 主要河川である鶴見川、境川、恩田川の河川調査の実施と結果の公表【環境共生課】
- 主要幹線道路における自動車騒音調査の実施と結果の公表【環境共生課】

③ 河川へ放流する下水処理水の水質向上を図ります

下水処理場から河川へ放流する下水処理水の水質向上を進めます。

主な取組内容

- 下水処理水の水質向上【水再生センター】

④ 自転車の活用を、総合的かつ計画的に進めます【再掲】

自転車利用促進に向け、自転車通行空間や自転車駐車場の確保などハード面の整備とともに、交通安全の啓発や環境・健康・観光面での活用推進などソフト面の取組を進めます。

主な取組内容

- 自転車の活用の推進【交通事業推進課】
- 自転車通行空間の検討・整備【道路政策課】【道路整備課】
- 自転車駐車場の整備【道路管理課】
- 市職員の近隣移動時の自転車利用の推進【市有財産活用課】【環境政策課】

⑤ 悪臭の発生防止に努めます

事業活動に伴う悪臭の発生を防止するため、事業者に対して適切な防止対策に関する情報を発信するとともに、指導を行います。

主な取組内容

- 悪臭について、工場等を設置する事業者に対する事前指導及び、悪臭を発生させた事業者への指導【環境共生課】
- ごみ処理施設等における、臭気測定の実施及び設備の適正管理による臭気の発生抑制対策の実施【循環型施設管理課】

⑥ 有害化学物質等の適正管理・処理の指導を進めます

有害化学物質を取り扱う事業者に対して、指導を行うとともに、有害化学物質の使用・管理状況の把握を行います。また、解体工事等によってアスベストが飛散しないよう、事業者に対して、適正な処理方法の指導を行います。

主な取組内容

- 有害化学物質の適正管理の指導【環境共生課】
- 既存建物の解体時におけるアスベストの事前調査・届出・適正処理の指導【環境共生課】【建築開発審査課】

⑦ その他の問題の対策を考え、安心して快適な環境の実現を図ります

光害、電波障害、騒音等のさまざまな問題に対し、対策を図っていきます。

主な取組内容

- 中高層建築物を建設する事業者に対する放送電波障害の事前調査の指導【環境共生課】
- 屋外照明を設置する事業者に対する光害未然防止の啓発【環境共生課】
- 近隣騒音などのトラブル防止のためのマナー啓発【環境共生課】
- 市民の生活環境の保全のための空家対策の推進【住宅課】



市民の取組

- ① 自家用車購入の際には、電気自動車などの環境にやさしい次世代自動車の選択を検討します。
- ② エコドライブに努めます。
- ③ 家庭における悪臭の発生防止に努めます。
- ④ 家の庭等でごみを焼却しないように努めます。
- ⑤ 環境にやさしい石鹼・洗剤の使用に努めます。
- ⑥ 浄化槽の適正利用に努めます。
- ⑦ 下水処理場を見学し、下水処理方法の学習に努めます。
- ⑧ 音響機器やペットの鳴き声、早朝・深夜のオートバイや自動車利用などで、騒音を出さないように努めます。



成瀬クリーンセンター



自転車レーン（南 2268 号線）

図 4.2 安全で快適なまちを支える施設・設備



事業者の取組

- ① 事業用車両等購入の際には、電気自動車などの環境にやさしい次世代自動車の選択を検討します。
- ② エコドライブに努めます。
- ③ 工場、事業所等における悪臭の発生源については、密閉性の高い建屋内に設置するなど周辺に影響を及ぼさないように努めます。
- ④ 事業所の敷地等でごみを焼却しないように努めます。
- ⑤ 浄化槽の適正利用に努めます。
- ⑥ 事業所からの排水は、法制度に基づいて適切な管理の徹底に努めます。
- ⑦ 騒音・振動を発生させる機器や拡声器等の使用を控え、使用する場合には、周辺への配慮に努めます。
- ⑧ 夜間の照明利用時には、周辺への配慮に努めます。



市民通報アプリ・まちピカ町田くん

まちピカ町田くんとは、道路、公園、街区表示板の不具合の通報や、市内に生息する生きものの発見のレポートを発信することができるアプリケーションです。

また、59 ページのコラムではまちピカ町田くんを活用した「生きものの発見レポート」について紹介しています。

まちピカ町田くんの使い方

1 アプリを起動



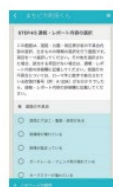
2 写真を撮影



3 位置を確認



4 不具合内容を選択



5 内容を確認して通報メールを送信



通報事項

- ◆ 道路の不具合
- ◆ 公園の不具合
- ◆ 街区表示板の不具合
- ◆ 生きものの発見レポート 等

通報後の対応

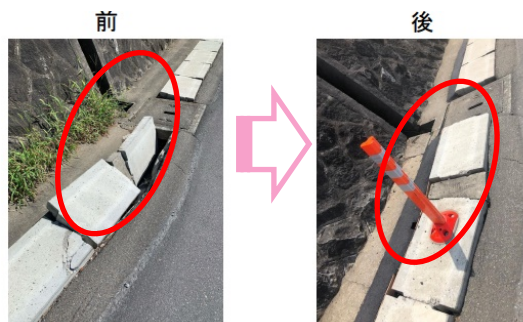


図 まちピカ町田くんからの通報による対応前及び後の写真

アプリダウンロード用 QR コード

App Store



Google Play



施策〔2〕 美しく快適なまちを維持します

地域の住民自らの積極的な行動を促し、市民が愛着を感じる美しいまち並みづくり、快適な道路環境づくりを進めます。

■成果指標

指標	基準値 (年度)	目標値 (目標年度)	達成に寄与する取組
まち並みや景観に 満足している市民の割合 (%)	43% (2020 年度)	53% (2031 年度)	【市】 ①～③
			【市民】 ①～⑤
			【事業者】 ①～③



市の取組

① 愛着のある景観づくりを進めます

公共事業における景観アドバイザーの活用や、屋外広告物を含めた景観づくりを推進します。

主な取組内容

- 公共事業における景観アドバイザーの活用の推進【地区街づくり課】
- 屋外広告物を含めた景観づくりの推進【地区街づくり課】
- 景観づくりセミナーの実施【地区街づくり課】

② 快適な道路環境づくりを進めます

快適な道路環境づくりのため、放置自転車の削減等の取組を進めます。また、市民や事業者による道路の美化活動を促進します。

主な取組内容

- 市内各駅における放置自転車対策の実施【道路管理課】
- 学校や地域での自転車や二輪車のマナー啓発【市民生活安全課】
- 都市計画道路、市街地道路での無電柱化工事の実施【道路整備課】
- 市民ボランティア団体による道路の美化活動の推進【道路管理課】

③ ごみの不法投棄、ポイ捨ての防止に努めます

ごみの不法投棄防止のため、土地所有者に防止策を啓発・指導するとともに、土地所有者・市民・行政の協働による再発防止策の検討を進めます。また、ポイ捨ての防止のための取組や普及啓発を進めます。

主な取組内容

- 美化推進重点区域（あきかん、吸い殻等のポイ捨て防止区域）の指定及び運用【環境共生課】
- 道路等喫煙禁止区域（路上喫煙禁止区域、喫煙スポット）の指定及び運用【環境共生課】
- あき地の所有者への雑草除去指導【環境共生課】
- 不法投棄監視カメラの有効利用及び、パトロールによる再発防止対策の実施【ごみ収集課】



市民の取組

- ① 自宅周辺の道路などの清掃、除草を定期的に行うよう努めます。
- ② ごみ出しの際は、収集日や収集時間等を守るよう努めます。
- ③ 自転車を駅周辺等に放置しないよう努めます。
- ④ 空き缶やたばこ等のごみのポイ捨てをしないよう努めます。
- ⑤ 地域の清掃活動への参加を検討します。



事業者の取組

- ① 事業所周辺の道路などの清掃、除草を定期的に行うよう努めます。
- ② 広告の設置に当たっては、機能、位置、規模、色彩等について景観との調和に努めます。
- ③ 地域の清掃活動への参加を検討します。



町田市シェアサイクル

利用者がスマートフォンアプリを使って、複数の駐輪場（サイクルポート）から、利用者がどここのサイクルポートでも自転車を借りることができ、返却することができる自転車共有（シェア）サービスです。

町田市内サイクルポート

- | | |
|----------|---------|
| ◆ 町田市庁舎 | ◆ 鶴間公園 |
| ◆ 町田市民病院 | ◆ 総合体育館 |
| ◆ 野津田公園 | ◆ 町田駅 |



図 サイクルポートのイメージ

その他、市内公共施設や自転車駐車場などに設置されています。

基本目標5 環境について、みんなで学び、協働を進めるまち



施策体系

基本目標	施策	成果指標		
		指標	基準値 (年度)	目標値 (目標年度)
学び、協働を進めるまち 環境について、みんなで	[1] さまざまなエコ市民の育成と協働のネットワーク構築を進めます	環境に配慮した行動を行っている市民の割合 (%)	— (2022 年度)	基準値から 10 ポイント増加 ※ (2031 年度)
		エコ宣言事業者数 (店・事業所)	93 店・事業所 (2020 年度)	120 店・事業所 (2031 年度)
	[2] 誰にとってもわかりやすい環境情報を発信します	SNS 等のフォロワー数	1,138 (2020 年度)	10,000 (2031 年度)

※最終的な目標値は基準値が確定してから決定します。



市の環境情報発信 SNS (Twitter、Instagram) を紹介します！



- ・町田市農業情報
まち☆ベジ販売情報や農業関連イベント情報 等



- ・町田市ごみナクナレ
ごみ減量のヒントとなる情報、イベントや講座のご案内 等

ごみナクナレ (町田市公式)
@machida_3R

「町田市ごみナクナレ」Twitter

ハスのん (町田市公式)
@machida_hasunon

「ハスのん」Twitter

236 投稿
562 フォロワー
21 フォロー中

ハスのん (町田市公式)
公社・行政サービス
町田市はエコキャラクターのハスのんだのん。みんなに知ってもらいたいエコな情報を届けるハスのんの世界な一面が覗かれるかもしれないのん。よろしくだのん！

町田市のソーシャルメディア活用ポリシー等に関しては、下記URLからご確認ください。
www.city.machida.tokyo.jp/shisei/koho/koho/sns/insta...

フォローする メッセージ メール



「ハスのん」Instagram

施策〔1〕 さまざまなエコ市民の育成と協働のネットワーク構築を進めます

環境を保全し、より良い環境を実現していくためには、環境配慮に関する一人ひとりの心がけと実践が重要です。市民、市民活動団体、事業者などの環境への関心を高めるきっかけや、身近な場所で環境学習に取り組むことができる機会を創出し、また、環境活動を促進するため、さまざまな支援を行うことで、環境に配慮した生活や行動を自分ごととするエコ市民を育成するとともに、異なる主体同士のネットワークの構築を支援することで、取組を効果的に推進していきます。

■成果指標

指標	基準値 (年度)	目標値 (目標年度)	達成に寄与する取組
環境に配慮した行動を行っている市民の割合 (%)	— (2022 年度)	基準値から 10 ポイント増加※ (2031 年度)	【市】 ①～③④⑥
			【市民】 ①～⑤
			【事業者】 ①～③
エコ宣言事業者数 (店・事業所)	93 店・事業所 (2020 年度)	120 店・事業所 (2031 年度)	【市】 ①⑤
			【市民】 —
			【事業者】 ①～③

※最終的な目標値は基準値が確定してから決定します。



市の取組

① 環境に配慮した市民・事業者を認定する制度を運用します

環境に配慮した取組を実施している市民・事業者を認定する制度を運用し、環境配慮行動を促します。

主な取組内容

- 「わたしのエコ宣言」による家庭での取組支援【環境政策課】
- まちだエコ宣言制度の推進【環境政策課】
- まちだ 3R 賞の推進【環境政策課】

② 環境保全活動の担い手育成制度によるエコ市民の育成、活用を図ります

環境保全活動の担い手を育成するため、環境に関する活動を行っている団体等の支援を検討し、エコ市民の育成、活用を図ります。

主な取組内容

- ごみ減量サポーターの地域活動支援【環境政策課】
- 環境保全活動団体や環境保全に取り組む市民への支援の検討、実施【環境政策課】

③ 市民の環境学習や環境保全活動に参加する機会の充実を図ります

市民の環境学習の機会創出、環境保全行動の促進のため、環境講座等を開催します。また、体験型の環境学習の充実を図ります。

主な取組内容

- 環境に関する学習機会の提供【市民協働推進課】【環境政策課】【生涯学習センター】
- 生物多様性に関わる多様な主体の交流の場づくり【環境共生課】

④ 次世代を担う子どもの環境教育を進めます

子どもの環境に対する意識の向上を目指して、学校における環境教育の充実、学校教育以外の場での環境学習・環境保全活動の機会の創出を進めます。また、さまざまな環境教育プログラムを利用しやすくするため、環境教育情報の収集・提供を進めます。

主な取組内容

- 各教科等における指導、環境学習、農業体験、自然体験の実施【指導課】
- ボランティアコーディネーター等を活用した環境教育の実施【指導課】
- 出前講座を活用した児童・生徒、保護者への環境教育の実施【環境政策課】
- こどもエコクラブの設立促進と活動の継続支援【環境政策課】

⑤ 事業者の環境配慮への取組や環境保全活動を支援します

事業者の環境配慮への取組や環境保全活動を促進するため、事業者を対象とした環境講座の開催、環境保全活動に取り組みやすい環境の整備を進めます。

主な取組内容

- 事業者の環境保全活動の支援【環境政策課】

⑥ 大学等との連携を進め、環境学習の機会を創出します

市民、市民団体、事業者、地域、大学、行政等の多様な主体の連携・協働による環境学習に関する取組を推進するための仕組みづくりを検討します。

主な取組内容

- 相模原・町田大学地域コンソーシアムや各大学と環境学習に関する取組を連携・協働して行うための仕組みづくり【生涯学習センター】
- 東京都 ECO-TOP プログラムインターンシップの受け入れ【環境政策課】



市民の取組

- ① 子どもと一緒に地域の環境活動やイベント等への参加を検討します。
- ② 環境学習講座、講習会へ参加して、環境問題等の理解を深めるよう努めます。
- ③ 家族や身近な人と環境に関する話題を共有するよう努めます。
- ④ 市や地域、団体等が行う環境に関する活動への参加を検討します。
- ⑤ 「わたしのエコ宣言」の取組への参加を検討します。



事業者の取組

- ① 環境に関するイベント等への出展を検討します。
- ② 市や地域、団体等が行う環境に関する活動への参加を検討します。
- ③ まちだエコ宣言やまちだ 3R 賞への参加を検討します。

施策〔2〕 誰にとってもわかりやすい環境情報を発信します

環境に対する理解と関心を深め、環境配慮に関する一人ひとりの心がけと実践を促すため、ホームページ、SNS等を活用した積極的な環境に関する情報を発信するとともに、新たな考え方を取り入れた普及啓発方法の検討を進めます。

■成果指標

指標	基準値 (年度)	目標値 (目標年度)	達成に寄与する取組
SNS等のフォロワー数	1,138 (2020年度)	10,000 (2031年度)	【市】 ①②
			【市民】 ①②
			【事業者】 ①②



市の取組

① 環境イベント等におけるナッジ理論等を取り入れた新たな普及啓発を進めます

環境に配慮した行動等が自発的に実践されるよう、ナッジ理論等の新たな考え方による啓発方法を検討し、環境イベント等での活用を進めます。

主な取組内容

- ナッジ理論等を用いた啓発方法の検討【環境政策課】
- 環境イベントでのナッジ理論等の活用【環境政策課】

② 市民・事業者に向けて環境に関する情報を積極的に発信します

市民・事業者の環境に対する意識の向上を図り、環境に配慮した行動を促進するため、市の取組や環境全般に関する情報を発信します。

主な取組内容

- 環境に関する情報の発信【環境政策課及び各課】
- 環境に関する出版物を充実させて提供、環境をテーマにした特集コーナーを随時設置【図書館】
- 町田市の環境の状況・取組等を、環境白書・ホームページ等で公表【環境政策課】
- 市のイベントにおける環境配慮の取組推進【環境政策課及び各課】



市民の取組

- ① 市のホームページや SNS を通して環境に関する情報を収集し、理解を深めるよう努めます。
- ② 地球温暖化等の環境問題が生活に与える影響を理解し、自らできる行動を考えるよう努めます。



事業者の取組

- ① 市のホームページや SNS を通して環境に関する情報を収集し、理解を深めるよう努めます。
- ② 地球温暖化等の環境問題が事業に与える影響を理解し、事業者間で共有するよう努めます。



みどりのカーテン事業

節電意識を高め、過度にエアコンに頼らない快適な夏を過ごすため、市民のみなさんによるみどりのカーテンづくりが毎年実施されています。みどりのカーテンを市内に広めるため、商店会、町内会・自治会、民間団体、公共施設などへ、ゴーヤなどつる性植物の苗を配布しています。



図 みどりのカーテンの事例（左：鶴間幼稚園、右：市民ホール）

公共施設や小中学校で育てたゴーヤは、学校給食で児童にも提供されています。

みどりのカーテンが夏を涼しくしてくれる 3 つの理由

日射の熱エネルギーを約 80%カット！

十分に葉が茂ったみどりのカーテンは、日射しの熱エネルギーの、約 80%をカットする遮蔽効果があります。

家の周囲の表面温度を抑える

強い日射しで表面温度が高くなった窓付近の地面や壁、エアコンの室外機などから熱が放出されるのも暑さの要因です。
みどりのカーテンで多くの部分を日射から遮ることで、放射熱の発生と侵入を抑えることができます。

葉の蒸散作用で放射熱を抑える

植物は水を吸い上げ、葉から水分を蒸発させます。その時に気化熱を奪うことで葉の温度上昇が抑えられます。
みどりのカーテンは日陰をつくるだけでなく、室内への放射熱も抑えてくれます。

出典：環境省

第5章 取組をリードする重点プロジェクト

5.1 重点プロジェクトの考え方

5.1.1 重点プロジェクトの位置づけ

本計画では、望ましい環境像を実現するために優先的に取り組み、市民と共有する計画のリード役となる主要な事業を重点プロジェクトとして位置づけます。

5.1.2 重点プロジェクト設定の基本的な視点

重点プロジェクトは、以下に示す視点に基づき設定します。

<重点プロジェクト設定の視点>

- **環境課題の解決に大きく貢献する**
地域特性に起因する環境課題や社会的に強く要請される環境課題に対し、市が優先的に取り組み、課題解決を図るべきもの。
- **SDGs の視点から環境、経済、社会を統合的に向上する**
環境側面からアプローチすることで、市の環境課題だけではなく、経済面、社会面における地域課題に対しても、相乗的・副次的な効果が期待されるもの。

5.1.3 重点プロジェクトの設定

重点プロジェクトは、以下のとおり設定します。

	重点プロジェクト名	本編 掲載ページ	主に関連 する施策
重点プロジェクト 1	再生可能エネルギー等の利用拡大	82	1-[2]
重点プロジェクト 2	次世代自動車等の積極的な導入と多面的な活用	84	1-[3]
重点プロジェクト 3	里山環境の活用と保全	86	2-[2]
重点プロジェクト 4	地産地消の推進	88	1-[3]
重点プロジェクト 5	フードドライブによる食品ロスの削減	90	3-[1]

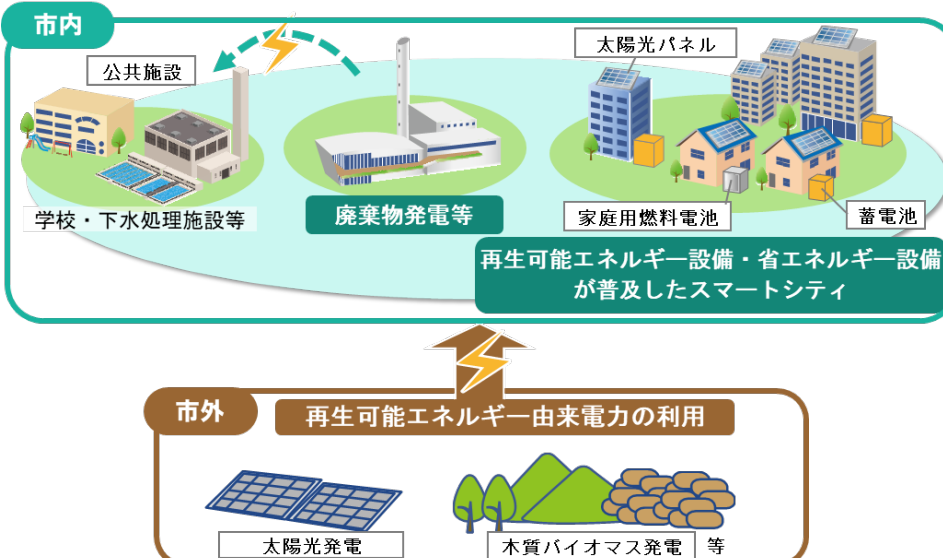
5.1.4 進捗管理

このプロジェクトは、将来への展望として市の基本計画である「まちだ未来づくりビジョン2040」とも内容の整合を取りつつ、関連する成果指標とともに、10年間で取り組む工程を落とし込んだロードマップで進捗を図ります。

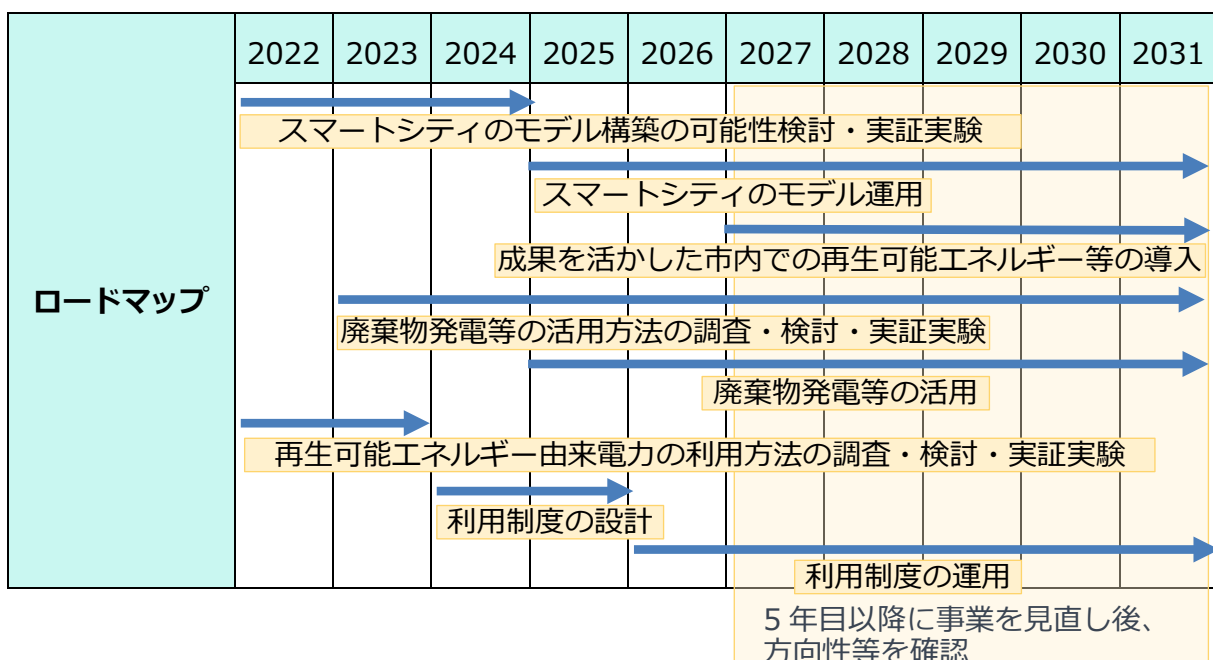
各プロジェクトは、5年を目途に事業の見直しを行い、方向性等を確認していきます。

5.2 重点プロジェクト

重点プロジェクト1 再生可能エネルギー等の利用拡大

	
概要	町田市の二酸化炭素排出量を削減するためには、発電時に二酸化炭素を排出しない再生可能エネルギーの利用拡大が重要です。町田市内に導入できる再生可能エネルギー設備は、自然条件等のポテンシャルから主に太陽光発電システムとなり、市内の住宅・事業所の建物等への導入が進められています。 しかしながら、導入の起爆剤となっていた太陽光発電における固定価格買取制度（FIT 制度）の見直しや FIT 制度の期間が終了する太陽光発電システムが出てくるなど、これまでの制度とは異なった方法で、再生可能エネルギーの導入を促進することが求められています。 具体的には、家庭や事業者が所有している建物での自家消費型の太陽光発電の導入が挙げられます。さらに、地域が一体となって太陽光等の再生可能エネルギー設備や燃料電池等の省エネルギー設備を導入し、導入した設備を効果的に活用することで、エネルギーの有効利用や防災機能の強化を実現するスマートシティ構築の可能性を検討します。また、ごみ焼却施設で発電した電力等を学校・公共施設等で活用する方法を検討します。 一方で、町田市内に導入できる再生可能エネルギーの量は限られており、市内に導入する再生可能エネルギー設備により、市内のエネルギー需要をすべて満たすことは困難です。そこで、市内の再生可能エネルギー等の普及拡大を行うとともに、市外から再生可能エネルギー由来のクリーンな電力を調達・利用する方法について、調査・検討します。 これらの取組を一体的に実施していくことで、更なる再生可能エネルギー等の利用拡大を図ります。
プロジェクトイメージ	

効果（環境）	・太陽光発電・廃棄物発電で発電された電力利用による、二酸化炭素排出削減への貢献 ・燃料電池等の導入による、二酸化炭素排出削減への貢献 ・市外の再生可能エネルギー由来電力利用による、二酸化炭素排出削減への貢献
効果（経済）	・機器の調達・施工・メンテナンス等に関する産業・雇用創出等を期待 ・電力の自家消費により、電力購入の費用を削減 ・廃棄物発電等の電力購入による、地域内での資金循環 ・事業者が RE100 などの取組を実施することで、ESG 投資による資金の獲得を期待
効果（社会）	・市内の各建物に災害時の電源として活用できる太陽光発電・燃料電池の普及が進むことで、市域全体の防災機能を強化 ・市外からの電力調達による、地域間の連携力強化を期待 ・スマートシティを活用した環境学習のフィールド提供を期待
各主体の役割	【市】：スマートシティのモデル構築の可能性検討等、燃料電池導入の助成、市のホームページ等で事業の情報提供、公共施設への電力調達方法の検討、廃棄物発電等の活用方法の検討 【市民】：太陽光発電・燃料電池の導入、再生可能エネルギー由来電力の利用 【事業者】：太陽光発電・燃料電池の導入、スマートシティのモデル構築の可能性検討等、機器の設置・施工・メンテナンス、再生可能エネルギー由来電力の利用
関連する施策	◎基本目標 1 施策 [2] ○基本目標 1 施策 [1] [3] [4] ○基本目標 5 施策 [1] 凡例：◎：最も関連がある施策、○：関連がある施策
関連する成果指標	・市内のエネルギー消費量（TJ） ・家庭のエネルギー消費量（GJ/世帯） ・事業者のエネルギー消費量（GJ/m²） ・市内の再生可能エネルギー導入量（kW） ・市内の温室効果ガス排出量（千 t-CO₂）



重点プロジェクト2 次世代自動車等の積極的な導入と多面的な活用



概要

東京都では、2050 年の CO₂排出実質ゼロに向けて、2030 年までに都内の新車販売を 100%非ガソリン車とすることを目標に掲げています。こうした状況を踏まえ、町田市内の自動車においても、次世代自動車（EV・FCV）への転換を図っていく必要があります。

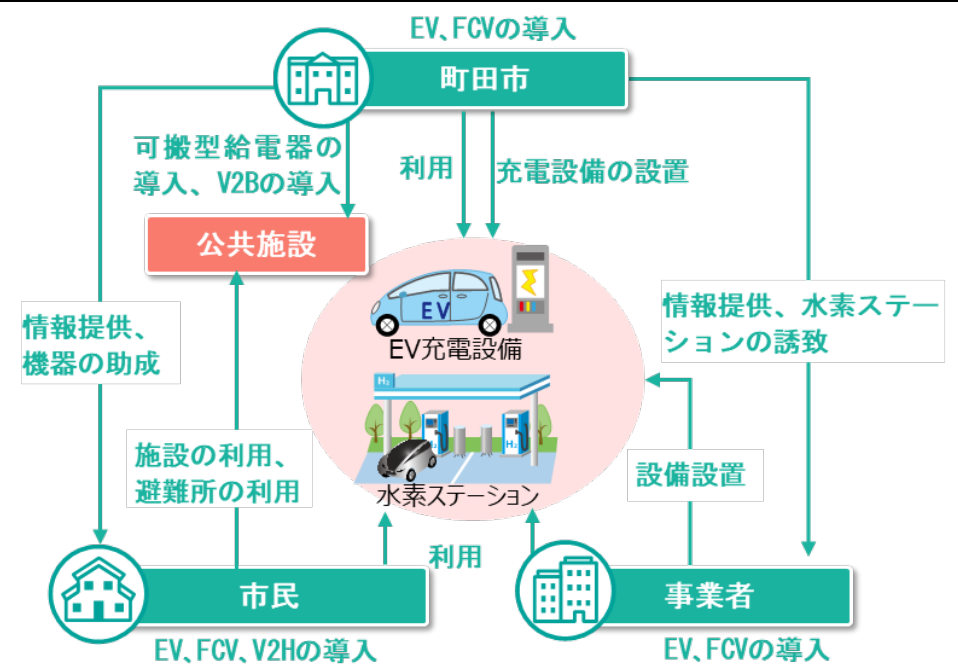
電気自動車（EV）や燃料電池自動車（FCV）は、移動時に温室効果ガスを排出しないだけでなく、電源として建物等に電力を供給できることから、災害時の非常用電源としても重要な役割を担います。

本プロジェクトでは、市内の EV や FCV 普及のための取組を行うとともに、導入した EV や FCV の多面的な活用の仕組みを構築します。

次世代自動車普及のための取組として、市民・事業者への EV 等の普及啓発だけではなく、EV と家庭の間で電力の相互供給をするシステム（V2H）の導入に対する普及啓発も行うことで、災害時等の電源としての活用を図ります。また、次世代自動車普及のためには、充電設備等の従来とは異なる専用のインフラが重要となることから、公共施設への充電設備（太陽光発電付き充電設備等）の導入や市内への水素ステーションの誘致を行います。

こうした取組に加え、市が率先して公用車へ次世代自動車を導入します。さらに、非常用発電機が設置されていない公共施設等に、EV と建物（ビル）の間で電力の相互供給をするシステム（V2B）、FCV 用の可搬型給電器を備えるなど災害時の活用を図ります。

プロジェクトイメージ



効果（環境）	・太陽光発電による電力や、クリーンな水素を活用することで、温室効果ガス排出量削減に貢献 ・移動時に大気汚染物質を排出しないため、きれいな空気のまちづくりに貢献
効果（経済）	・関連施設・設備の調達や施工・事業運営等に関する新たな産業・雇用創出等を期待
効果（社会）	・家庭にV2Hが導入されることで、家庭の防災機能の強化を期待 ・非常用発電機が設置されていない公共施設等にV2Bや可搬型給電器が導入されることで、市域全体の防災機能の強化を期待
各主体の役割	【市】：公用車における次世代自動車の導入、次世代自動車導入の助成、電気自動車充電設備の設置、水素ステーションの誘致、V2B・可搬型給電器の導入、V2H導入の助成 【市民】：自家用車における次世代自動車の導入、V2Hの導入 【事業者】：事業者における次世代自動車の導入、V2Bの導入
関連する施策	◎基本目標1 施策[3] ○基本目標1 施策[4] ○基本目標4 施策[1] ○基本目標5 施策[1] 凡例：◎：最も関連がある施策、○：関連がある施策
関連する成果指標	・市内の温室効果ガス排出量（千t-CO₂） ・市内乗用車の登録台数に占めるEV、FCVの割合（％） ・居住地の周辺環境に満足している市民の割合（％） ・大気環境、水環境、騒音に関する環境基準の達成割合（％）

	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
ロードマップ	→ 公用車への次世代自動車の導入検討 → 次世代自動車の導入・運用方法等の実証試験 → 公用車への次世代自動車の導入・運用 → 公共施設へ充電設備配置・運用 → EV・FCV助成金制度の運用 5年目以降に事業を見直し後、方向性等を確認									

重点プロジェクト3 里山環境の活用と保全



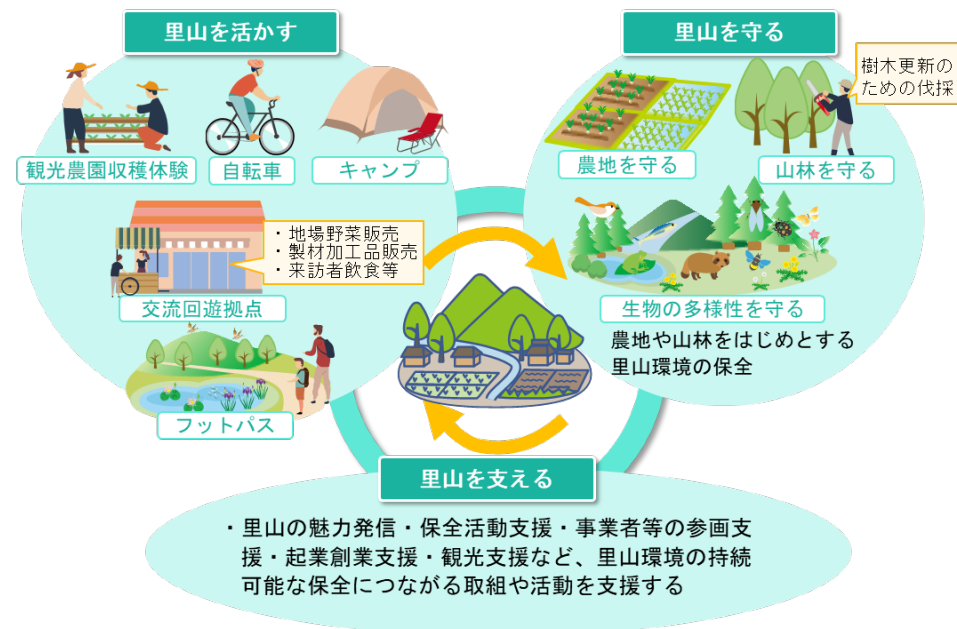
概要

町田市には、市街地の北部を中心にみどり豊かな恵まれた自然環境が残されています。また、市内には、国の「生物多様性の保全上重要な里地里山」に選定される里山が存在するなど、自然との接点を持つことのできる貴重な環境が残されています。

里山とは、かつて谷戸や山林に隣接する地域で生活する住民が、自ら田畑を耕作し、農閑期においては薪や炭にする目的で樹木の伐採を行い、生活が営まれてきた場所をいいます。人の手が適度に入ることによって生き物の多様性、良好な景観、伝統文化等が保全・継承され、人と自然が共生し資源が循環すること等により、持続可能な環境が維持されてきました。

地域の住民により適切に管理（活用）し、維持（保全）されてきたかつての里山は、産業構造や生活様式の変化等によって人の手が入ることがなくなり、それまで続いてきた資源の循環が途切れしました。その結果、荒廃した山林や農地が増え、現在では以前のような里山環境はほとんど残っていません。そこで、里山環境を地域の社会基盤（グリーンインフラ）として捉え、多様な主体による連携・協働により時代に即した新たな循環サイクルを構築し、持続可能な保全につながる里山環境の活用を推進します。

プロジェクトイメージ



効果（環境）	・緑地、水源等の里山環境の持続可能な維持・保全 ・生物多様性の保全 ・良好な景観の維持 ・里山の保全によるヒートアイランドの緩和 ・緑地の保全による二酸化炭素吸収 ・市民等の自然にふれあう機会の創出、環境学習の場の創出
効果（経済）	・市内の事業にお金を支払い、地域内でお金が循環することによる地域活性化 ・事業に関連する施設整備や新たな起業等による産業振興等への期待 ・市内だけでなく市外からも多くの利用者が来訪することによる観光振興への期待
効果（社会）	・多くの人が市の里山に来訪することで、人材交流の活性化や人的ネットワークの構築等を期待 ・都市部での里山環境を有する地域として、町田市のブランディング効果を期待 ・里山の保全による浸水被害・土砂災害を低減
各主体の役割	【市】：里山環境の整備、情報の集約・情報発信 等 【市民】：観光農園、キャンプ場等を利用、里山で生産された木材加工品等の購入 等 【団体・事業者】：事業の企画・運営、草刈り・間伐等による保全 等
関連する施策	○基本目標1 施策 [3] [4] ○基本目標2 施策 [1] ◎基本目標2 施策 [2] ○基本目標5 施策 [1] 凡例：◎：最も関連がある施策、○：関連がある施策
関連する成果指標	・市内の温室効果ガス排出量（千t-CO₂） ・市民協働による生きもの調査への参加者数（人） ・生きものに関心のある市民の割合（%） ・みどりとのふれあいに満足している市民の割合（%） ・水辺とのふれあいに満足している市民の割合（%） ・みどり率（%）

	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
ロードマップ	里山の情報集約・魅力発信									
	事業運営の下地づくり、里山環境の整備									
	事業者・環境団体等による事業実施									
	実施事業の検証（継続・拡充）									
	5年目以降に事業を見直し後、方向性等を確認									

重点プロジェクト4 地産地消の推進



概要

持続可能な農業生産のためには、地元で生産された農産物を地元で消費する地産地消の取組が重要です。地産地消を行うためには、農産物を消費者の元に届けるための流通経路の確保や農産物の販売促進が課題となります。

こうした課題に対して、生産者から直接、送料無料で買い物ができる生鮮食品EC（電子商取引）を活用した「地域生産物の販促・流通構築パッケージ」による課題解決方法を検討します。

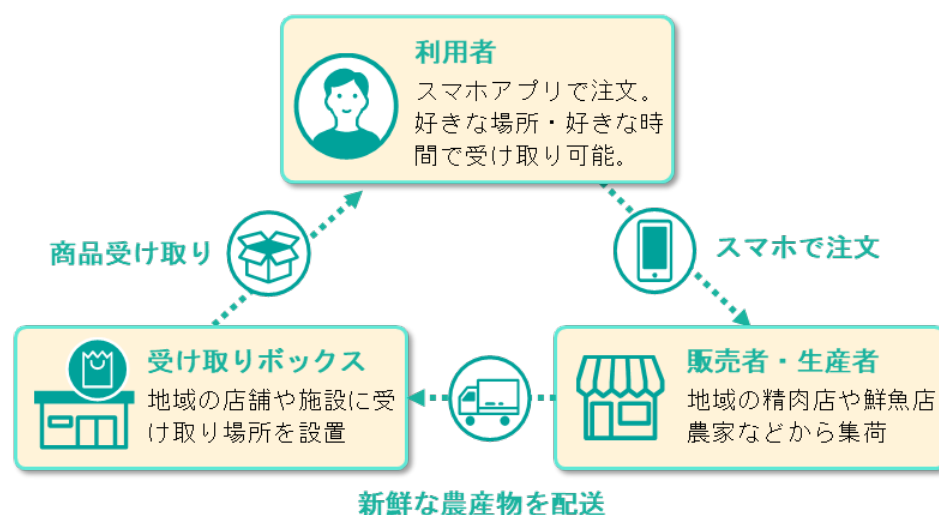
このパッケージでは、アプリを通して町田産農産物を注文でき、公共施設やコンビニ・ドラッグストア等の市内各地に設置する「受け取りボックス」で注文した食材の受け取りを可能にします。

また、生産者に対しては、市内に設置された共同集荷所に農産物を持ち込むことで、農産物の出荷が可能となる出荷支援を行います。

これにより、市内生産者の新鮮な農産物を消費者へ届けることができるようになります。これまで直売所などで町田産農産物を購入する機会が少なかった日中仕事をしている方、直売所が近くにない方などでも手軽に新鮮な町田産農産物を購入できるようになり、地産地消の推進を図ります。

加えて、事業者の流通網を活用して市外へも町田産の農産物を配送していくことで、市内生産者の更なる販路拡大、町田産農産物のブランディング向上及び販売促進を実現します。

プロジェクトイメージ



効果（環境）	・農地の維持・保全 ・農産物の輸送距離が減ることによる温室効果ガス排出量削減
効果（経済）	・遠方への出荷と比較して流通コストが下がるため、生産者の収入増加を期待 ・販路拡大による農産物の販売促進 ・市内の農産物を購入し、地域内でお金が循環することによる地域活性化
効果（社会）	・新鮮な農産物の購入 ・農地の保全によるヒートアイランドの緩和 ・農地の保水機能による浸水被害の低減 ・地元農産物を食べることによる地域への愛着心の創出 ・食や農への興味を持つことによる食育の理解促進
各主体の役割	【市】：受け取りボックス設置の協力、地産地消の情報発信 【市民】：農産物の購入 【農家】：共同集荷場へ農産物の持ち込み 【団体・事業者】：共同集荷場及び受け取りボックスの設置、商品の配送、ECサイトの運営
関連する施策	◎基本目標 1 施策 [3] ○基本目標 2 施策 [2] ○基本目標 5 施策 [1] 凡例：◎：最も関連がある施策、○：関連がある施策
関連する成果指標	・市内のエネルギー消費量（TJ） ・市内の温室効果ガス排出量（千 t-CO₂） ・みどり率（%）

	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
ロードマップ	地産地消の情報発信									
	受け取りボックス増設									
				実施事業の検証（継続・拡充）						
	出荷登録者拡充									
						5年目以降に事業を見直し後、 方向性等を確認				

重点プロジェクト5 フードドライブによる食品ロスの削減



概要

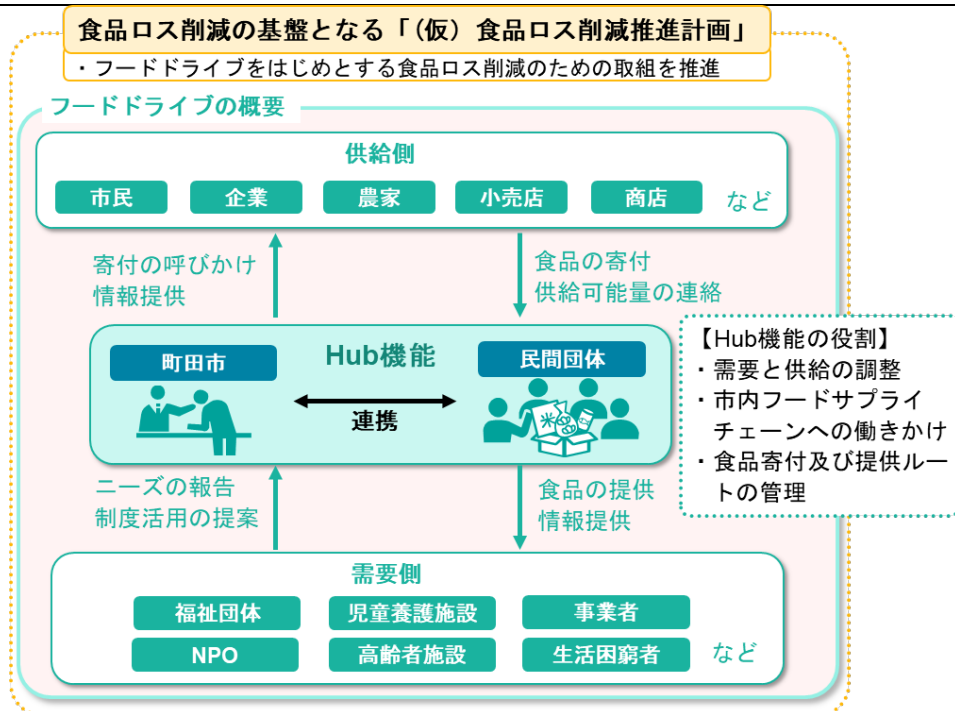
国内では、多くの食品が賞味期限切れや消費期限切れにより、未使用・未開封のまま捨てられています。このような本来食べられたはずの食品廃棄物は、食品ロスと呼ばれています。町田市の調査でも、「燃やせるごみ」の約2%が、未使用・未開封の食品となっており、重量換算にすると約1,300トンの食品がそのまま捨てられている状況です。

このように大量に余っている食べ物を、必要としている場所へつなぐ活動のことをフードドライブと呼びます。今後町田市では、フードドライブの取組として、市や民間団体がつなぎ役となり、食品が余っているところ（供給側）と食品を必要としているところ（需要側）を結びつける仕組みを構築し、廃棄される食品をできる限り有効活用することで、食品ロスの削減を図ります。

具体的には、町田市や民間団体が、市民、農家、小売店・食品製造会社等の事業者等に対して、本来食べられたはずなのに捨てられてしまう食品の寄付を呼びかけます。また、地域の福祉団体、児童養護施設、NPO等から必要としている食品の種類・量等のニーズの把握を随時行い、食品が余っている場所から食品を必要としている場所に届けます。

併せて、「（仮）食品ロス削減推進計画」を策定し、食品ロス削減の推進を図ります。

プロジェクトイメージ



効果（環境）	・食品廃棄物の削減 ・廃棄物処理により排出される二酸化炭素の削減
効果（経済）	・寄付された食品の活用による、福祉施設や団体等での食品購入費の削減 ・食品が幅広い消費者にいきわたることによる、企業の食品の宣伝効果の創出 ・余った食品を寄付することによる、企業等での食品廃棄物処理費用の削減 ・市全体での廃棄物量の減少による、町田市のごみ処理に係る費用の削減
効果（社会）	・ボランティアの活躍の場を創出することによる地域活性化 ・企業の社会貢献活動 ・福祉施設等への食品の提供による、利用者満足度の向上 ・ひとり親家庭などへの食品の提供による、セーフティネットの創出
各主体の役割	【市・民間団体】：需要と供給の調整、市民・事業者等に寄付の呼びかけ、食品の寄付先の調整 【市民】：余った食品の寄付 【事業者】：余った食品の寄付 【福祉団体・児童養護施設等】：食品の活用・活用方法の検討、ニーズの報告
関連する施策	○基本目標 1 施策 [3] ◎基本目標 3 施策 [1] ○基本目標 5 施策 [1] 凡例：◎：最も関連がある施策、○：関連がある施策
関連する成果指標	・市内の温室効果ガス排出量（千 t-CO₂） ・1人1日当たりごみ排出量（g/人日） ・ごみの焼却による温室効果ガス排出量（千 t-CO₂）

	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
ロードマップ	実証実験		仕組みの構築			事業実施				
						5年目以降に事業を見直し後、 方向性等を確認				

第6章 推進体制・進行管理

6.1 推進体制

望ましい環境像である「みんなで将来に受け継ぐ水とみどり豊かな まちだ」を実現するため、市民・事業者・市の 3 者で計画を推進します。

また、推進の成果として、市の取組については、関係各部局より各種事業の実施状況、成果指標の推移などを収集・把握し、その結果をとりまとめます。市民や事業者については、アンケート調査やヒアリング等を実施し、活動状況を把握します。これらを環境管理委員会（課長級）で点検し、計画の更なる推進につなげます。なお、環境の状況及び環境施策の取組等については、毎年、環境白書を作成し、公表します。

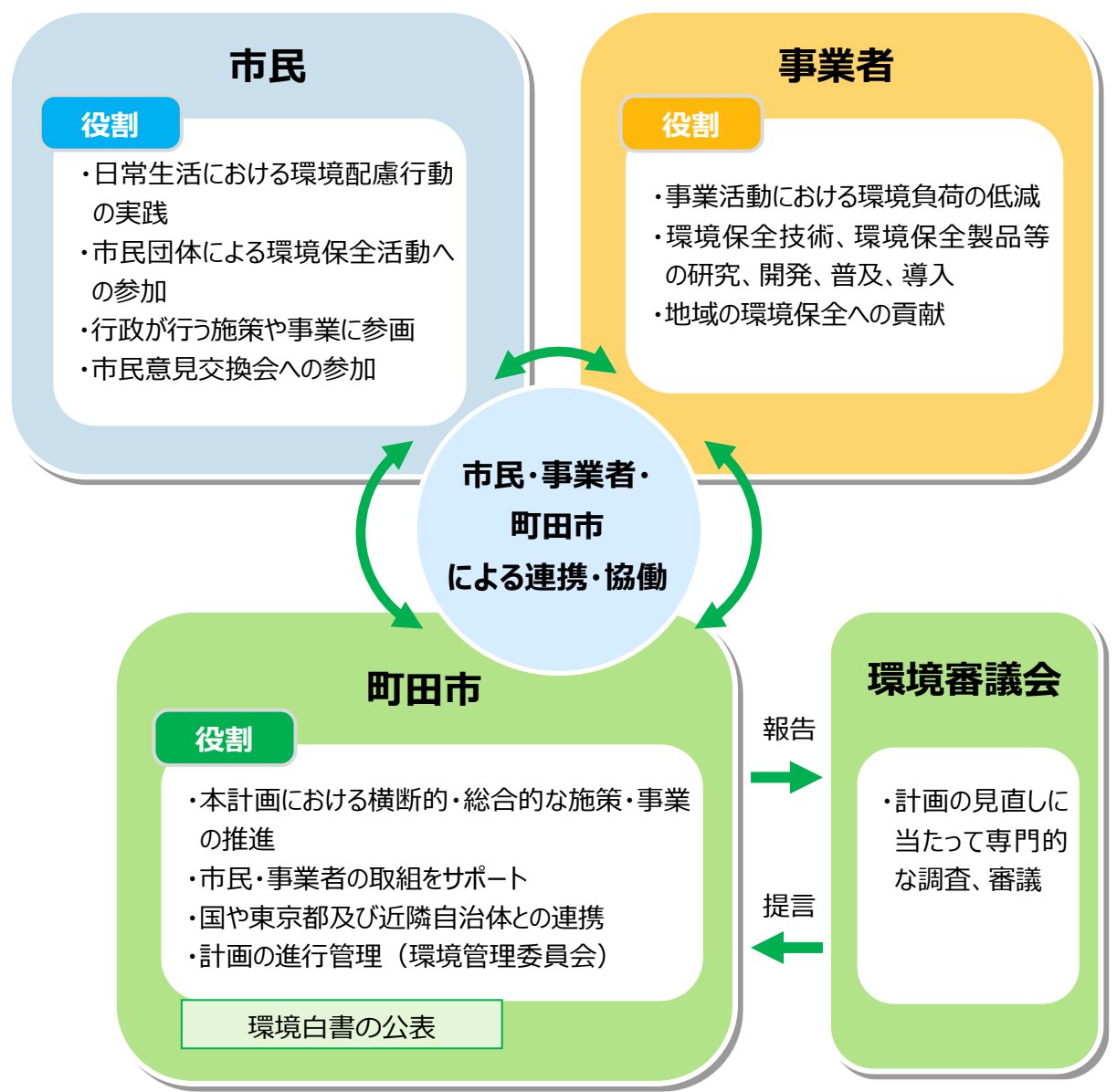


図 6.1 計画の推進主体と役割

6.2 進行管理

進行管理は、施策や重点プロジェクトの実施状況、関連する成果指標の推移などを点検し、改善していくという「PDCA」により行います。

また、施策の進捗状況や環境、社会情勢の変化に臨機応変に対応するため、3年が経過した時点を目途に行う進捗点検の結果をもとに、必要に応じて計画の見直しを行います。なお、計画の見直しに当たっては、学識経験者、事業者、市民で構成される環境審議会を通じた専門的な調査、審議を行うことで、適切な立案をします。

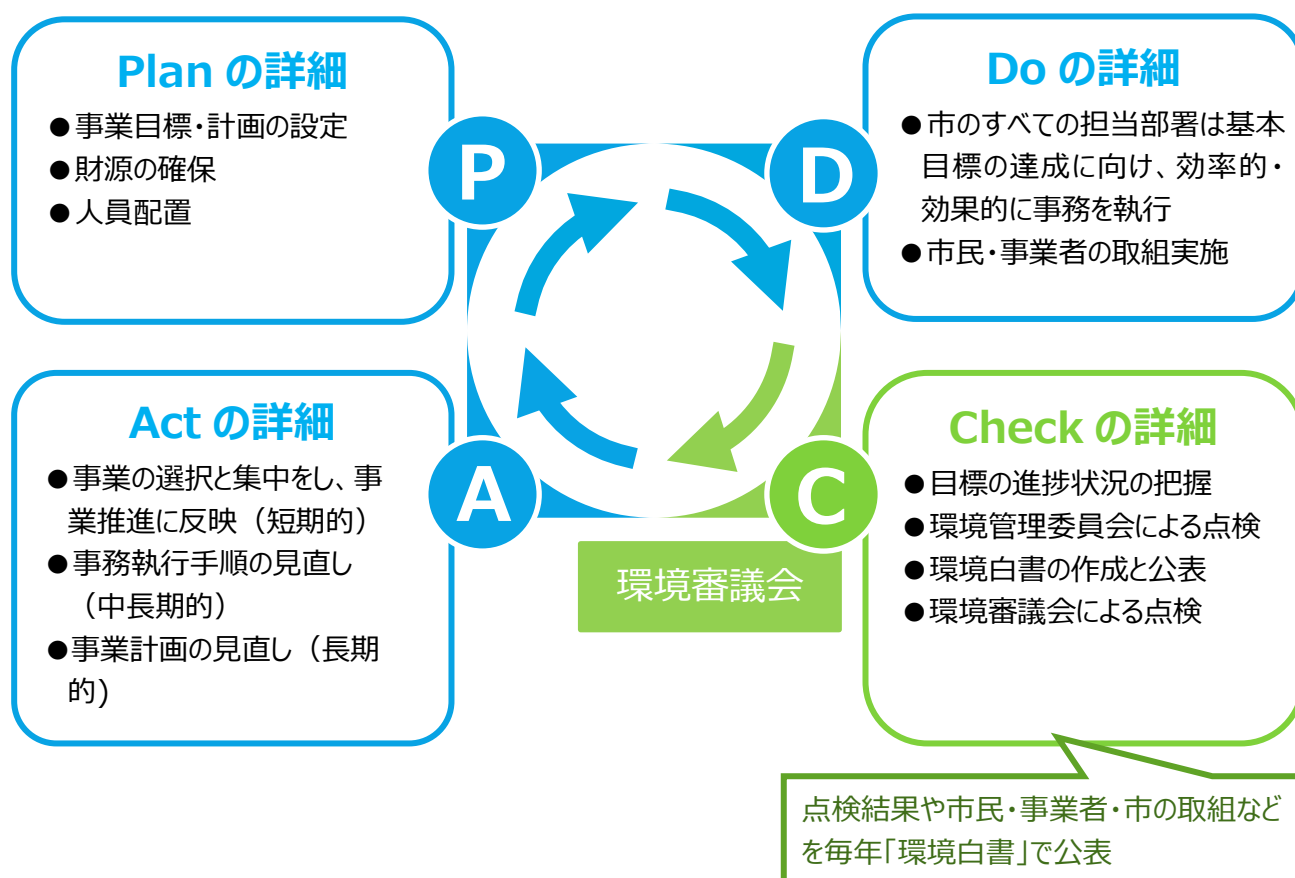


図 6.2 計画の進行管理方法

(2) 町田市環境審議会の開催状況

	開催日程	主な審議内容
第76回	2020年11月17日	策定の進め方、次期計画の方向性や考え方について 基礎調査結果の報告
第77回	2021年1月19日	諮問 骨子案の概要、基本目標、「望ましい環境像」の絞り込みについて
第78回	2021年2月9日	骨子案の概要、基本目標、「望ましい環境像」の市民投票について
第79回	2021年4月27日	素案の概要、成果指標、重点プロジェクト、施策について
第80回	2021年7月13日	成果指標、重点プロジェクト、推進体制・進行管理について
第81回	2021年8月3日	素案について
第82回	2021年11月30日	パブリックコメントの実施結果について
第83回	2022年1月11日	答申案について
-	2022年1月19日	答申

(3) 市議会（建設常任委員会）

	開催日程	主な会議内容
-	2020年12月11日	「第3次町田市環境マスタープラン」の策定について
-	2021年9月10日	パブリックコメントの実施について
-	2021年12月10日	パブリックコメントの実施結果について

(4) 策定検討委員会※6

	開催日程	主な会議内容
第7回 (書面開催)	2020年4月10日	次期計画の策定について 検討体制について
第10回	2020年10月16日	次期計画の方向性や考え方について
第12回	2021年2月4日	骨子案、基本目標、望ましい環境像について
第13回	2021年3月25日	骨子のとりまとめ報告
第14回	2021年5月24日	素案の概要、成果指標、重点プロジェクト、推進体制・進行管理について
第15回	2021年7月19日	素案、施策体系・指標について
第16回	2021年11月15日	パブリックコメントの実施結果について

※6 策定検討委員会：正式名称は（仮称）まちだ未来づくりビジョン2040等策定検討委員会といい、（仮称）まちだ未来づくりビジョン2040等策定検討委員会設置要綱をもとに設置され、まちだ未来づくりビジョン2040の策定やその他市長が必要と認める事項について検討をする委員会である。市長が必要と認める事項として第7回から「第3次町田市環境マスタープラン」の検討に入る。

(5) 町田市環境管理委員会

	開催日程	主な会議内容
第29回 (書面開催)	2020年7月22日	次期計画の策定について
第30回	2020年11月18日	現行計画の振り返り、次期計画の環境像、基本目標について
第31回 (書面開催)	2020年12月11日～21日	骨子案、施策体系について
第32回 (書面開催)	2021年4月1日～9日	素案の概要、望ましい環境像、成果指標、重点プロジェクトについて
第33回 (書面開催)	2021年6月11日～6月21日	素案の概要、施策体系、成果指標、重点プロジェクトについて
第34回 (書面開催)	2021年7月21日～8月2日	素案、施策体系・指標について
第35回 (書面開催)	2021年11月1日～9日	パブリックコメントの結果について

(6) 市民参加等

① 市民・学生・事業者アンケート等

実施期間	対象	内容	回答人数等
2020年4月24日～5月15日	市民	町田市の環境・エコについて	3,000人に発送、1,156人が回答(38.5%)
2020年7月～8月	学生	町田市の環境・エコについて	桜美林大学、和光大学にてWEBアンケートを実施(244人が回答)
2020年8月24日～9月18日	事業者	町田市の環境・エコについて	500事業者に発送、103事業者が回答(20.6%)
2021年3月12日～3月26日	市民	「望ましい環境像」の投票	3,000人に発送、763人が回答(25.4%)

② ワークショップ等

	開催日程	内容	人数等
市民ワークショップ (全6回)	2019年10月～12月	町田市の住みたいと思う将来像について等	市内10地区で開催し、市民計185人が参加
学生ワークショップ (全2回)	2020年7月17日、21日	町田市の環境の課題点や改善するためのアイデア等	WEB形式による開催で大学生計127人が参加
タウンミーティング	2020年8月9日	教育、働くこと、環境の3テーマについて、まちだの未来のために「できること」を検討	WEB形式による開催で市民計22人が参加
市民意見交換会 (全2回)	2021年5月23日	町田市の環境で気になっている点や市民としてできること等	WEB形式による開催で市民計19人が参加

③ パブリックコメント

実施期間	内容	意見件数
2021年9月15日 ～10月14日	第3次町田市環境マスタープラン（案）について	33人から138件

(7) 町田市環境審議会委員名簿

(第10期：2020.8.1～2022.4.30)（敬称略）

区分	氏名	所属	備考
学識経験者	堂前 雅史	和光大学 教授	会長
	鳴海 大典	横浜国立大学大学院 教授	職務代理
	根本 志保子	日本大学 教授	
	藤倉 まなみ	桜美林大学 教授	
事業者	佐藤 正志	町田商工会議所	
	仁部 徹	東京電力パワーグリッド株式会社	
	野村 卓也	株式会社ゼルビア	
	宮下 徹	町田市農業協同組合	
市民	大谷 光雄	公募	
	木村 真理子	公募	
	瀬田 瑞穂	公募	
	渡邊 ひろみ	公募	

(8) 策定検討委員会委員役職名

委員長	政策経営部担当副市長
副委員長	委員長以外の副市長
委員	政策経営部長、経営改革室長、総務部長、財務部長、防災安全部長、市民部長、市民協働推進担当部長、文化スポーツ振興部長、地域福祉部長、いきいき生活部長、保健所長、子ども生活部長、経済観光部長、北部・農政担当部長、環境資源部長、循環型施設建設担当部長、道路部長、都市づくり部長、都市整備担当部長、下水道部長、教育委員会事務局学校教育部長、教育委員会事務局生涯学習部長

(9) 環境管理委員会委員役職名

委員長	環境資源部長
副委員長	環境政策課長
委員	環境・自然共生課長、環境保全課長、循環型施設整備課長、資源循環課長、3R推進課長、3R推進普及担当課長、観光まちづくり課長、農業振興課長、道路政策課長、道路整備課長、交通事業推進課長、地区街づくり課長、公園緑地課長、公園管理担当課長、下水道整備課長、水再生センター所長

7.2 町田市環境審議会 諮問・答申

(1) 諮問

町田市 環境審議会 会長 堂前 雅史 様	20町環政第702号 2021年1月19日 町田市長 石阪 丈一
「第3次町田市環境マスタープラン」の策定について（諮問）	
町田市環境審議会条例第2条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、貴審議会に下記のとおり諮問いたします。	
記	
1 諮問事項 「第3次町田市環境マスタープラン」の策定に当たり、次の2点について意見を求めます。 （1）構成及び内容について （2）成案化に当たって修正すべき事項について	
2 諮問理由 町田市では、2000年12月に「町田市環境基本条例」を制定し、この条例に基づき2002年3月に環境基本計画である「町田市環境マスタープラン」を策定しました。さらに2012年3月には「第二次町田市環境マスタープラン」（以下、「現行計画」という。）を策定し、環境の保全、回復及び創造の取組に向けた展開を図ってきました。 現行計画では、歩道の透水性舗装の整備や自転車利用環境の整備、下水処理水の水質向上などについては一定の成果を上げてまいりましたが、目標に寄与できなかった取組や期待する効果が出るまでに時間を要している取組もあり、目標の達成度は3割程度にとどまる見込みです。 世界の動向については、「気候変動」や「地球温暖化」の影響と考えられる様々な環境問題が進行している中、SDGsの採択やパリ協定の発効など、国際社会全体が協力し、具体的な目標を持って実行するための枠組みの整備が進んでいます。 こうした中、国や東京都では、国際的な動向を取り入れた新たな環境基本計画が策定されています。町田市においても、国や東京都などの関連計画と整合を図りつつ、現行計画の進捗状況や温室効果ガス排出量の削減等の課題等も踏まえ、関連の深い個別計画（地球温暖化対策実行計画＜区域施策編＞、生物多様性地域戦略等）を包含した「第3次町田市環境マスタープラン」（以下、「次期計画」という。）を策定します。 次期計画では、市民・事業者・市がより一層連携・協力し、それぞれが自分事として持続可能なまちだを目指して取組を進めたいと考えております。 つきましては、次期計画の策定について貴審議会にご審議いただきたく諮問いたします。	

(2) 答申

2022年1月19日

町田市長 石坂 丈一 様

町田市環境審議会 会長
堂前 雅史

「第3次町田市環境マスタープラン」の策定について（答申）

2021年1月19日付20町環政第702号で諮問のあった「第3次町田市環境マスタープラン」の策定に当たり意見を求められていた2点について、当審議会として慎重に審議を重ねてきました。このたび、その結論を得ましたので、別冊のとおり答申します。

なお、計画の推進に当たって留意すべき事項を下記のとおり申し添えます。

記

- 1 本計画は、策定段階から市民・事業者・学生向けのアンケートの実施や市民意見交換会、学生ワークショップ等を開催し、たくさんの方と一緒に検討を重ねてきました。引き続き、本計画の趣旨や内容のより一層の周知に努め、望ましい環境像である「みんなで将来に受け継ぐ水とみどり豊かな まちだ」の実現に向け、市民や事業者とともに計画の推進を図ってください。
- 2 本計画は、環境面だけに捉われず、社会面、経済面の課題に対してもアプローチできるようSDGsを意識したものとしても検討してきました。本計画には、地域課題に効果的かつ柔軟に対応できるよう関連の深い「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」や「地域気候変動適応計画」を新たに策定・包含しており、「生物多様性地域戦略（旧「町田生きもの共生プラン」）」も包含しています。また、町田市における他の関連計画とも連携を取ることで、様々な地域課題を解決し、持続可能なまちだを目指してください。
- 3 現在、気候変動の影響をはじめとする様々な環境問題が進行している中、国際社会全体が協力して取組を推進していく枠組みの整備が進んでいます。こうした世界的な潮流に対して、町田市としても、市民や事業者と一体となり、他の地域とも連携・整合を図った環境施策を推進しながら、社会情勢の変化にも臨機応変に対応できるよう、国や都などの動向や当審議会の意見を踏まえた行政運営に努めてください。

7.3 関連例規等

(1) 町田市環境基本条例

○町田市環境基本条例

平成 12 年 12 月 27 日
条例第 68 号
環境資源部環境政策課

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 8 条)

第 2 章 環境の保全、回復及び創造に関する基本的施策(第 9 条—第 19 条)

第 3 章 環境管理の推進(第 20 条—第 22 条)

第 4 章 環境パートナーシップによる環境の保全、回復及び創造の推進(第 23 条—第 26 条)

附則

前文

私たちの町田市は、多摩丘陵の北部に位置し、緑豊かな丘陵地と、境川や鶴見川などの源流を有しており、また数多くの縄文遺跡の発見にみられるように、生活の場としての永い歴史を有している。それは、先人たちが、太古からその豊かな自然の恩恵を享受しながら生活してきたことを物語っている。

現代社会での生活、あるいは経済活動は、私たちの暮らしを豊かにする一方、資源の過剰な消費や膨大な廃棄物の排出等、環境に対する多大な負荷を伴い、私たちを取り巻くあらゆる環境を悪化させる原因となっている。このことは、首都圏で有数の商業都市、住宅都市として発展し続けている町田市でも例外ではなく、先人たちから引き継いだ環境を、次の世代へ引き継ぐことはもちろん、維持することさえ困難な状況に立ち至っている。このような環境の悪化は、私たちのまわりだけではなく、地球全体に広がっている。

地球規模での環境問題への早急な対応が迫られている現代社会においては、私たちは良好な環境を単に自然から与えられるものとしてではなく、すべての者による保全、回復及び創造の努力によってはじめて享受できるものとして考えなければならなくなっている。

私たちは、健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする、良好な環境を享受する権利、すなわち環境権を有している。同時に、私たちには環境をより恵み豊かなものとして次の世代へと継承していく責任と義務がある。良好な環境は、私たちの世代だけに与えられるものではな

い。将来の世代も享受する権利を有しているのである。

私たちは、かけがえない生命と自然を守るために、すべての者の総意として、良好な環境を保全、回復及び創造するとともに、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の実現を目指して、ここにこの条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全、回復及び創造についての基本理念を定め、町田市(以下「市」という。)、事業者、市民、在勤在学者、町田市に資産を有する者、町田市を訪れる者その他の者(以下「すべての者」という。)の責務を明らかにするとともに、地域の特性に即した環境の保全、回復及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を市民参画の下に総合的かつ計画的に推進し、もって良好な環境の確保に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 良好な環境 現在及び将来のすべての人々が、健康で安全かつ快適な生活を営むことができる、生活環境、自然環境及び歴史的文化的環境をいう。

(2) 歴史的文化的環境 歴史的文化的遺産を含む環境のうち、地域の自然環境を構成する要因となっているものをいう。

(3) 環境への負荷 行政の施策、事業活動、日常生活等(以下「すべての活動」という。)により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(4) 公害 環境への負荷のうち、すべての活動に起因する生活環境の侵害であって、大気の汚染、水質の汚濁(雨水及び地下水の汚染を含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、悪臭等によって、良好な環境が損なわれることをいう。

(5) 循環型社会 すべての活動において、資源及びエネルギーの一層の循環、効率化並びに廃棄物の発生抑制、適正な処理等を図るなど、経済社会システムにおける物質の循環を確保することにより、最終的な排出物を低減し、自然環境の物質循環に戻すことができる社会をいう。

(6) 地球環境の保全 すべての活動に起因する地球全体の温暖化、オゾン層の破壊、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、市民の健

康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする、良好な環境の確保に寄与するものをいう。

(7) 環境監査 市又は事業者が、すべての施策又は事業活動について環境の保全、回復及び創造の見地から自ら点検及び評価を行い、以後、その結果を反映させていくことをいう。

(8) 環境パートナーシップ 市及び事業者並びに市民、在勤在学者及び主にこれらの者により組織される民間の団体(以下「市民等」という。)が、環境の保全、回復及び創造を目的として、相互に促し、励まし、支え合う関係をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全、回復及び創造は、良好な環境及び環境権の確保を図るとともに、このことが将来にわたって継続されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全、回復及び創造は、すべての者が公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に環境への負荷を低減するよう行動することにより、循環型社会を基調とした環境への負荷の少ない持続的発展が可能なまちを構築することを目的として推進されなければならない。

3 自然環境及び歴史的文化的環境の保全及び回復は、生物多様性(生物種、遺伝子及び生物生息環境の多様性を含む。以下同じ。)が適切に保全及び回復されるよう行われなければならない。

4 地球環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境と密接に関わっていることから、すべての者がこれを自らの問題として認識し、そのすべての活動において国際的な認識及び協力の下に積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、地域の自然的社会的条件に応じた次に掲げる環境施策を策定し、これを推進する責務を有する。

(1) 公害の防止及び快適環境の創造

(2) 生物多様性を含めた自然環境及び歴史的文化的環境の保全及び回復

(3) 資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量及び再資源化の促進

(4) 環境への負荷の少ない役務、資源、製品等の利用の促進

(5) 環境パートナーシップによる環境への負荷を低減するための行動の促進

(6) 地球環境の保全

(7) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に寄与すること。

2 市は、基本理念にのっとり、施策に伴う環境への負荷の低減に自ら取り組む責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、次に掲げる責務を有する。

(1) 事業活動に伴う環境への負荷の低減、公害その他環境汚染を防止するために、必要な措置を講ずること。

(2) 事業活動に係る製品の販売、使用又は廃棄による環境への負荷の低減に寄与するため、必要な措置を講ずること。

(3) 事業活動に係る役務の提供及び利用による環境への負荷の低減に寄与するため、必要な措置を講ずること。

(4) 市が推進する環境施策に協力し、地域の環境の保全、回復及び創造に関する取組に積極的に参加又は協力すること。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、次に掲げる責務を有する。

(1) 日常生活に伴う環境への負荷の低減に努め、環境の保全、回復及び創造に自ら取り組むこと。

(2) 市が推進する環境施策に協力し、地域の環境の保全、回復及び創造に関する取組に積極的に参加又は協力すること。

(在勤在学者等の責務)

第7条 在勤在学者、町田市に資産を有する者、町田市を訪れる者その他の者は、基本理念にのっとり、市が推進する環境施策に協力し、地域の環境の保全、回復及び創造に関する取組に積極的に協力する責務を有する。

(環境配慮)

第8条 すべての者は、基本理念にのっとり、そのすべての活動において、次に掲げる環境配慮に努めなければならない。

(1) 公害を発生させないこと。

(2) 自然を大切にすること。

(3) 歴史と文化を大切にすること。

(4) まちをきれいにすること。

(5) ごみを減らすこと。

(6) 資源及びエネルギーを大切にすること。

(7) 環境にやさしい製品及びサービスを選ぶこと。

(8) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷を低減すること。

2 すべての者は、前項に規定する環境配慮を行うに当たっては、地球環境への影響についても考慮するものとする。

3 前2項の規定は、市民の市外における活動について準用する。

第2章 環境の保全、回復及び創造に関する基本的施策

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、町田市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定する。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全、回復及び創造に関する長期的な目標

(2) 環境の保全、回復及び創造に関する総合的な施策の大綱

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、あらかじめ事業者及び市民等の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、町田市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、推進するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(環境行動指針)

第11条 市長は、事業者及び市民等が、環境への負荷の低減に寄与する行動を取るための規範となる環境行動指針を策定する。

2 市長は、環境行動指針の策定に当たっては、あらかじめ事業者及び市民等の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、町田市環境審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、環境行動指針を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、環境行動指針の変更について準用する。

(規制措置)

第12条 市は、公害を防止するため、必要な規制の措置を講ずることができる。

2 市は、生物多様性を含めた自然環境の保全を図るため、必要な規制の措置を講ずることができる。

3 市は、資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量及び再資源化を促進するため、必要な規制の措置を講ずることができる。

4 前3項に規定するもののほか、市は、環境への負荷を低減するため、必要な規制の措置を講ずることができる。

(誘導的措置)

第13条 市は、事業者及び市民等が率先して環境への負荷を低減することを促進するため、適正な優遇、助成その他の必要な誘導的措置を講ずることができる。

2 市は、事業者及び市民等の自らの活動による環境への負荷を低減するため、経済的負担を課す等の誘導的措置を講ずることができる。

(財政措置)

第14条 市は、環境施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずよう努めなければならない。

(調査、監視及び測定の実施)

第15条 市は、環境の状況の把握及び環境の変化の予測並びに環境の保全、回復及び創造に関する施策を策定及び推進するために必要な調査、監視及び測定を実施するものとする。

2 市は、前項の施策を適正に実施するため、必要な監視及び測定の体制を整備するものとする。

(施策等の報告)

第16条 市長は、毎年、環境の状況及び環境施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

(市民意見の反映)

第17条 市長は、環境施策の策定及び推進に当たっては、あらかじめ事業者及び市民等の意見を反映させるための必要な措置を講ずるものとする。

(調整の体制)

第18条 市は、環境の保全、回復及び創造に関する施策について、総合的に調整及び推進するために必要な体制を整備するものとする。

(国等との協力)

第19条 市は、環境の保全、回復及び創造に関する施策のうち、広域的な取組を必要とするものについて、国及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

第3章 環境管理の推進

(環境監査の実施)

第20条 市及び事業者は、環境監査を行うよう努めるものとする。

2 市長は、特に必要と認めたときは、事業者に対して環境監査の結果についての報告を求め等、必要な措置を講ずることができる。

(環境影響評価の促進)

第21条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある施策又は事業を行う者が、当該施策又は事業の実施に伴う環境への影響について、あらかじめ調査、予測及び評価を行い、当該施策又は事業の実施に際し、環境の保全上の見地から適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(事業情報の公表)

第22条 市又は事業者は、施策又は事業が与える環境への負荷の情報について、公表するよう努めなければならない。

2 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業活動に関する情報のうち、市が保有するものについては、公表するよう努めなければならない。

第4章 環境パートナーシップによる環境の 保全、回復及び創造の推進

(環境学習の推進)

第23条 市、事業者及び市民等は、環境の保全、回復及び創造についての理解を深め、適切な取組が推進され、互いに環境の保全、回復及び創造に関する学習の機会の提供及び広報活動の充実が図られるよう努めるものとする。

(自発的活動の推進)

第24条 市、事業者及び市民等は、自発的に行う環境の保全、回復及び創造に関する活動を推進するため、互いに支援するよう努めるものとする。

(情報の提供)

第25条 市、事業者及び市民等は、環境の状況その他の環境の保全、回復及び創造に関する情報を適切に共有できるよう、情報の提供に努めるものとする。

(広域的協力)

第26条 事業者及び市民等は、基本理念にのっとり、環境の保全、回復及び創造を行うに当たっては、他の地域の人々とも協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成13年7月1日から施行する。

「町田市環境基本条例」制定に関連する法令の抜粋

◇環境基本法（平成5年法律第91号）第7条

(地方公共団体の責務)

第七条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(2) 町田市環境審議会条例

○町田市環境審議会条例

平成12年12月27日

条例第69号

環境資源部環境政策課

改正 令和2年6月30日条例第27号
(設置)

第1条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、市長の附属機関として、町田市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

(1) 町田市環境基本条例(平成12年12月町田市条例第68号)第9条第1項の町田市環境基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) 町田市環境基本条例第11条第1項の環境行動指針の策定及び変更に関すること。

(3) 環境に関する主要な施策又は方針の立案に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、環境を保全、回復及び創造するために必要な事項

2 審議会は、前項各号に掲げる事項を調査審議する場合において、必要があると認めるときは、環境に関する情報その他必要な情報の提供を市長その他関係機関に求めることができる。

3 審議会は、環境の保全、回復及び創造に関し、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

(令2条例27・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者 5人以内

(2) 町田市民 5人以内

(3) 事業者 5人以内

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(令2条例27・一部改正)

(臨時委員)

第4条 市長は、特別又は専門の事項を調査審議するために必要があると認めるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員の任期は、当該特別又は専門の事項の調査審議が終了したときまでとする。

(令2条例27・一部改正)

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(令2条例27・一部改正)

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町田市規則で定める。

(令2条例27・旧第7条線下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年7月1日から施行する。

(町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例

(昭和33年4月町田市条例第22号)

の一部を次のように改正する。

第2条中第41号を第42号とし、第40号の次に次の1号を加える。

(41) 環境審議会委員

別表第1介護保険苦情相談調整会議の項の次に次のように加える。

環境審議会	会長	日額 25,500円
	学識経験者	日額 21,700円
	委員	日額 10,000円

附 則 (令和2年6月30日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

「町田市審議会条例」制定に関連する法令の抜粋

◇環境基本法(平成5年法律第91号)第44条

(市町村の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関)

第四十四条 市町村は、その市町村の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、その市町村の条例で定めるところにより、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

7.4 成果指標一覧

基本目標1 エネルギーを賢く利用し、気候変動の影響にも対応するまち

指標	基準値 (年度)	目標値 (目標年度)
市内のエネルギー消費量 (TJ)	13,953 TJ (2013年度)	9,365 TJ (2030年度) 約33%削減
	【算出方法】 市内の産業部門（製造業、建設業等）、業務部門（事業所等）、家庭部門、運輸部門（自動車、鉄道）におけるエネルギー消費量の合計 【出典】 オール東京62市区町村共同事業 提供資料 【指標の狙い】 市内の温室効果ガス排出量削減目標を達成するためのエネルギー消費量を推計し、目標値を設定しました。	
家庭のエネルギー消費量 (世帯数当たり) (GJ/世帯)	32.8 GJ/世帯 (2013年度)	22.8 GJ/世帯 (2030年度) 約31%削減
	【算出方法】 市内の全家庭で消費されるエネルギー量の合計÷市内の世帯数 【出典】 オール東京62市区町村共同事業 提供資料 【指標の狙い】 市内の温室効果ガス排出量削減目標を達成するための家庭部門エネルギー消費量を推計し、目標値を設定しました。	
事業者のエネルギー消費量 (延床面積当たり) (GJ/m ²)	0.84 GJ/m ² (2013年度)	0.57 GJ/m ² (2030年度) 約32%削減
	【算出方法】 市内の全事業所等で消費されるエネルギー量の合計÷市内事業者の延床面積 【出典】 オール東京62市区町村共同事業 提供資料 【指標の狙い】 市内の温室効果ガス排出量削減目標を達成するための業務部門エネルギー消費量を推計し、目標値を設定しました。	
市内の再生可能エネルギー導入量（累計） (kW)	37,378 kW (2019年度)	48,313 kW (2030年度) 約29%増加
	【算出方法】 FIT制度による再生可能エネルギー（電気）導入量のうち、町田市内における総導入量 【出典】 資源エネルギー庁ホームページ 公表資料 【指標の狙い】 過去の導入量の推移及び国・東京都の目標を見据えつつ、市内でも引き続き導入促進を図ることで2019年度値より増加すると仮定し、目標値を設定しました。	

※2013年度を基準年度としている指標は、国の「地球温暖化対策計画」と整合を図って設定しています。

指標	基準値 (年度)	目標値 (目標年度)
市内の温室効果ガス 排出量 (千t-CO ₂)	1,489千t-CO ₂ (2013年度)	998千t-CO ₂ (2030年度) 約33%削減
	【算出方法】 市内の産業部門（製造業、建設業等）、業務部門（事業所等）、家庭部門、運輸部門（自動車、鉄道）における温室効果ガスの排出量の合計 【出典】 オール東京62市区町村共同事業 提供資料 【指標の狙い】 国の温室効果ガス削減目標をもとに、本市におけるこれまでの削減実績や将来推計などを踏まえ目標を設定しました。	
市内乗用車の登録台数 に占めるEV、FCVの割合 (%)	0.99% (2019年度)	4.57% (2030年度)
	【算出方法】 町田市内のEV（電気自動車）・FCV（燃料電池自動車）登録台数 ÷ 町田市内の普通乗用車の登録台数 【出典】 普通乗用車の登録台数：一般財団法人 自動車検査登録情報協会 提供資料 EV、FCVの登録台数：一般社団法人 次世代自動車振興センター 提供資料 【指標の狙い】 東京都の都内乗用車新車販売の目標を見据えつつ、市民・事業者への啓発や支援及び市内の充電設備等の充実などの取組を実施することで、市内のEV、FCVが増加すると仮定し、目標値を設定しました。	
気候変動の影響に備えている市民の割合 (%)	— (2022年度)	基準値から 10ポイント増加※ (2030年度)
	【算出方法】 毎年度市で実施予定のアンケートの回答結果 【出典】 「エコ（環境）に関する市民アンケート調査」 【指標の狙い】 設問等を見直した新しいアンケート実施の初年度（2022年度予定）を基準値とします。 気候変動対策への普及啓発等を実施することで、基準値より増加させる目標を設定しました。 ※最終的な目標値は基準値が確定してから決定します。	

※2013 年度を基準年度としている指標は、国の「地球温暖化対策計画」と整合を図って設定しています。

基本目標2 源流から里山、都市が織りなすいのち輝くまち

指標	基準値 (年度)	目標値 (目標年度)
市民協働による生きもの調査への参加者数 (延べ人数) (人)	4,340人 (2020年度)	10,000人 (2031年度)
【算出方法】 調査イベント参加者数、公募による調査参加者数、アプリによる調査“報告件数”の累計数 【出典】 市の調査データ 【指標の狙い】 過去の参加者数の推移を踏まえつつ、イベント等の実施及びアプリ利用者数増加のための普及啓発により、2020年度値より増加させる目標を設定しました。		
生きものに関心のある市民の割合 (%)	70% (2020年度)	80% (2031年度)
【算出方法】 毎年度市で実施予定のアンケートの回答結果 【出典】 「エコ（環境）に関する市民アンケート調査」 【指標の狙い】 過去のアンケート結果の推移を踏まえつつ、生物多様性の保全及び普及啓発等により、2020年度値より増加させる目標値を設定しました。		
みどりとふれあいに満足している市民の割合 (%)	52% (2020年度)	62% (2031年度)
【算出方法】 毎年度市で実施予定のアンケートの回答結果 【出典】 「エコ（環境）に関する市民アンケート調査」 【指標の狙い】 過去のアンケート結果の推移を踏まえつつ、みどりの活用・保全及び普及啓発等により、2020年度値より増加させる目標値を設定しました。		
水辺とのふれあいに満足している市民の割合 (%)	48% (2020年度)	58% (2031年度)
【算出方法】 毎年度市で実施予定のアンケートの回答結果 【出典】 「エコ（環境）に関する市民アンケート調査」 【指標の狙い】 過去のアンケート結果の推移を踏まえつつ、水辺の保全・普及啓発等により、2020年度値より増加させる目標値を設定しました。		
みどり率 (%)	45.8% (2018年度)	現状維持 (2031年度)
【算出方法】 緑が地表を覆う部分に公園区域・水面を加えた面積が、地域全体に占める割合 【出典】 東京都 提供資料 【指標の狙い】 東京都では、「東京が進めるみどりの取組」（2019年5月）について、みどり率を指標に「東京の緑を、総量としてこれ以上減らさない」という目標を掲げています。町田市においても、東京都の目標を踏まえ、目標値を設定しました。 ※みどり率の調査は5年ごとに実施		

指標	基準値 (年度)	目標値 (目標年度)
歴史・文化とのふれあいに満足している市民の割合 (%)	29% (2020年度)	39% (2031年度)
	【算出方法】 毎年度市で実施予定のアンケートの回答結果 【出典】 「エコ（環境）に関する市民アンケート調査」 【指標の狙い】 過去のアンケート結果の推移を踏まえつつ、歴史的・文化的環境の活用・保全及び普及啓発等により、2020年度値より増加させる目標値を設定しました。	

基本目標3 徹底したごみ減量、資源化を進めるまち

指標	基準値 (年度)	目標値 (目標年度)
1人1日当たりの ごみ排出量 (g/人日)	768 g/人日 (2019年度)	714g/人日 (2030年度)
	【算出方法】 1人1日当たりのごみ排出量 = (総ごみ量 + 集団回収量) ÷ 人口 ÷ 日数 (第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画) 【出典】 市の調査データ 【指標の狙い】 発生抑制等の取組を進め、1人1日当たりの総ごみ量 (資源を含む) を約7% (54g) 削減する目標値を設定しました。	
総資源化率 (%)	31% (2019年度)	40% (2030年度)
	【算出方法】 総資源化率 = 資源化量合計※ ÷ (総ごみ量 + 集団回収量) (第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画) ※ 資源化量合計には焼却灰をエコセメント化する量及びバイオガス化による資源化量を含む。ただし、サーマルリカバリー (熱回収) は含まない。 【出典】 市の調査データ 【指標の狙い】 生ごみのバイオガス化施設でのメタン化をはじめとした、総資源化率の向上に向けた取組を進め、9ポイント向上させる目標値を設定しました。	
ごみの焼却による温室効果 ガス排出量 (t-CO ₂)	約34,000 t-CO ₂ (2019年度)	約24,000 t-CO ₂ (2030年度)
	【算出方法】 温室効果ガス排出量 = 一般廃棄物 (プラスチックごみ及び合成繊維) の焼却に伴い排出される非エネルギー起源CO ₂ + 一般廃棄物の焼却に伴い排出されるCH ₄ 及びN ₂ O (第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画) 【出典】 市の調査データ 【指標の狙い】 発生抑制及びプラスチックの資源化を推進することで、ごみの焼却による温室効果ガスの排出量を約30%削減させる目標値を設定しました。	

基本目標4 安全で快適な暮らしを実現するまち

指標	基準値 (年度)	目標値 (目標年度)
大気環境、水環境、 騒音に関する環境基準 の達成割合 (%)	78% (2019年度)	現状維持 (2031年度)
	【算出方法】 大気環境、水環境、騒音に関する環境基準の達成割合＝大気環境、水環境、騒音に関する環境基準を達成している数の合計数÷全項目数 【出典】 東京都提供資料、市の調査データ 【指標の狙い】 大気・水質の保全及び騒音等への対策を引き続き実施することにより、2019年度の環境基準の達成割合を維持することを目標値として設定しました。	
居住地の周辺環境 (大気、水質、騒音など) に満足している市民の 割合 (%)	67% (2020年度)	77% (2031年度)
	【算出方法】 毎年度市で実施予定のアンケートの回答結果 【出典】 「エコ（環境）に関する市民アンケート調査」 【指標の狙い】 過去のアンケート結果の推移を踏まえつつ、大気・水質の保全及び騒音等への対策により、2020年度値より増加させる目標値を設定しました。	
まち並みや景観に 満足している市民の 割合 (%)	43% (2020年度)	53% (2031年度)
	【算出方法】 毎年度市で実施予定のアンケートの回答結果 【出典】 「エコ（環境）に関する市民アンケート調査」 【指標の狙い】 過去のアンケート結果の推移を踏まえつつ、愛着のある景観づくり等の取組により、2020年度値より増加させる目標値を設定しました。	

基本目標5 環境について、みんなで学び、協働を進めるまち

指標	基準値 (年度)	目標値 (目標年度)
環境に配慮した行動を行っている市民の割合 (%)	— (2022年度)	基準値から 10ポイント増加※ (2031年度)
	【算出方法】 毎年度市で実施予定のアンケートの回答結果 【出典】 「エコ（環境）に関する市民アンケート調査」 【指標の狙い】 設問等を見直した新しいアンケート実施の初年度（2022年度予定）を基準値とします。 市民に対して、環境に配慮した行動に関する情報発信・普及啓発等を実施することで、基準値より増加させる目標を設定しました。 ※最終的な目標値は基準値が確定してから決定します。	
エコ宣言事業者数 (店・事業所)	93店・事業所 (2020年度)	120店・事業所 (2031年度)
	【算出方法】 環境に配慮した取り組みを行っている事業者の市への登録数 【出典】 市の調査データ 【指標の狙い】 事業者に対して、環境配慮行動の普及啓発や支援を実施することで、2020年度値より増加させる目標値を設定しました。	
SNS等のフォロワー数	1,138 (2020年度)	10,000 (2031年度)
	【算出方法】 環境資源部内のSNS等のフォロワー数の合計 【出典】 市の調査データ 【指標の狙い】 伝わりやすい情報発信方法を検討するとともに、情報発信を積極的に実施することで、2020年度値より増加させる目標値を設定しました。	

7.5 温室効果ガス排出量の推計方法

(1) 温室効果ガス排出量現況推計

市における温室効果ガス排出量は、「温室効果ガス排出量算定手法の標準化 62 市区町村共通版」（オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」）を用いて整理しています。

二酸化炭素排出量は、エネルギー源別エネルギー消費量に二酸化炭素排出係数を乗じることにより算定しています。エネルギー消費量は、下表に示す方法で部門ごとに算定しています。

表 4 エネルギー消費量の算定方法概要

部門		電力・都市ガスのエネルギーの算定方法	電力・都市ガス以外のエネルギーの算定方法
産業	農業	東京都のエネルギー消費原単位に活動量（農家数）を乗じる。	
	建設業	東京都の建設業エネルギー消費量を建築着工延床面積で案分する。	
	製造業	■ 電力：「電力・都市ガス以外」と同様に算定する。 ■ 都市ガス：工業用都市ガス供給量を計上する。	都内製造業の業種別製造品出荷額当たりエネルギー消費量に町田市の業種別製造品出荷額を乗じることにより算出する。
民生	家庭	■ 電力：電灯使用量から家庭用を算出する。 ■ 都市ガス：家庭用都市ガス供給量を計上する。	LPG、灯油について、世帯当たりの支出（単身世帯・二人以上世帯を考慮）に、単価、世帯数を乗じることにより算定する。なお、LPGは都市ガスの非普及エリアを考慮する。
	業務	■ 電力：町田市内総供給量のうち他の部門以外を計上する。 ■ 都市ガス：業務用を計上する。	都の建物用途別の延床面積当たりエネルギー消費量に町田市の延床面積を乗じることにより算出する。延床面積は、固定資産の統計、都の公有財産等都の統計書や、国有財産等資料から算出する。
運輸	自動車	—	東京都から提供される二酸化炭素排出量を基本とする。
	鉄道	鉄道会社別電力消費量より、乗降車人員別エネルギー消費原単位を計算し、市区町村内乗降車人員数を乗じることにより算出する。	貨物の一部を除き、都内にディーゼル機関は殆どないため、無視する。
一般廃棄物		—	廃棄物発生量を根拠に算定する。

出典）オール東京 62 市区町村共同事業 提供資料 より作成

二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量については、以下の考え方に基づき整理しています。

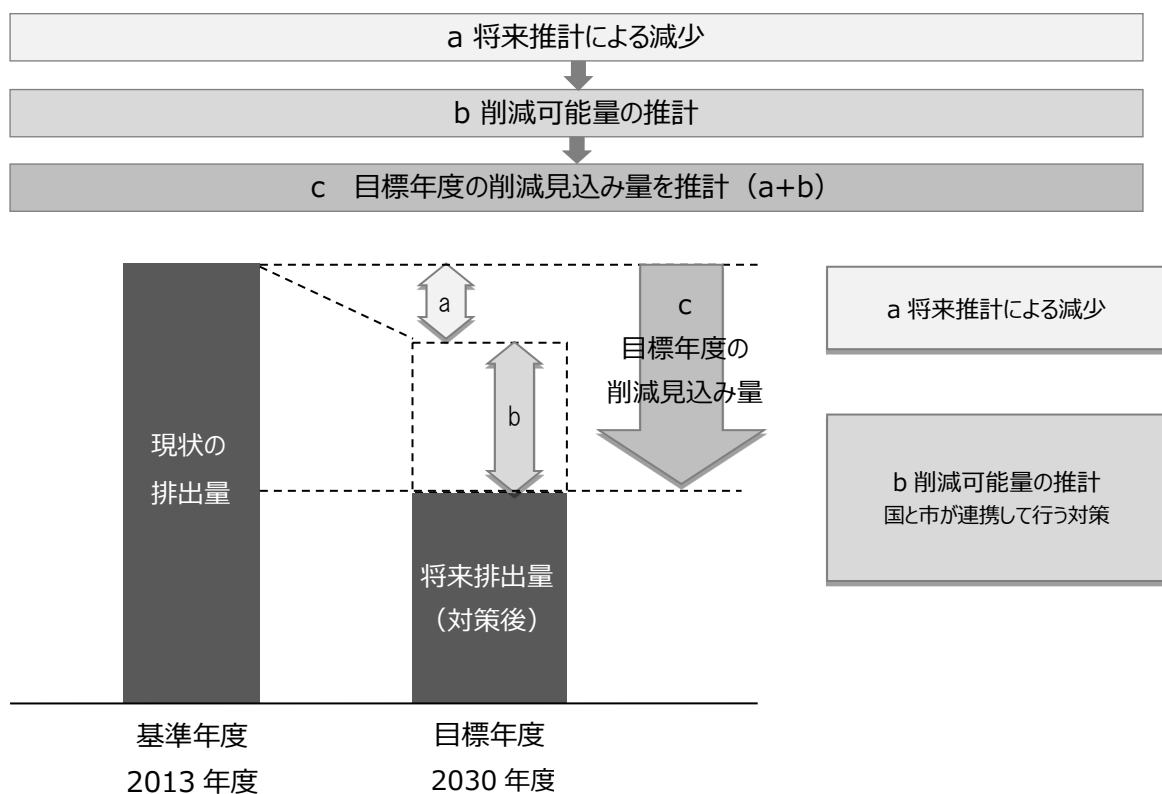
表 5 二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量算定方法の考え方

温室効果ガス種類	算出方法の考え方
メタン	原則として、温室効果ガス排出量算定方法検討会における「温室効果ガス排出量算定に関する検討結果」（2006 年 8 月）の算定方法を基本とし、必要に応じて適宜、算定方法を変更している
一酸化二窒素	
代替フロン等 4 ガス	
	メタン・一酸化二窒素と異なり、各市区町村の活動量の把握が困難であることから、基本的に都の排出量を適当な指標で案分することにより算出

出典）オール東京 62 市区町村共同事業 提供資料 より作成

(2) 削減目標の考え方

「将来推計による減少（下図の a）」と「削減可能量の推計（下図の b）」の合計から「目標年度の削減見込み量（下図の c）」を推計し、削減目標を検討する目安としています。



a) 将来推計による減少（現状すう勢ケース）の推計方法

現在すでに行っている以上の地球温暖化対策を今後実施しないまま推移した場合（現状すう勢ケース）の、2030年度における温室効果ガス排出量を部門別に推計しました。

すなわち、エネルギー消費原単位や排出係数は今後も現状と同じレベルのままで推移するものとし、世帯数や製造品出荷額などの活動量のみが増減した場合の、2030年度における温室効果ガス排出量の将来推計をしました。

各部門の将来の活動量は、人口など、市が独自に予測を行っている場合はその値を適用し、それ以外においては主にこれまでのトレンドに基づく予測値を適用しました。将来推計における活動量指標を表6に示します。

また、現状すう勢ケースの温室効果ガス排出量は、次の式から算出しました。

$$\text{現状すう勢ケースの温室効果ガス排出量} = \text{最新年度の温室効果ガス排出量} \times \text{活動量変化率}$$

表6 将来推計に用いた活動量指標

部門		活動量指標	将来活動量の想定
産業部門	農業・水産業	農家数	2026年の農業振興計画目標値と直近年度の数値をもとに推計
	建設業	新築着工床面積	最新年度と同等
	製造業	製造品出荷額	トレンド推計
民生部門	家庭	世帯数	東京都の推計値
	業務	延床面積	トレンド推計
運輸部門	自動車	走行量	トレンド推計
	鉄道	乗降者人数	最新年度と同等
廃棄物部門		焼却ごみ量	トレンド推計

b) 削減可能量の推計方法

温室効果ガス排出量の削減可能量は、「地球温暖化対策計画」の対策から、市に関連する取組を抜き出し、推計しています。

算出方法は、各部門で指標となる活動量をもとに、国の部門別構成比を町田市の構成比で計算し、按分しています。

【削減可能量算定式】

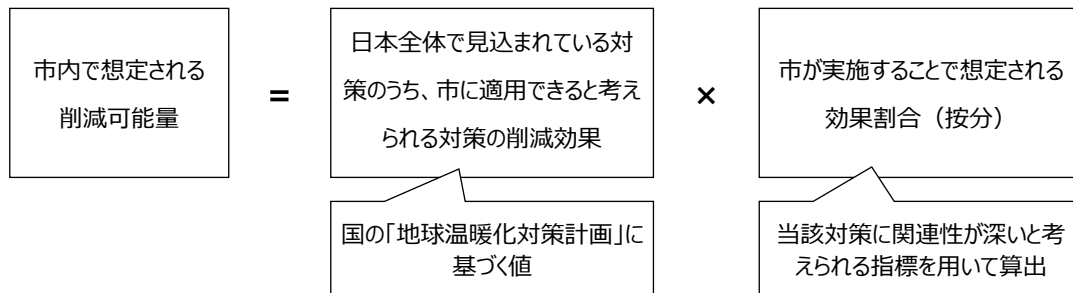


表7 部門ごとの町田市に関連する主な対策項目と按分方法

部門	対策項目	按分方法
産業	省エネ技術・設備の導入 (高効率空調、産業用照明の導入等)	製造品出荷額で按分
	エネルギー管理の徹底 (製造過程における省エネ技術の導入等)	
	その他対策・施策 (業種間連携省エネの取組推進等)	
家庭	住宅の省エネ化 (断熱化、新築住宅の省エネ基準適合推進等)	世帯数で按分
	省エネ機器の導入 (HEMS・スマートメーター導入、高効率給湯器導入等)	
	省エネ行動の推進 (こまめな消灯、適切な室温管理等)	
業務	建築物の省エネ化 (断熱化、新築建築物の省エネ基準適合推進)	業務建物延床面積で按分
	省エネ機器の導入 (BEMS、高効率照明、高効率ボイラーの導入等)	
	省エネ行動の推進 (こまめな消灯、適切な室温管理等)	
	その他対策・施策 (エネルギーの面的利用拡大、ヒートアイランド対策等)	
運輸	自動車単体対策 (燃費改善、次世代自動車の普及)	自動車保有台数で按分
	その他対策 (公共交通機関利用促進、エコドライブ推進等)	
廃棄物	廃棄物対策 (廃棄物の減量等)	第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画の目標を基に算出
他ガス	代替フロン対策 (廃棄時等のフロン類の回収促進等)	製造品出荷額、業務建物延床面積で按分

7.6 用語解説

【アルファベット・英数字】

COP p. 6

Conference of Parties（締約国会議）の略で、環境問題に限らず、多くの国際条約の中で、その加盟国が物事を決定するための最高決定機関として設置されている。気候変動枠組条約のほか、生物多様性や砂漠化対処条約等の締約国会議があり、開催回数に応じてCOPの後に数字が入る。

EC p. 88

Electronic commerce（電子商取引）の略で、インターネット上で商品やサービスの売買を行うことを指す。

ESG 投資 p. 83

従来の財務情報だけでなく、環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）も考慮した投資のこと。

EV p. 32

Electric Vehicle（電気自動車）の略。電池に電気を充電し、その電気を使い、モーターを回して走る自動車のこと。

FCV p. 32

Fuel Cell Vehicle（燃料電池自動車）の略。水素と酸素の化学反応から電力を取り出す発電機構で得られた電力をモーターへと送り、動力として使用する車両を指す。二酸化炭素を排出しない。

J（ジュール） p. 32

J（ジュール）はエネルギー量。MJ はメガ・ジュール、GJ はギガ・ジュール、TJ はテラ・ジュールの略号。メガは10の6乗、ギガは10の9乗、テラは10の12乗に相当する。

Maas（マース） p. 44

Mobility as a Service の略で、地域住民や旅行者一人ひとりの移動ニーズに対応して、

複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービス。また、観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決等の重要な手段となるものである。

PPA p. 41

Power Purchase Agreement（電力販売契約）の略で、需要家と発電事業者が長期の電力購入契約を結ぶ電力調達のこと。

RE100 p. 83

Renewable Energy 100%の略で、使用する電力の100%を再生可能エネルギーにより発電された電力にすることに取り組んでいる企業が加盟している国際的な企業連合。

ZEB p. 46

Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。

ZEH p. 40

Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略。外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現したうえで、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅のこと。

3R p. 9

廃棄物処理とリサイクルにおける優先順位を表す言葉の頭文字を取った造語。①廃棄物の発生抑制（Reduce：リデュース）、②資源や

製品の再使用（Reuse：リユース）、③再資源化（Recycle：リサイクル）の順で重視する。

【あ】

一般廃棄物 p. 61

産業廃棄物以外の廃棄物。一般家庭の日常生活に伴って生じた家庭系一般廃棄物と、会社や商店、学校や各種団体、個人事業等の事業活動によって生じた事業系一般廃棄物に分類され、基本的に自治体が処理することになっている。

インフラ p. 31

インフラストラクチャーの略。公共施設のうち、都市活動を支える道路、橋りょうなどの交通施設や公園、上下水道などの施設の総称。

エコドライブ p. 46

燃費のよい自動車の運転を心がけること。加減速の少ない運転、早めのアクセルオフ、アイドリングストップなどがある。

エンパワーメント p. 31

Empowerment。「権限を与えること」「自信を与えること」「力を付けてやること」などの意味を持つ英単語。

SDGs のゴール【目標 5 ジェンダー】において「女性及び女性のエンパワーメントを行う」とあり、性差別などで抑圧されることなく力を付けられる社会を目指しているというものである。

温室効果ガス p. 6

温められた地表からの熱（赤外線）が、宇宙空間へと放射されるのを抑え、地表面の温度を一定に保つ役割を果たしているガスのこと。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フルオロカーボン等がある。いずれも大気中で微量な成分であるが、人間活動により急激に増加しており、地球温暖化を引き起こしている。

【か】

カーボンハーフ p. 7

東京都において 2030 年を目標に都内から排出される CO₂などの温室効果ガスを 2000 年比で半減（ハーフ）させることを目指すスローガン。

2050 年の CO₂排出ゼロを目指すための目標や取組などをまとめた戦略「ゼロエミッション東京」を 2019 年度に策定し、2020 年度に改定。その中で、今後 10 年間を重要視し、2030 年に向け新たに設定された目標である。

家庭用燃料電池 p. 40

一般的に都市ガスや LPG から水素ガスを生成し、空気中の酸素と反応させて電力を得るとともに、併せてその際に発生する熱を給湯などに利用する方法（コジェネレーション）が採用された燃料電池。このようなシステムの統一名称を「エネファーム」とよぶ。

環境基準 p. 9

人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準。大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくかを定めたものである。

環境負荷 p. 61

人の活動が環境に与える負担のことで、廃棄物・公害・土地開発などによる影響がそれに当たる。環境基本法では「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」と定義している。

気候変動 p. 7

気候変動の要因には自然の要因と人為的な要因があるが、気候変動枠組条約においては、地球の大気の組成を変化させる人間活動に直接又は間接に起因する気候の変化であって、比較可能な期間において観測される気候の

自然な変動に対して追加的に生ずるものと定義されている。

グリーンインフラ p. 21

社会資本や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（防災・減災や地域振興、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組のこと。

グリーンリカバリー p. 6

新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ経済の復興を図る際に、脱炭素化など環境問題への取組も併せて実行しようとするウィズコロナ、アフターコロナにおける政策の1つ。

景観アドバイザー p. 73

景観、建築、都市計画、樹木及び色彩等に関し専門的知識を有する者のうちから知事を選任され、アドバイザー名簿に登録された専門家。主な業務としては自治体ワークショップ等景観形成活動の企画・運営等の支援、シンポジウム、セミナー等での講演、景観計画策定等に関する助言などである。

光化学オキシダント p. 9

自動車や工場等から排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物が紫外線によって光化学反応を起こして発生する光化学スモッグの原因物質の総称。

光化学スモッグ p. 70

光化学オキシダントが原因となり発生する大気汚染の1つ。夏期、日射が強く風の弱い日に発生しやすく、その影響は目やのどの粘膜を冒す健康被害のほか、農作物被害など広範囲にわたる。

コージェネレーションシステム p. 45

天然ガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステムのこと。

固定価格買取制度 p. 17

Feed-in Tariffs (FIT) とよばれ、電気事業者に対し、再生可能エネルギーにより発電された電力について規定の価格（固定価格）で買い取ることを義務付ける制度。固定価格での買取により導入者の投資回収を予測しやすくし、再生可能エネルギーへの投資を加速させることを目的としている。

コワーキングスペース p. 45

個人事業者や起業家、在宅勤務が許可されている会社員など、場所の縛りが無い環境で働ける人に向けたサービス及び施設。経費の削減や利便性を得ることができ、さらには脱炭素型ライフスタイルを推進する手法の1つとしても考えられている。

【さ】

再生可能エネルギー p. 8

永続的に利用することができる太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス等の化石燃料によらないエネルギーの総称。再生が可能であるため、再生可能エネルギーとよばれる。

相模原・町田大学地域コンソーシアム p. 78

「さがまちコンソーシアム」ともいい、相模原市と町田市を生活圏とする大学、NPO、企業、行政などさまざまな主体が連携し、それぞれの特性を活かした協働を通じて、魅力あふれる地域社会を創造することを目的に設立された。多彩な学びの場を市民に提供する「教育学習事業」、まちづくりの担い手を育成する「人材育成事業」、新たな文化・福祉・産業の発展に寄与する「地域発展事業」を事業の柱としている。

里山 p. 20

自然林の破壊により人為的に形成され、維持管理されてきた人里の二次林（関東地方では主としてコナラ・クヌギを優占種とする雑木

林)、あるいは二次林と周辺の農地や用水路、草地、史跡等を合わせた地域の景観のこと。

産業廃棄物 p. 61

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど 20 種類の廃棄物のこと。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づきその適正な処理が図られる必要がある。

次世代自動車 p. 28

窒素酸化物 (NOx) や粒子状物質 (PM) 等の大気汚染物質の排出が少ない、又は全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車のこと。環境省の「次世代モビリティガイドブック 2019」では、燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車が挙げられている。

持続可能な開発のための 2030 アジェンダ p. 6

2015 年 9 月 25 日に、ニューヨーク・国連本部で開催された国連サミットで採択された計画 (agenda) で、序文、政治宣言、持続可能な開発目標 (SDGs)、実施手段、フォローアップ・レビューで構成されている。

森林インストラクター p. 53

森林を利用する一般の人に対して、森林や林業に関する適切な知識を伝えるとともに、森林の案内や森林内での野外活動の指導を行う者である。一般社団法人全国森林レクリエーション協会の実施する試験に合格することによってその資格を得られる。

水源^{かんよう}涵養域 p. 55

田、畑、森林、水域など、雨水や地下水を染み込ませ蓄えておける場所。水源涵養域が減少すると、地下水の量が減るだけでなく、雨

水が一気に河川に流れこむことによる水害の発生が懸念される。

スマートシティ p. 82

都市の抱える諸課題に対して、ICT 等の新技術を活用しつつ、マネジメント (計画、整備、管理・運営等) が行われ、全体最適化が図られる持続可能な都市又は地区。

生態系 p. 21

植物、動物、微生物と、それらを取り巻く大気、水、土壌などの環境とを統合した 1 つのシステムのこと。

生物化学的酸素要求量 (BOD) p. 24

水中の有機物が微生物のはたらきによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川の有機汚濁を測る代表的な指標の 1 つ。河川的环境基準や事業所の排水基準などで定められている。数値 (mg/l) が大きいほど、有機物の量が多く、汚れが大きいことを示す。

生物多様性 p. 12

全ての生物の間に違いがあること。生物の多様性に関する条約では、生態系・種間 (種) ・種内 (遺伝子) の 3 つのレベルにおいてそれぞれ多様性があるとしている。

生物多様性国家戦略 p. 7

生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画。現行の生物多様性国家戦略は 2012 年に策定した「生物多様性国家戦略 2012-2020」となり、愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップと、2011 年 3 月に発生した東日本大震災を踏まえた今後の自然共生社会のあり方を示している。

生物多様性保全上重要な里地里山 p. 20

環境省では、さまざまな命を育む豊かな里地里山を、次世代に残していくべき自然環境の 1 つであると位置づけ、全国で 500 箇所を選定している。略して「重要里地里山」ともいう。

ゼロエミッション東京 p. 7

2019年12月に策定・公表された「ゼロエミッション東京戦略」において、気温上昇を1.5℃に抑えることを追求し、2050年までに、世界のCO₂排出実質ゼロに貢献するという東京都の目標。現在同戦略は改定され「ゼロエミッション東京戦略2020 Update & Report」となっている。

【た】

第五次環境基本計画 p. 6

環境基本法に基づいて定められ、政府の環境施策の大綱を定める計画の第五次計画であり、2018年4月17日に閣議決定された。SDGsの考え方も活用しながら、分野横断的な6つの「重点戦略」を設定、また地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱している。

太陽光発電 p. 17

光を受けると電流を発生する半導体素子を利用し、太陽光エネルギーを直接電力に変換するシステム。

地域循環共生圏 p. 6

各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方。

地球温暖化対策実行計画（区域施策編） p. 7

「地球温暖化対策の推進に関する法律」ならびに、2016年5月13日閣議決定された「地球温暖化対策計画」によって地方公共団体に策定を義務付けられた計画。その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出抑制等を推進するための総合的な計画となる。

地球温暖化対策推進法 p. 7

「地球温暖化対策の推進に関する法律」のことを指し、地球温暖化対策を推進するための法律である。国、地方公共団体、事業者、国民の責務、役割を明らかにしている。住民・事業者が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を目的に、温室効果ガス排出抑制のための情報の提供や必要な措置を講ずるよう努めることも求められている。1999年4月に施行。

長期優良住宅建築物 p. 40

2009年6月4日に施行された「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」によって、長期にわたり住み続けられるための措置が講じられて建てられた、もしくはその認定を受けた優良な住宅を指す。同法律は施行後10年以上がたち、2021年5月28日に改正法（住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律）が公布されている。

東京ゼロエミ住宅 p. 40

東京都独自に定めた、高い断熱性能を持った断熱材や窓を用いたり、高い省エネ性能を有する家電製品などを取り入れたりした住宅で、高い省エネ性、快適な室温の維持、さらに部屋間の温度差が小さくなり、ヒートショックの予防にもつながる。

東京都 ECO-TOP プログラム p. 78

大学や大学院が自然環境保全のための教育課程を設け、それを東京都が認定する制度。授業やインターンシップなどを通じて、大学、企業、NPO、行政が連携して自然環境に軸足を置いたジェネラリストを育てる。認定されたECO-TOPプログラムの修了者は東京都の名簿に登録され、知事名の修了者登録証が発行される。

特定土地利用行為 p.55

特定土地利用とは、市街化調整区域において、墓地資材置場、廃棄物処理施設等（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に該当する場合を除く）、ウエスト・スクラップ処理場、学校教育施設、社会福祉施設等、医療施設、スポーツレクリエーション施設に供するため、土地を利用すること。特定土地利用をするための行為、又は、現に特定土地利用の用に供する土地については事業区域を 300 平方メートル以上にわたり拡大する行為を特定土地利用行為という。

【な】

ナッジ p. 26

行動科学の知見（行動インサイト）の活用により、「人々が自分自身にとってより良い選択を自発的に取れるように手助けする政策手法」のこと。

【は】

バイオガス p. 23

微生物の力（メタン発酵）を使ってえさ（生ごみ（食べ残しなど）、紙ごみ、家畜ふん尿など）から発生するガスのこと。ガスには燃えやすい気体「メタン」が含まれており、発電に利用することができる。

パリ協定 p. 6

2015 年 12 月、パリで開催された気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において、全ての国が参加する新たな国際枠組みとして「パリ協定」が採択され、翌 2016 年に発効した。パリ協定では、温室効果ガス排出削減（緩和）の長期目標として、気温上昇を 2℃より十分下方に抑える（2℃目標）とともに 1.5℃に抑える努力を継続すること、そのために

今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出量を実質ゼロ（排出量と吸収量を均衡させること）とすることが盛り込まれた。

ヒートアイランド p. 87

都市部において、郊外に比べ気温が高いことにより、等温線が島状になる現象。都市の多くが人工的構造物に覆われてみどりが少ないこと、人間の生活や産業の活動にともない人工熱が放出されること、大気汚染などが原因となる。

ビオトープ p. 8

ドイツ語で生物を意味する「ビオ」と場所を示す「トープ」の合成語。1 つの生物種にとって必要な空間のまとまりを、その種のビオトープという。また、一定の区域に、元来そこにあった自然風景、生態系を回復・保全することも指す。

ビルエネルギー・マネジメントシステム（BEMS） p. 40

Building and Energy Management System。業務用ビルや工場等の建物全体のエネルギー利用状況を一元的に監視し、制御するシステムのことをいう。建物全体のエネルギー消費状況をモニタリングし、最適な運転計画を立案できるため、消費量の低減に役立つと期待されている。

フードドライブ p. 28

家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する活動のこと。

フットパス p. 58

イギリス発祥の「森林や田園地帯、古い街並みなど地域に昔からあるありのままの風景を楽しみながら歩くことができる小径」のこと。近年日本においても、様々な地域において各々の特徴を活かした魅力的なフットパスが整備されている。

浮遊物質量（SS） p. 24

水中に浮遊または懸濁している直径 2mm 以下の粒子状物質の量。粘土鉱物、動植物フ

ランクトンやその死骸、工場排水等に由来する有機物や金属の沈殿物等である。数値（mg/l）が大きい程、水が濁っていることを示す。

（緑地里山）保全地域 p. 53

優れた自然環境を保全するために指定された地域のこと。自然環境保全地域は、高山・亜高山の森林・草原、優れた自然林、特異な地形、貴重な野生動植物が生息・生育する湖沼・湿原などが対象となる。

【ま】

みどりのカーテン p. 8

日当たりのよい窓や壁をつる性の植物などで覆うこと。強い日差しが遮られるとともに、植物の葉の蒸散により、夏季における室内温度を下げる。省エネルギー、ヒートアイランド対策、地球温暖化対策等の効果が期待される。

【や】

溶存酸素量（DO） p. 24

水中に溶解している酸素の量。魚介類が生存するためには 3mg/l 以上、好気性微生物が活発に活動するためには 2mg/l 以上が必要であるといわれている。数値（mg/l）が大きいほど良好な水質であることを示す。

第3次町田市環境マスタープラン

編集・発行 町田市 環境資源部 環境政策課

所在地 〒194-8520 町田市森野2丁目2番22号

電話 042-724-4386

発行年月 2022年3月

刊行物番号 21-69

